

---

# 河内長野市 文化財保存活用 地域計画

---



河内長野市教育委員会

## 河内長野市文化財保存活用地域計画 目次

序 章 .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画期間 .....	1
3 地域計画の対象について .....	1
 第1章 河内長野市の概要 .....	2
1 自然・地理的環境 .....	2
2 歴史的環境 .....	2
3 社会的環境 .....	7
(1) 人口動態 .....	7
(2) 交通 .....	7
(3) 産業 .....	8
(4) 観光 .....	8
(5) 市民文化 .....	8
 第2章 河内長野市の歴史文化遺産の概要 .....	9
1 河内長野市の歴史文化遺産の特色 .....	9
2 本市の主要な歴史文化遺産と指定措置の状況 .....	10
(1) 建造物（寺社） .....	10
(2) 建造物（古民家） .....	10
(3) 建造物（近代建築） .....	11
(4) 美術工芸品（彫刻・絵画・工芸品） .....	11
(5) 美術工芸品（石造物） .....	11
(6) 美術工芸品（書跡・典籍・古文書） .....	11
(7) 美術工芸品（その他） .....	12
(8) 有形民俗文化財 .....	12
(9) 無形民俗文化財（祭礼・年中行事） .....	12
(10) 記念物（遺跡・寺社境内・天然記念物・名勝・古道） .....	12
(11) 選定保存地域 .....	12
 第3章 河内長野市の歴史文化の特徴 .....	14
1 中世寺院に関わる歴史文化 .....	15
2 中世の合戦に関わる歴史文化 .....	15
3 高野詣に関わる歴史文化 .....	15
4 里山集落に関わる歴史文化 .....	16
5 近世・近代の生業に関わる歴史文化 .....	16
 第4章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針 .....	18
1 既往の歴史文化遺産調査の概要 .....	18
(1) 郷土研究会委託事業 .....	18
(2) 市内自治会収蔵資料調査 .....	20
(3) その他資料（庭園調査・水路・ため池調査・大阪府歴史の道調査・城郭調査） .....	20
(4) 調査状況 .....	21
 2 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する現状と課題 .....	22
(1) 歴史文化遺産の調査研究をめぐる現状と課題 .....	22
(2) 歴史文化遺産保存・整備・継承支援をめぐる現状と課題 .....	23
(3) 所有者・所有団体・保存継承団体の現状と課題 .....	24

(4) 歴史文化遺産活用の現状と課題	24
3 各行政計画における地域計画の位置づけ	27
(1) 総合計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ	27
(2) その他 行政計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ	28
4 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針	32
(1) 歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用における課題と基本方針の関係	32
(2) 基本方針	32
(3) 基本方針と計画期間に取り組む事業	34
5 関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区の設定	38
(1) 関連遺産群と歴史文化遺産保存活用地区の考え方	38
(2) 関連遺産群の設定基準と設定	39
(3) 関連遺産群	40
(4) 歴史文化遺産保存活用地区設定基準	44
(5) 歴史文化遺産保存活用地区	45
第5章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する措置	54
1 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用について	54
(1) 歴史文化遺産調査研究	54
(2) 歴史文化遺産保存・整備・継承支援	55
(3) 歴史文化遺産活用	58
2 歴史文化遺産保存活用地区・関連遺産群について	62
(1) 歴史文化遺産保存活用地区的調査研究、保存・整備・継承支援、活用事業	62
(2) 各関連遺産群の調査研究、保存・整備・継承支援、活用事業	79
3 防犯・防災及び災害時の対応	83
(1) 防犯・防災	83
(2) 災害時の対応	83
第6章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の推進体制	84
1 歴史文化遺産所管課の体制	84
(1) 歴史文化遺産所管課の現状	84
(2) 歴史文化遺産所管課職員の配置状況	84
(3) 河内長野市文化財保護審議会の体制	84
(4) 庁内連携などの体制	84
(5) 歴史文化遺産所有者・歴史文化遺産 保存活用地区住民・市民団体との連携	87
2 事業推進の進行管理など	89
(1) P D C A サイクルによる進行管理	89
(2) 協働・連携による事業の推進	89
(3) 柔軟な計画の見直し	89
第7章 地域計画策定の体制と経過	90



# 序 章

## 1 計画策定の背景と目的

本市は、全国有数の歴史文化遺産が集中する地域であり、令和元年度には「中世に出逢えるまち」をタイトルとしたストーリーが日本遺産に認定された。これらがまちの重要な資源となっている一方で、少子高齢化、人口減少が加速している今日の状況は、歴史文化遺産の保存や継承にも大きな影響を与えつつある。このため、既存のインフラや組織を有効に活用しながら、交流人口及び関係人口を増やし、本市の活性化を推進していくことが喫緊の課題となっている。

このような社会情勢を受けて、様々な組織、団体、個人から市域の歴史文化遺産の保存や活用に関する理解と参画を得て、より大きな枠組みをもって、総合的かつ計画的に歴史文化遺産の保存と活用を進める必要が生じている。

のことから、河内長野市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を、河内長野市歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）に基づいて文化財保護法第183条の3に規定された文化財保存活用地域計画として作成する。また、本市において中長期的に取り組んでいく歴史文化遺産の「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」に関わる事業の具体的な目標や取組みの内容を明らかにした基本的な行動計画として作成するものである。今後、市域にある歴史文化遺産の価値を地域計画に基づいて多くの団体、組織や個人と共有し、協働によってこれらの施策を進め、日本遺産のまちとしての魅力をより向上させていく。

## 2 計画期間

地域計画の計画期間は、令和元年12月から河内長野市第5次総合計画の最終年次である令和8年3月までとする。効果的・効率的に事業が行えるように、各年でP D C Aサイクルによる進行管理と事業評価を行う。この結果を以後の事業実施につなげるとともに、令和8年度以降の第2期地域計画を策定する際の基礎資料とする。なお評価機関としては、外部の有識者によって構成される河内長野市文化財保護審議会が担うこととする。

## 3 地域計画の対象について

文化財保護法（昭和25年法律第214号）において、文化財の類型として有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の5類型と文化的景観（※1）が定められている。これらは、従来、単体として価値を持ち、類型中、典型的なもの、稀少なものが主に指定文化財となり、重点的な保存の措置が行われてきた。

しかし、地域計画では、市民が河内長野市の伝統文化・歴史を語るうえで必要とし、「河内長野らしさ」を感じることのできる歴史的に形成された資源を、指定、未指定に関わらず、これまで単体としては保存や活用の対象として扱われ難かったものも含めて幅広くとらえて歴史文化遺産と定義し、地域計画の対象とした。

※1	有形文化財	美術工芸品や建造物などの形を持った文化財
	無形文化財	演劇、音楽などの形を持たない文化財
	民俗文化財	祭りや生業などの国民の生活文化に関する文化財
	記念物	遺跡、庭園などの名勝、動植物、地質鉱物など
	伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
	文化的景観	人々の生活、生業やその土地の風土によって形成された景観

# 第1章 河内長野市の概要

## 1 自然・地理的環境

河内長野市は、大阪府の東南端にあり、奈良県、和歌山県に接している。市域の面積は $109.63\text{ km}^2$ で、大阪府内では、大阪市、堺市に続き3番目に広い市域を有するが、7割が森林（大部分は人工林）であり住宅地、耕作地の割合は相対的に少ない。

市域の地形を見ると、東部には金剛山地が、南部には岩湧山を始めとする和泉山脈が連なり、中央部には加賀田丘陵が、西部には小山田丘陵が広がっている。そして、それらの間を流れる石見川、天見川、加賀田川、石川、西除川（天野川）の5つの河川に沿って主要な谷と河岸段丘が形成されている。古くからの居住地と耕作地の大部分は、これらの谷や河岸段丘上に位置し、それぞれ独自の歴史と文化が存在する。一方で丘陵上には昭和から平成にかけて開発された団地が広がっている。

地質は、東部にある金剛山地が領家かこう岩類からなり、南部にある和泉山脈脊梁部に和泉層群が分布し、山麓部では泉南層群と、金剛山地から続く領家かこう岩類が見られる。なお領家かこう岩類は、地表で見られない地域でも、全市域の地下深くに広がっており、丘陵部では、その上位に大阪層群が重なっている。そして、河岸段丘は、上記全てより新しい時代の地層で構成されている。

気候は、瀬戸内式気候区の東端近くにあって、他の地域と比べるとやや雨の少ない地域となっている。年間降水量は平成29年で $1633.5\text{ mm}$ であった。気温は、内陸部の山地に位置するため、大阪平野部よりも1度前後低くなっている。



図1 河内長野市位置図

## 2 歴史的環境

市域は豊かな森林資源を持つ山間部に、大阪平野部とは異なる歴史の展開を見る能够である。また、旧国の大和、紀伊、和泉と境界を接し、各地からの街道が交わるため交通の要衝であり、この点も市域の歴史文化に影響を与えた。

### ① 旧石器時代から古墳時代～河内長野市のあけぼの～

旧石器時代～縄文時代にかけての遺跡数は、府内の他の市町村よりも多い。

弥生時代では大阪平野部におくれて中期以降に集落が発展する。大型の集落で遺跡の状況が比較的明らかになっているものとして、三日市北遺跡がある。三日市北遺跡では、竪穴住居跡38棟が検出されており、中河内地域の生駒山西麓産土器が多量に搬入されている状況が確認されている。また、このような様相がみられる遺跡は石川流域沿いに多く、本市に接する和歌山県北部でも見られる。平

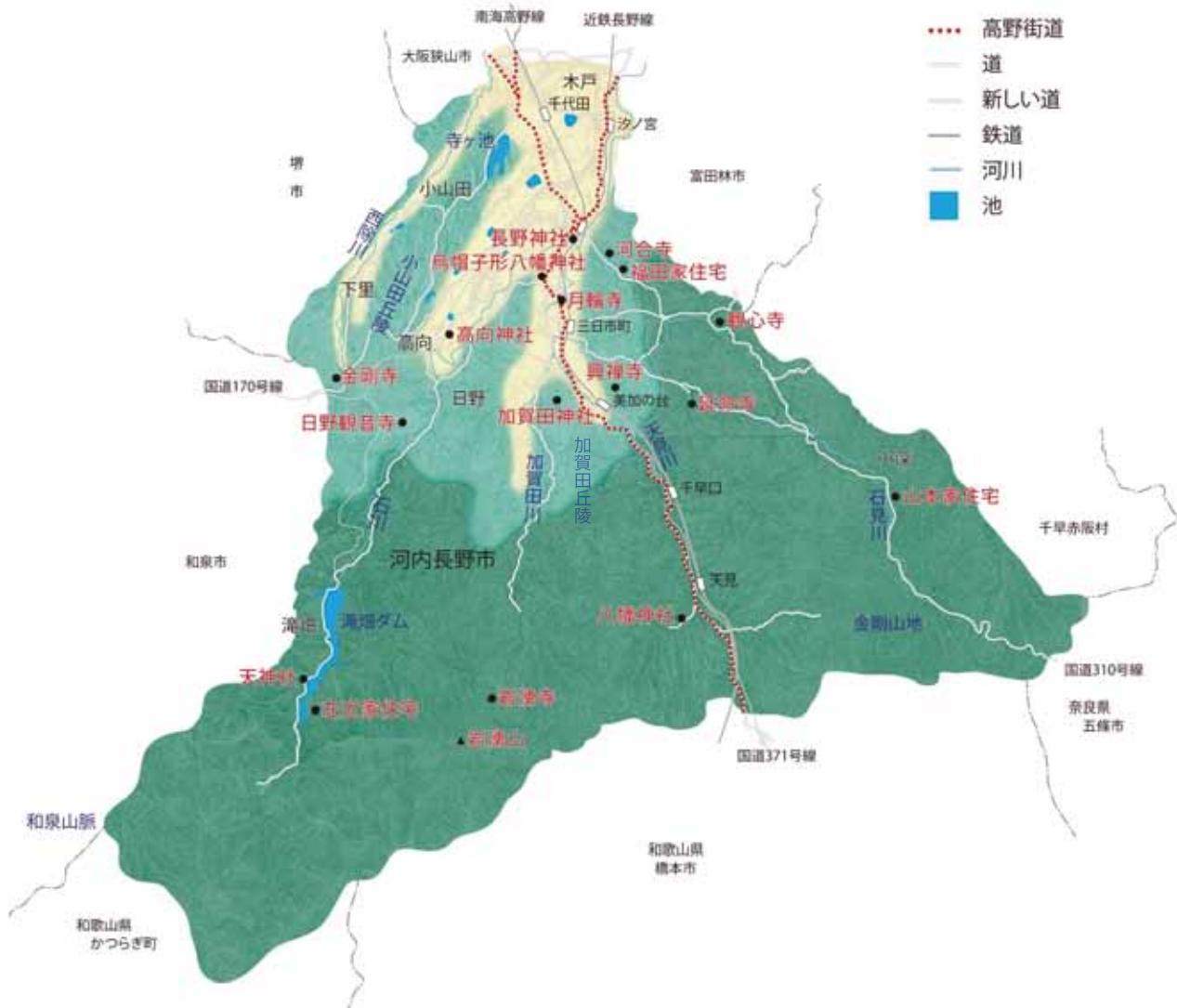


図2 市内の地形（丘陵・河川）と主要歴史文化遺産分布図

安時代から利用された高野街道に近いルートで和歌山県へ至る道がすでに成立し、交易のための物流ルートとなっていたことを窺わせる。

古墳時代前期には、首長墓で、全長52mを擁する前方後円墳の大師山古墳が出現する。集落遺跡では、前期の三日市北遺跡が弥生時代より断続し、中期の三日市遺跡がある。後期になると三日市遺跡が継続して営まれる他、周辺へも居住域が拡大し、新たに小塩遺跡などが市内南部の加賀田川流域に出現する。

## ② 古代～高向玄理の郷～

古代には、本市域は河内国錦部郡の一部となるが、市域に集落遺跡は少なく、小塩遺跡など、古墳時代後期に出現した集落が古代においても断続的に営まれる。この他、新たに、石川流域で高向遺跡などが形成される。古代寺院が数多く営まれた南河内地域にあって、古代寺院跡が確認されていないのも本市の特色を示している。なお、高向遺跡は、飛鳥時代に学者・政治家として活躍したと日本書紀に伝えられる高向玄理の出身地とされている。



図4 市内の荘園分布



図3 三日市北遺跡出土 弥生土器



図5 大日寺遺跡の中世墓

### ③ 中世～高野詣と一山寺院の発展～

中世には、一転して市域の遺跡は急増し、市域の大部分の遺跡で何らかの人々の暮らしのあとが見つかっている。このことは、土木技術の向上により河岸段丘面の耕地化が進んだことに加え、高野山への主要な参詣ルートが河内を通るようになったことで、市域を経由した京、大坂、堺と高野山を結ぶ交通・流通が活発化したことに起因していると考えられる。また、当時、市域には藤原氏系の荘園である法成寺領長野庄が置かれ、多くの子院（付属寺院）を従える觀心寺や金剛寺に代表される真言宗系の中世一山寺院も興隆した。また、三日市遺跡、尾崎遺跡、上原北遺跡、向野遺跡、寺元遺跡、大日寺遺跡では当時のムラの跡がみつかっている。

領主として地域を支配した寺院である一山寺院として、川上地区に大宝元年（701）に雲心寺として創建されたといわれる觀心寺が、天野地区に奈良時代創建といわれる金剛寺がある。觀心寺、金剛寺は創建の後に高野山の僧侶によって、整備されたものであり、市域東部にある川上地区と市域西部にある天野・下里地区を寺辺領として支配し、京の都や高野山の他根来寺とも関係を持ち、中世末期には隆盛を極めた。両寺には、戦国期の全盛期の様子を描いたといわれる絵図が残っており、伽藍を中心多く子院を従えた都市的な景観が描かれている。これらの子院の一部については、発掘調査が行われており、子院の様子を示す地下遺構に加えて多くの遺物が出土している。両寺院には、多くの中世の歴史文化遺産が伝わっている。これらの歴史文化遺産は、市域で保有されている指定文化財の多くを占めており、その種類も建造物、彫刻、絵画、工芸品、古文書、典籍、祭礼など幅広い分野



図6 観心寺境内図



図7 金剛寺境内図



図8 烏帽子形城跡

にわたっている。

この他、天見地区には石清水八幡宮の所領であった甲斐庄山郷が置かれ、そこから勧請された八幡神社が成立するなど、各地区にはそれぞれ特色ある歴史が展開した。

中世における本市域は治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期の3時期に渡って戦乱の舞台となつた。治承・寿永の内乱期には、平家方として戦い、となみやま 研波山の戦いで討ち死した源貞弘が、市域の長野庄を本拠地とする武士として知られている。南北朝内乱期には、南朝の勢力圏となり楠木正成の活躍の舞台ともなった。このため、古戦場跡、中世城郭跡、中世居館跡も多く残っている。これらには、曲輪・土塁、横堀が良好な状態で遺存する史跡烏帽子形城跡をはじめとして、えぼしがたじょうあと 石仏城跡、いしほつけ 旗藏城跡でも城郭の遺構が確認できている。これらは、千早赤阪村や富田林市にある中世城郭群とあわせて使用されていた。

#### ④ 近世・近代～幕藩体制と観光のはじまり～

近世に入ると市域には、天領、旗本領や近江膳所藩、和泉陶器藩、河内狭山藩などの飛地領が置かれ、中世に続き市域が政治的に一体化することはなかった。市域には、36の村が置かれ、各村では鎮守や村堂を中心に民家、田畠、墓地、小路などが展開する現代にもつながる里山集落の風景が形成された。これらの村落の一部では当時の景観を描いた村絵図が残っており、現代でも近世と変わらない土地利用の状況がみられる地区も存在する。

観心寺、金剛寺は寺領が縮小し、境内の堂宇や子院も減少した。なお、本市域に拠点を置いた藩は当初存在しなかったものの、膳所藩から分封した河内西代藩（1732年以降は、転封により神戸藩）が延宝7年（1679）から享保17年（1732）にかけて存在した。延宝7年に刊行された『河内鑑名所記』や享和元年（1801）に刊行された『河内名所図会』、あるいは嘉永6年



図9 旧三日市宿の町並み



図10 近世の市域

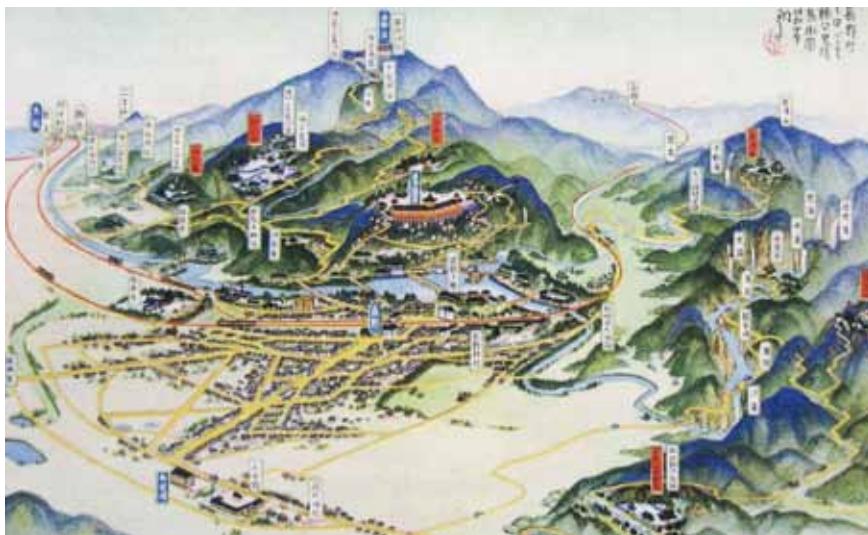


図11 吉田初三郎の鳥瞰図

(1853)に刊行された『西国三十三所名所図会』に中世に発展した市内の寺社が多く描かれており、観光地として栄えた本市域の様子を伝えている。

近世には高野詣が民衆へも浸透し、本市域には高野街道三日市宿が置かれた。三日市宿は、高野参詣の中継地として栄え、多くの旅籠で賑わいをみせていたことが知られており、現在でも、旅籠を踏襲した建物が残っている他、この時期に設置された里程石、道標、石灯籠などが沿道に残り、宿場町の運営に關係する村方文書も残っている。なお、近世の市域の様子については、『河内名所図会』、寺院の境内図、村絵図などの絵図によって詳細を知ることができる。なお、近代になっても観光のまちとしての状況は引き続き認められ、昭和10年に吉田初三郎によって描かれた鳥瞰図は観光地としての賑わいを伝えている。

また、大きな戦災にあっていないことから近世・近代の建築物も多く残り、長野地区や三日市地区の中心市街地にもこの時期に建築された民家が多く残っている。鋳物、酒造、凍豆腐、爪楊枝や豊富な河川を利用した水力による産業も盛んであった。市内には多くの産業用の水車が造られ、今も一部が残っている。また、役場庁舎、学校講堂、駐在所などの公共施設に加え、旅館、営業所には、一部に洋風の技術や意匠を取り入れた近代建築が建てられた。

3 社会的環境

## (1) 人口動態

本市は、昭和29年4月1日に、1町5村が合併し誕生した。昭和40年代以降に進んだニュータウン開発により人口は増加し、ピーク時の平成12年2月末では123,617人であった。しかし、それ以降人口は減少を続け、平成31年4月末時点では105,265人となっている。生産年齢人口（15～64歳）を見ると、平成12年度末において69.7%であったのが、平成31年4月末には、55.6%と、14.1ポイント減少しており、この傾向は今後も継続することが予想される。また、昼間人口をみると、平成27年の国勢調査では84.6%と低い値となっており、大都市近郊のベッドタウンとしての本市の性格を示している。

これらのことから今後は、高齢者を支える労働人口の定住が望まれるのは勿論であるが、全国的に人口が減少する中で当面は交流人口及び関係人口を増やし、まちの活力の維持と充実を推進していくことが課題となってくるものと考えられる。

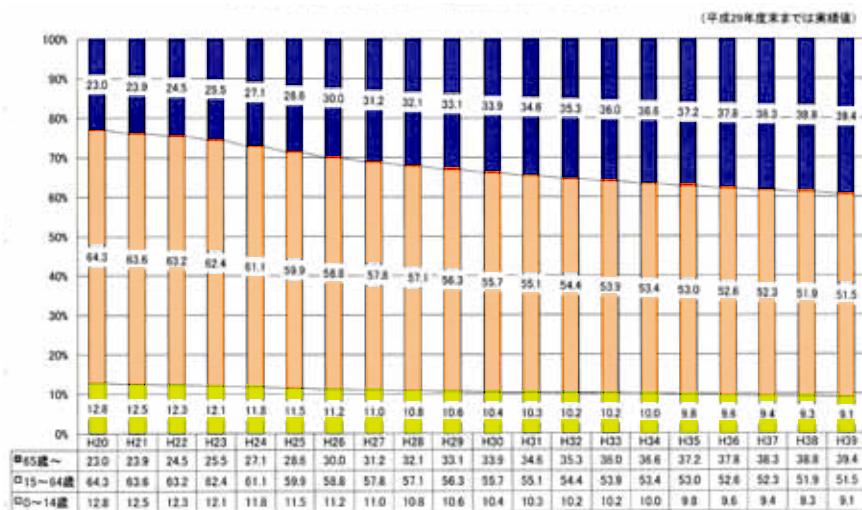


図 12 人口動態

## (2) 交通

交通については、大阪の中心地の一つである難波と高野山を結ぶ南海高野線が走り、近鉄長野線と河内長野駅で連絡している。河内長野駅は、市内各方面へのバス路線の起点ともなっており、歴史文化遺産が多い旧村部と中心市街地とを放射状に結んでいる。しかし、便数が少なく、歴史文化遺産が多い旧村部を相互に結ぶバス路線はない。このため、より広域を対象とした観光パッケージを利用して訪れる観光客も多く、市内での滞在時間は限定される場合が多い。

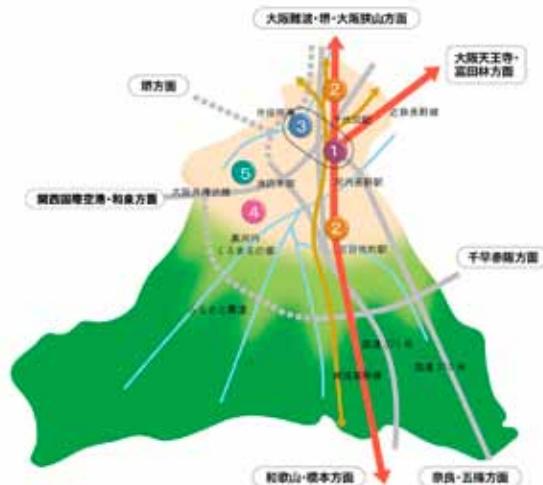


図 13 市内の交通網

### (3) 産業

産業については、就業種別人口が平成27年の国勢調査によれば第1次産業が491人、第2次産業が8,560人、第3次産業が30,981人で第3次産業の割合が多いことがわかる。第3次産業の多くは、市外への通勤者である。

農業については、農業振興地域の多くが山間部にあるため、農地の多くが傾斜地を造成してつくられ、狭小である。これらの農地は歴史文化遺産周辺の歴史的景観の構成要素となっている。しかし、このような農地は大規模な機械力を用いた集約的な農業には不向きであり、また後継者不足も進んでいる。

林業は、長い歴史を持つ。市域の約7割を森林が占めており、その大半が木材生産のために植林された人工林であり、境内林、社叢林<sup>しゃそうりん</sup>となっている場所も少なくない。古くから盛んであった林業は、従事者の高齢化や長引く木材価格の低迷、労働コストの増大などにより、近年の林業は大変厳しい状況が続いている。このことから森林所有者の経営意欲が低下し、将来にわたって市域の人工林を健全な状態で維持していくことが難しい状況となっている。

商業については、大型量販店出店などの影響もあり、中心市街地をはじめとした市内商業地においては店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいる。

### (4) 観光

観光は、多くの神社、寺院、名勝を抱える本市域において、温泉旅館もあり古くから盛んであった。しかし、交通機関の発達とともに進んだ戦後のベッドタウン化により、宿泊をともなう観光のまちとしての色合いは後退している。一方で、現在でも大阪都心部から鉄道で30分程度の距離にあるアクセスの良さから日帰りレクリエーション客が多く訪れ、受け入れる側での観光ボランティア活動なども盛んであるが、点としての観光に留まっているため、市内での滞在時間は少なく経済効果も限定的である。このことから、本市の資産である歴史・文化を面として活かし、観光所管課と歴史文化遺産所管課の連携した取組みなどが必要である。

### (5) 市民文化

本市は市民活動が活発なまちであり、地域の伝統文化である神楽、獅子舞などが継承されている他、書道、華道、茶道、舞踊などの日本の伝統文化に関わる団体が多く存在し、毎年秋に行われる市民文化祭をはじめとする様々な場で、各団体による展覧会、披露会が開催されている。また、地域に根差した多様な活動を行っている地域まちづくり協議会の活動も盛んである。

## 第2章 河内長野市の歴史文化遺産の概要

### 1 河内長野市の歴史文化遺産の特色



図 14 観心寺金堂



図 15 金剛寺境内



図 16 長野神社本殿



図 17 烏帽子形八幡神社本殿

本市域には、平成31年4月時点で8件の国宝と76件の重要文化財をはじめとする198件の指定文化財、国登録文化財が存在する。本市域に所在する歴史文化遺産の特徴は、年代的には中世まで遡り、類型としては信仰に関わるものが多くを占める点にある。この特徴を活かし令和元年度には「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」というテーマで歴史文化遺産をストーリーにまとめ、日本遺産に申請し認定をうけた。分布の特徴としては、丘陵と河岸段丘、谷部で形成された市域にあって、歴史文化遺産の多くは河岸段丘、谷部に位置する寺院や神社の所有となっているものが大部分である。特に、市域東部の川上地区にある観心寺と市域西部の天野地区にある金剛寺は、境内が史跡となっている他、本市域の国指定文化財、府指定文化財の大部分を所有している。この2ヶ寺以外では、市域を南北に縦走している高野街道沿いの神社や寺院が多く歴史文化遺産を所有している。

これらは、高野街道による人やモノの流れと、中世一山寺院の開創によって発展してきた本市の歴史的特徴をよく示している。また、近世の歴史文化遺産もよく残っている。

## 2 本市の主要な歴史文化遺産と指定措置の状況

### (1) 建造物（寺社）

本市域には、中世から近代にかけて建築された寺社建造物が数多く存在し、全市域の歴史文化遺産の所在を確認した総合調査では国宝1件、重要文化財14件を含む298棟が確認されている。国宝に指定されている観心寺金堂は、折衷様に分類される中世仏堂を代表する建造物である。重要文化財に指定されている寺社建造物の内11棟は中世のものであり、中世寺院を特色付ける堂塔、鎮守社、門などがある。この他、2棟は、近世初期に建造された書院であり、残る1棟は昭和天皇即位儀礼に使用された建造物の一部を移築した恩賜講堂である。

大阪府指定文化財は、2件で27棟存在し、すべて近世初頭に建造された寺社建造物である。

市指定文化財は、6棟存在し、近世前半までに建築された寺社建築である。この他には、未指定の近世から近代にかけての建造物で登録文化財となっているものが14棟存在している。

### (2) 建造物（古民家）

本市域は、多くの近世・近代の古民家が残っており、総合調査では299棟を確認している。これらの内、指定文化財として2棟の重要文化財、1棟の大坂府指定文化財、1棟の市指定文化財、6棟の国登録文化財がある。重要文化財の山本家住宅は17世紀前半と目される民家であるが、先進的であり開放的な構造をとっており、民家の変遷を考える上できわめて重要な資料である。同じく重要文化財左近家住宅も江戸時代前期の民家であり滝畠型と呼ばれる妻入りの特徴的な構造をしている。大坂府指定文化財の福田家住宅と市指定文化財の梶谷家住宅は、江戸中期のものである。国登録文化財は6件ある。これらは、それぞれ構えを異にしており、武家住宅、農家、町屋として使われたものがある。農家には、庄屋階層のものも含まれている。この他は、未指定であり、江戸時代後半期以降に建築された民家が大部分である。



図18 恩賜講堂



図19 山本家住宅

### (3) 建造物（近代建築）

近代建築は、旧庁舎・旧講堂・旧交番などの公共施設、旅館・事務所などの民間建造物、寺社建造物があり、総合調査では14棟を確認している。中でも建造物（寺社）でもふれた観心寺の恩賜講堂は重要文化財に、旧三日市交番は市指定文化財となっている。

この他は未指定であり、国登録文化財となっているものが2棟ある。すべて木造建築であり、レンガ積の店舗や事務所がない点は、近代における本市の特徴を示しているともいえる。その他、洋館を付設した住宅がある。

### (4) 美術工芸品（彫刻・絵画・工芸品）

彫刻・絵画・工芸品の大部分は寺社で保管されている仏教に関連するものである。総合調査で彫刻を531件、絵画を374件、工芸品を559件確認している。この内、国宝・重要文化財として彫刻36件、絵画7件、工芸品11件、大阪府指定文化財として彫刻5件、工芸品2件、市指定文化財として彫刻18件、絵画11件、工芸品3件がある。指定文化財となっているものは中世以前に遡るもののが大部分である。ただし、村絵図など近世の歴史文化遺産も存在する。

未指定のものは、近世以降のものが大部分を占めるものの、中世に遡るものも総合調査で見つかっている。



図20 延命寺 釈迦如来立像

### (5) 美術工芸品（石造物）

石造物は、古道沿い、寺社境内、墓地に集中して存在する。総合調査では1,016件を確認しているが、この内指定文化財となっているものは、大阪府指定文化財が1件、市指定文化財が3件（彫刻に含む。）存在する。大阪府の指定文化財となっているものは、中世の五輪塔であり、市指定文化財となっているものは近世の石造仏である。

この他は、未指定であり、道標、石仏、灯籠、五輪塔、宝篋印塔、記念碑・顯彰碑、狛犬、鳥居などがあり、宗教に関係するものと交通に関係するものが大部分を占める。

### (6) 美術工芸品（書跡・典籍・古文書）

総合調査が十分に実施できていない類型の歴史文化遺産である。中世寺院である観心寺と金剛寺に残された中世までの文書がおおむね重要文化財になっている。これらは、中世一山寺院の寺領の形成と統治、為政者との交渉、合戦に関する様々な事象が記録されている。また、金剛寺に伝わる「延喜式神名帳」、「延喜式」、観心寺に伝わる「観心寺縁起資財帳」は平安時代の文書であり国宝に指定されている。これらの他にも重要文化財として10件、府指定文化財として1件、市指定文化財として4件が存在する。この他は、未指定であり近世の古文書・典籍については、寺院で伝わっているもの以外に旧家で伝わる村方文書が存在している。

## (7) 美術工芸品（その他）

この他、考古資料として指定しているものが府指定1件、市指定2件、歴史資料として指定しているものが市指定1件が存在する。

## (8) 有形民俗文化財

総合調査は行っておらず、所有者からの問い合わせに応じて調査を行っており、保存状態、履歴などを勘案して市指定文化財としたものが6件存在する。

## (9) 無形民俗文化財（祭礼・年中行事）

総合調査が十分に実施できていない類型の歴史文化遺産である。市指定文化財となっているものとして神社における祭礼が5件、寺院における祭礼が1件ある。この他は未指定であり、この中には年中行事や寺社における祭礼がある他、市内には、多くの講による祭礼が地域の行事と一体化しつつ残っている。十分に把握ができていないが、これらは近年急激に減少していると考えられる。

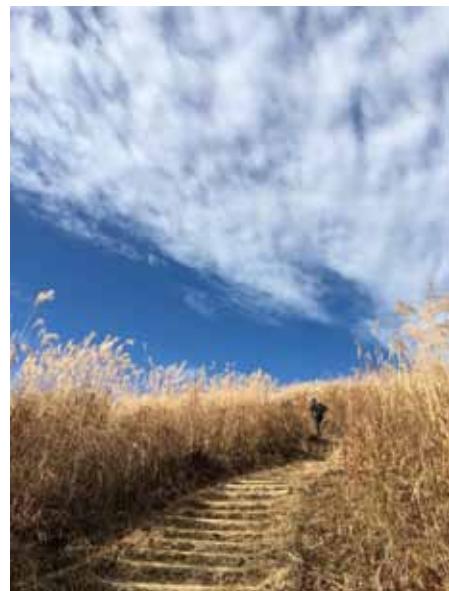
## (10) 記念物（遺跡・寺社境内・天然記念物・名勝・古道）

遺跡（埋蔵文化財）は153件、寺社境内（跡地を含む。）は198件がある。天然記念物については総合調査が実施できていない。遺跡としては、中世寺院の境内が2件、中世城郭跡1件が国の史跡となっている。この他、1件が大阪府指定、1件が市指定の史跡となっている。名勝は、大阪府指定が2件、市指定が1件存在する。いずれも寺院の境内を含むものである。天然記念物としては5件の大坂府指定物件、2件の市指定物件があるが、いずれも樹木である。名勝は、大阪府指定物件が2件、市指定物件が1件存在するがいずれも寺社の境内である。この他は未指定であり、寺院、民家にある庭園、西・中・東の高野街道、天野街道、巡礼街道、大沢街道、土木遺産（ため池、水路など）が存在している。

## (11) 選定保存地域

歴史文化遺産保存修理に活用する植物性資材の育成のため、これらの生育地は市条例で「選定保存地域」として選定している。現在までに4件の選定を行っている。

これらは同様の趣旨で設定されている文化庁設定の「ふるさと文化財の森」と範囲が重複している。



岩湧山の茅場

表1  
指定文化財件数一覧

類型	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物			伝統的建造物群	文化的景観	選定保存地域	合計
	建造物	美術工芸品	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物						
国指定・選定	17	67	1	0	0	3	0	0	0	0	0	—	88
府指定など	4	9	0	0	0	1	2	5	0	0	0	—	21
市指定など	8	39	0	6	6	1	1	2	0	0	0	0	63
国登録	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	22
府登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
市登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
合計	51	115	1	6	6	5	3	7	0	0	4	4	198

総合調査結果によって把握している歴史文化遺産の件数一覧

区分		データ件数	備考
有形文化財	建造物	801	寺院建造物202件、神社建造物96件 小規模建造物190件、近代建築14件、古民家299件
	美術工芸品	2914	彫刻531件、棟札150件、刀剣5件、単体石造物1016件 その他工芸品559件、絵画374件、古文書210件、石造物(道標)69件
無形文化財	工芸技術	1	重要無形文化財衣裳人形
民俗文化財	無形民俗文化財	308	年中行事・祭礼203件、講106件
	有形民俗文化財	119	絵馬119件
記念物	史跡	593	寺社跡198件、墓地・墓石108件、埋蔵文化財153件 水車(跡)134件
伝統的建造物群		0	
文化的景観	文化的景観	9	歴史文化遺産保存活用地区を対象としたもの。
合計		4745	

## 第3章 河内長野市の歴史文化の特徴

本市の歴史は、中世が大きな画期となっており、この時期に開発が進み、人口が急激に増加したとみられる。これは、市域が高野参詣の主要なルートに組み込まれたことで流通や交通の要衝として活性化したことによるものである。地域の活性化を受けて、観心寺や金剛寺の大規模寺院が地域に根を下ろし、地域の信仰・政治・文化・教育・経済の拠点として栄え、多くの財が集まつた。また、豊かさ故に、源平の合戦として知られる治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期には合戦の舞台ともなつた。また、このような戦乱をくぐり抜けた多くの歴史文化遺産は近世以降に多くの人々を惹きつける観光資源となつた。この他、近世では、本市を特色づける歴史文化遺産として、里山集落の景観、宿場町の景観、産業遺産がある。これらのことから、本市の歴史文化の特徴は以下の5つに分けて示すことができる。



図21 主要歴史文化遺産の分布

## 1 中世寺院に関わる歴史文化

市域の最も東にある石見川流域、最も西にある西除川（天野川）流域は、密教寺院の寺領として発展した地区である。中世寺院である觀心寺、金剛寺を核として、その周辺に広がるかつての寺辺領には、中世文書に記述された村々が現代でも地域コミュニティとして残っている。これらは、棚田、民家、村堂、鎮守などによって構成され、地域住民の生業によって維持されている。また、中世より続く祭礼も行われている。両寺院は、京都、高野山、根来寺などともつながりを持ちながら発展し、これらの地域との関係を示すような歴史文化遺産も多く所蔵されている。また、本市の中央を流れる加賀田川は、その最上流部に、修験道関連の寺院であった岩湧寺があり、周囲にはダイヤモンドトレールに沿って経塚や靈場、修験道にちなんだ伝承地などが点在し、信者による巡拝も続いている。このような修験道の靈場は、古葛城山と呼ばれた大阪南部の山地に沿って広がりをみせ、旧紀伊国まで続いている。

## 2 中世の合戦に関わる歴史文化



市域は、治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期の3つの時期に多くの戦闘が行われてきた。このため、各谷の縁辺にある丘陵には、中世に築かれた城郭が存在しており、谷を貫く交通の要衝には、古戦場跡も見られる。特に南北朝期には、千早赤阪村とともに太平記の舞台となり、市域にもこれに関わる政治拠点の跡や古戦場跡がある。戦国期には、鳥帽子形城が河内守護畠山氏の城として築かれ、羽曳野市高屋城<sup>たかやじょう</sup>や富田林市獄山城<sup>だけやまじょう</sup>とともに歴史に登場する。また、これらの戦いの様子を記録した古文書が寺院に残り、奉納された武器や武具も存在している。

## 3 高野詣に関わる歴史文化

天見川流域は、和歌山県域へと通じる交通網としてすでに弥生時代には使われていたとされる。このルートは、やがて京都や大坂、堺と高野山とを結ぶ高野参詣の道として使われるようになり、近世になると高野街道として整備され、市内の三日市町・上田町には宿駅<sup>しゆくえき</sup>がおかれた。これらの地区では旅籠<sup>はたご</sup>を踏襲した建物が現在では住居として残っており、この他、神社、仏閣や灯籠、小堂、道標、高札場跡などの交通に関連する歴史文化遺産が分布する。これらの歴史文化遺産は住民の日常的な生活や管理などを通じて維持され、本市の中心市街地の景観的イメージとなっている。



## 4 里山集落に関する歴史文化



各谷部には、村の鎮守、お堂を中心に、民家、棚田、小路、墓地などによって構成される里山集落の文化的景観があり、他の歴史文化遺産のまとまりとも融合しながら存在している。これらの民家、棚田、小路が日常生活や生業のために使われ続けているのは勿論のこと、墓地では供養が続いている。各村落は中世にまで遡るものが多く、近世・近代をへて地域コミュニティの基礎となったと考えられる。村堂では中世に由来する祭礼や集会が行われている。

中世や近世時点の里山風景のようすを記録した文書や絵図も残っており、人の絆は、現在も祭礼や生業の中で受け継がれており、これが里山景観を維持する基盤ともなっている。

## 5 近世・近代の生業に関する歴史文化

大坂という近世大都市の近郊にある農村として、菜種、木綿、南天、炭、茶、鋳物、酒などの商品の生産が盛んであった。これらの多くは、産業としては途絶えたものも多いが、歴史文化遺産として生産品をはじめ、生産用具、生産遺構、生産に関わる文書などが伝わっている。また、主要な産業であった農業に関しても、ため池や水路などが数多く造られており、現在でも使われ続けている。このような手工業や農業が本市の近世・近代における主要な生業となっていた。



なお、本市の主な居住地や耕作地は5つの谷とその両岸の河岸段丘上に位置しているが、各谷では、少しずつ趣の異なる歴史文化遺産を見ることができ、このような谷や河岸段丘に挟まれた丘陵上には戦後に開発された団地が位置し、今後、歴史文化遺産継承の新たな担い手として期待される。

地域計画では、このような市域の歴史文化の特徴を基礎として関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区を設定した。

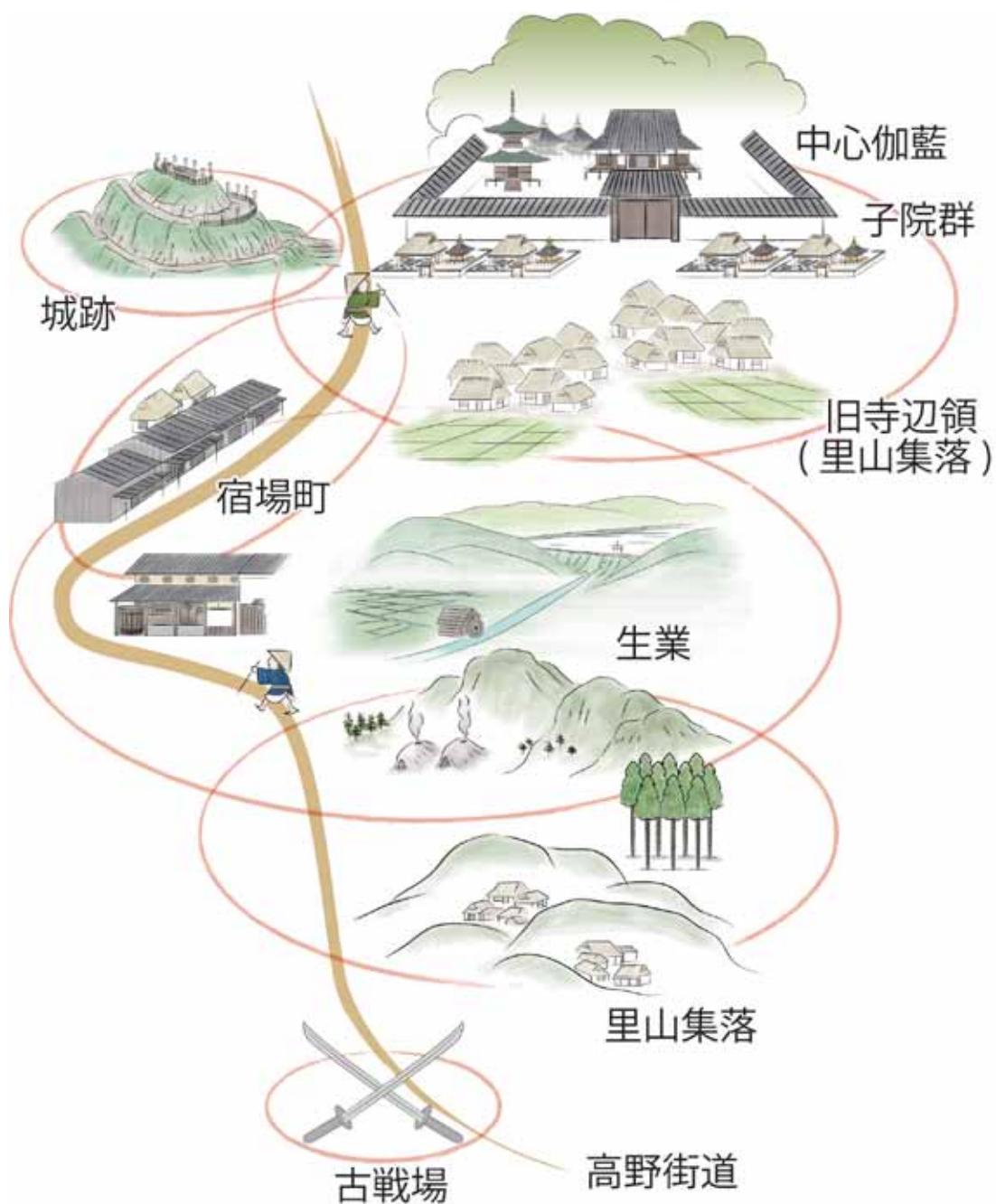


図22 市域の歴史文化遺産のイメージ

# 第4章 歴史文化遺産の調査研究、 保存・整備・継承支援、活用に関する方針

## 1 既往の歴史文化遺産調査の概要

本市では、昭和49年度以降、ほぼ毎年、特定のテーマを定めて市内歴史文化遺産の調査を行っており、様々な類型の歴史文化遺産について一定の資料の蓄積がある。ここでは、これらの調査成果について整理を行う。

### (1) 郷土研究会委託事業

本市では、昭和49年度以来に民間の任意団体である河内長野市郷土研究会に委託を行い、市域の歴史文化遺産の調査を行ってきた。各年次における調査概要については表2のとおりである。

表2 既往の歴史文化遺産調査一覧 1

調査年年度	資料タイトル	調査場所（調査場所、調査地点）
昭和49年	『郷土研究事業報告書（道標調査）』	全市域
昭和51年	『河内長野市内社寺跡調査報告書』	全市域
昭和52年	『郷土研究会事業報告書 (河内長野の絵馬)』	天神社、高向神社、住吉神社、赤坂上之山神社、川上神社、烏帽子形八幡神社、加賀田神社、光滝寺、金剛寺、松林寺、新町庚申堂、地蔵寺、矢伏觀音
昭和53年	『郷土研究会事業報告書 (河内長野の絵馬)』	赤坂上之山神社、烏帽子形八幡神社、加賀田神社、蟹井神社、川上神社、住吉神社、高向神社、千代田神社、天神社、長野神社、西代神社、八幡神社、安明寺、安樂寺、岩湧寺、延命寺、河合寺、觀心寺
昭和54年	『郷土研究会事業報告書 (古絵図調査)』	全市域
昭和56年	『河内長野市社寺建築棟札調査票』	大梵天王社、加賀田神社、長野神社、蓮光寺、西代神社、菅原神社、高向神社、岩湧寺、八幡神社、安明寺、地蔵堂、蟹井神社、金剛寺、住吉神社、延命寺、觀心寺、大日寺、天狗堂
昭和56年	『社寺建築棟札調査カード (天野山金剛寺所有分)』	金剛寺
昭和56年	『郷土研究会事業報告書 (歴史的古道調査)』	高野街道、大沢（五條）街道、大津街道、天野道、巡礼道、滝畠道、岩湧街道、日野ふるさと道
昭和57年	『郷土研究会事業報告書 (庶民教育資料調査)』	全市域
昭和58年	『郷土研究会事業報告書 (高・制札調査報告書)』	全市域

調査年年度	資料タイトル	調査場所(調査場所、調査地点)
昭和 59 年	『郷土研究会事業報告書 (市年中行事調査)』	長野、天野、小山田、千代田、三日市、 加賀田、川上、高向、滝畠、天見
昭和 60 年	『「講」調査報告』	全市域
昭和 61 年	『河内長野市内神社 金石文調査報告書 I』	西代神社、高向神社、蟹井神社、長野神社、 烏帽子形八幡神社
昭和 61 年	『河内長野市内神社 金石文調査報告書 II』	天神社、住吉神社、加賀田神社、千代田 神社、川上神社、流谷八幡神社
昭和 61 年	『文化財調査報告書 (小山田地区民具調査)』	小山田地区
昭和 62 年	『市内 17 寺院金石文調査報告書』	全市域
昭和 63 年	『道標・里程標【町石】金石文調査報告書』	全市域
平成元年	『観心寺石造物金石文調査報告書』	観心寺
平成 2 年	『金剛寺金石文調査報告書』	金剛寺
平成 3 年	『延命寺金石文調査報告書』	延命寺
平成 4 年	『河内長野市内寺社金石文調査報告書』	明忍寺、盛松寺、松林寺
平成 5 年	『河内長野市内寺社金石文及び市内に散 在する金石文調査報告書』	極楽寺、河合寺
平成 6 年	『河内長野市内寺社金石文及び市内に散 在する金石文調査報告書』	大日寺、興禪寺、地蔵寺
平成 7 年	『河内長野市内寺社金石文調査報告書』	増福寺、金比羅大権現、眞教寺、月輪寺、 石佛寺、庚申堂、菅原神社、薬師寺、 牛頭天王社、安明寺、松明屋、御所の辻
平成 8 年	『河内長野市内地名調査 I』 高野街道を基線にしてその付近	高野街道沿い
平成 9 年	『郷土研究会事業報告書 金石文』	下里町観音堂、下里町青ヶ原神社、上原 町牛頭神、小山町西福寺
平成 10 年	『郷土研究会事業報告書 河内長野市内地名調査 II』	天野街道、大沢街道
平成 11 年	『郷土研究会事業報告書 河内長野市内地名調査 II』	巡礼街道、その他街道
平成 14 年	『平成 14 年度河内長野市委託調査報告書 (河内長野の石造仏)』	河南東山墓地、池坂墓地
平成 15 年	『平成 15 年度河内長野市委託調査報告書 (一石五輪塔分布調査報告書)』	千代田墓地、日野墓地、滝畠地区
平成 16 年	『河内長野市内石造物調査報告書 (一石五輪塔の所在、分布について)』	全市域
平成 16 年	『河内長野市寺社建造物調査資料』	寺社建造物調査記録写真
平成 16 年	『河内長野市内石造物調査』	滝畠墓地、日野墓地、千代田墓地

## (2) 市内自治会収蔵資料調査

平成19年度以降に、表3のとおり市内の自治会が収蔵する資料の調査を行ってきた。なお、平成23年度から平成27年度まで文化庁の補助事業の採択を受けた。

表3 既往の歴史文化遺産調査一覧2

整理No.	資料タイトル	調査者
1	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成19年度) 石見川・小深・太井』	河内長野市郷土研究会
2	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成20年度) 鳩原・神ガ丘・河合寺・寺元・向野 市町東・市町西・市村新田』	河内長野市郷土研究会
3	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成21年度) 鳴尾・楠町・松ヶ丘・千代田・石坂 天野(高瀬・西谷・門前・中尾・下里) 小山町』	河内長野市郷土研究会
4	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成22年度) 高向・上原町・野作町』	河内長野市郷土研究会
5	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成24年度) 加賀田南部 (矢伏・車作・中山・神納・中ノ組・上ノ組)』	河内長野市郷土研究会
6	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成23年度) 加賀田北部 (小井関・塚・上加塙・西浦・上東部・尾崎) 高向の一部』	河内長野市郷土研究会
7	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成25年度) 東片添・西片添・清水』	河内長野市郷土研究会
8	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成26年度) 下天見・流谷・下岩瀬・上岩瀬』	河内長野市郷土研究会
9	『自治会収蔵資料調査報告書 (平成27年度) 喜多町・日野』	河内長野市郷土研究会

## (3) その他資料（庭園調査・水路・ため池調査・大阪府歴史の道調査・城郭調査）

大阪府及び本市が行なった調査の内、文化財総合調査に利用できるものとして表4に掲げた調査資料がある。

表4 既往の歴史文化遺産調査一覧3

整理No.	資料タイトル	発行年	発行者
1	歴史の道調査報告書	昭和63年	大阪府教育委員会
2	河内長野市城館分布調査報告書	平成13年	河内長野市教育委員会
3	庭園調査報告書	—	河内長野市教育委員会
4	河内長野市の近代建築	平成14年	河内長野市教育委員会
5	井路	平成21年	河内長野市教育委員会
6	河内長野市史	昭和48年～平成22年	河内長野市教育委員会

## (4) 調査状況

ここでは、有形文化財、無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物の種類ごとに、これまでに行ってきた総合調査の状況について整理を行う。この中で、無形民俗文化財、史跡の寺社跡、名勝の庭園・景勝地、書跡・典籍・古文書、天然記念物の巨木などは、多くの物件が存在しているものの十分な総合調査が実施できていないため、活用事業や次期計画の策定とも連動させて、優先順位を定めて調査を行う。近代建築については、次期計画策定時に調査を行う。

なお、本市では無形文化財の候補になるような伝統産業が少ないため、当文化財類型については総合調査を行っていない。また、伝統的建造物群保存地区についても、当文化財類型に合致するような伝統的建造物が一定数、広がりをもって遺存し、当面の選定の候補となるような地区が存在しないため総合調査を行っていない。有形民俗文化財については、寄贈の問い合わせの際に随時、調査を実施することとする。

以下に調査状況を類型別、地区別に示す。

有形文化財	① 寺社建造物	市史編纂事業の際に総合調査を終え、基本構想策定の際に、平成27年度時点での現状の把握を行っている。
	② 民家建造物 その他	民家については基本構想策定の際に、平成27年時点での現状の総合調査を行っている。この他、近代建築については一部、調査を行っているのみであり総合調査は行っていない。
	③ 彫刻・絵画 ・工芸品	宗教法人格を有する寺院の大部分について、市史編纂事業の際に総合調査を終えており、この他の寺院についても平成26年に調査を終えている。この他、地域の中で講などによって所有されてきたものは、平成19年～平成27年にかけて調査を終えている。
	④ 書跡・典籍 ・古文書	中世、近世文書の多くは、市史編纂事業の際に総合調査を終え台帳も整備されているが、寺院を中心とした古文書については近世の総合調査が実施できていない。
	⑤ 考古資料	発掘調査を隨時行い、台帳によって把握ができている。
⑥ 無形民俗文化財		各地区とも調査が十分ではないため、本地域計画の実施期間において総合調査を進める必要がある。
記念物	⑦ 史跡	埋蔵文化財についてはその分布を把握しているものの、寺社跡などについては、各地区とも調査が十分ではないため、本地域計画の実施期間において総合調査を行う必要がある。
	⑧ 名勝	寺院庭園、旅館庭園のみ調査を行っているが、民家に付属するものについては各地区ともに調査を行っていない。また、これ以外の物件についても調査を行っていない、本地域計画の実施期間において総合調査を行う必要がある。また景勝地についても総合調査を行う必要がある。
	⑨ 天然記念物	把握が十分ではない類型の文化財であるものの、市内には巨木が生育している場所がある。これらについて総合調査が必要である。
⑩ 文化的景観		文化的景観については、地域計画で歴史文化遺産保存活用地区を設定している場所に関して基本構想策定時に調査を行っている。
⑪ 選定保存地域		選定保存地域については、市内で4箇所を選定している。今後も活用しつつ必要に応じて生育状況の調査などを行っていく必要がある。

表5 調査状況一覧

類型	地区など	長野	小山田	三日市	天見	川上	千代田	楠	天野	高向	滝畠	加賀田	石仏	観心寺	金剛寺	小寺規模
有形文化財	寺社建造物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	民家建造物	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	-	-	-
	絵画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	彫刻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	工芸品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	古文書(中世以前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
	古文書(近世)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
	考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	無形民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
有形民俗文化財		×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	×	×	×	×
史跡（遺跡）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
史跡（寺社跡）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
名勝（景勝地・庭園）		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
天然記念物（巨木）		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

凡例

- ◎ 有識者による調査を行っているもの
- 悉皆調査（所在調査）を行っているもの
- △ 部分的な把握ができているもの
- × 実施していないもの

## 2 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する現状と課題

地域計画を有効に機能させ、効果的・効率的な事業実施につなげていくためには、歴史文化遺産の保存・活用のあり方や、本市におけるその現状と課題を適切に把握しておくことが必須となる。

ここでは、現在の社会情勢の中で、本市において認められる歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用をめぐる個別的、具体的な現状と課題について記載する。

### （1）歴史文化遺産の調査研究をめぐる現状と課題

前節で述べたように、歴史文化遺産の類型によっては、総合調査ができないものがある。保存や活用のために、総合調査の成果を踏まえた個別の調査や研究を進めることができない。



図 23 文化財建造物の修理状況



図 24 八幡神社の湯立神事

## (2) 歴史文化遺産保存・整備・継承支援をめぐる現状と課題

本市では、これまで指定・登録文化財の所有者に対して、国費や府費による支援の調整を行うとともに、河内長野市文化財保護条例、同条例施行規則、文化財保存事業補助金交付要綱に基づいて有形文化財などの保存修理事業、整備事業、管理事業、無形民俗文化財の継承事業などについて補助などを行ってきた。

有形文化財の保存修理事業では、建造物の保存修理、管理が最も多く行われてきており、国宝・重要文化財・府指定文化財に指定されている大型建造物を中心として、多くのものがすでに保存修理を終えている（図23、別表4参照）。一方で市指定文化財については、その多くが地域の檀家や氏子によって支えられている小規模な宗教法人が所有するものであり、かつ保存修理事業を行う上での負担割合もあることから、修理が進んでいない物件も存在する。なお、登録文化財については、この課題に加えて既存不適格となっている建築物件の修理を行う上での法令上の問題が存在する。近年、大型台風や集中豪雨による災害も発生しており、これらにともなう復旧も適切に進めていく必要がある。

美術工芸品は、建造物と比較した場合、保存修理の頻度や経費が低いことから、国・府の指定文化財に関しては必要な保存修理が行われている。しかし、市指定文化財の所有者は、個人や小規模な団体である場合があり、所有者の財源不足から、修理を見送っているものも存在する。平成25年度～平成27年度にかけて行った歴史文化遺産総合調査によって把握できた物件の中に、今後、指定文化財として保護する必要性が生じる物件も含まれており、将来にわたり保存の措置をとる必要のある物件の数は建造物よりも多いといえる。なお、近年の温暖化や長期の降水による有形文化財のカビの発生などへの対応も迫られている。

指定された無形民俗文化財の継承支援事業については、芸能に関わりを持つものについては、住民の関心も高く、後継者の育成も進んでいる。しかし、これ以外のものは、後継者不足が深刻化している。

この他、本市では歴史文化遺産保存修理のために用いる原材料の確保のために、文化庁が設定する「ふるさと文化財の森」、条例で設定する「選定保存地域」において、杉・檜の大径木、屋根材となる檜皮、茅の確保に努めており、滝畠ふるさと文化財の森センターではこれらに関する普及啓発や研修も行っている。

なお、防災対策については、目下、指定文化財について防災設備の整備を行っている。今後は、自主防災活動の充実や災害時の対処方針などを順次定める必要がある。

### (3) 所有者・所有団体・保存継承団体の現状と課題

本市において指定文化財は、宗教法人が152件を、その他の団体が24件を、個人が14件を、公共機関（河内長野市など）が8件を所有している。これらの内、その他団体には自治会の10件、講の7件を含んでいる。宗教法人が保有している件数が圧倒的に多い。大規模な宗教法人も含めて、檀家は近隣の地域住民によって成り立っており、小規模な寺社の歴史文化遺産は実質的に地域の住民によって維持されている。管理形態を見ると、所有者が直接管理を行っているものが169件、寄託を行っているものが29件ある。そのうち寄託は、市外の施設で管理されているものが13件存在する。

これらのことから、本市の歴史文化遺産は、なんらかの形で地域住民によって支えられているものが多いといえる。一方で歴史文化遺産を多く保有する地区では少子化や若い世代の都市部への転出によって人口減少と高齢化が進んでいる。このため、将来にわたる歴史文化遺産継承の担い手不足が懸念され、また周囲の文化的景観を維持する生業活動が困難になりつつある。現状では、これまで歴史文化遺産の保存継承に直接的に携わらなかった団体や個人がこれらの活動に参画するための仕組みは未整備である。

### (4) 歴史文化遺産活用の現状と課題

ここでは、観光分野、教育分野、景観分野、地域づくり分野に分けて、歴史文化遺産活用の現状と課題について整理する。

観光分野については、多くの歴史文化遺産を保有している観心寺、金剛寺、延命寺がすでに観光地としての地位を確立しており、毎年多くの観光客が訪れている。しかし、これらの寺院周辺にある里山集落景観などの歴史文化遺産の活用は進んでいない。

このため、地域内における観光客の滞在時間は少なく経済効果も限られている。近年の観光の全国的傾向として、レジャー型の観光だけではなく歴史・文化・産業などの体験型観光への注目度の増加など、観光ニーズが多様化している点にも対応が必要になっている。

一方、民間で行われている観光事業の在り方をみると、本市の観光資源としての歴史文化遺産は、広域での観光パッケージに組み込まれ、点としての観光となっているケースが目立つ。また、『河内長野市産業振興ビジョン』でも指摘されているように、観光客向けの飲食店や土産物店が少ないなど、「観光業」の成立には至っていない。このことも、市内への来訪者の滞在時間が限定される要因となっている。ま



図25 楽しく故郷の歴史を学べる郷土歴史学習



図26 歴史文化遺産の魅力を発信する講座の開催



図27 灯籠がともる高野街道



図28 延命寺でのこども文化財解説

図29 文化的景観としての  
里山集落の景観（天見地区）

た本市で実施している各イベントでは多くの集客が行われており一定の成功を収めているが、これが地域による自立的持続的な活性化にはつながっていないという課題がある。更には近年の訪日外国人旅行者の誘致対応が遅れていることも課題である。また、日本遺産を活かし、歴史文化遺産を面的に活用することに対応したガイドの養成も行っていく必要がある。

人口減少が進む本市にあって、先ず交流人口及び関係人口の拡大を目指していくために、近隣にある京都、奈良、大阪などの都市と差別化された本市独自の歴史文化の魅力を適切に発信することが必要となるが、市外でのPR活動は従来あまり実施してこなかった。しかし現在では文化庁の補助を受けてターミナル駅でのデジタルサイネージ、情報誌の発行、市外での講演会などを行っており、今後も取組みを継続していく必要がある。

教育分野については、市民一般を対象とした歴史文化遺産の展示や現地公開、あるいはこれらをテー

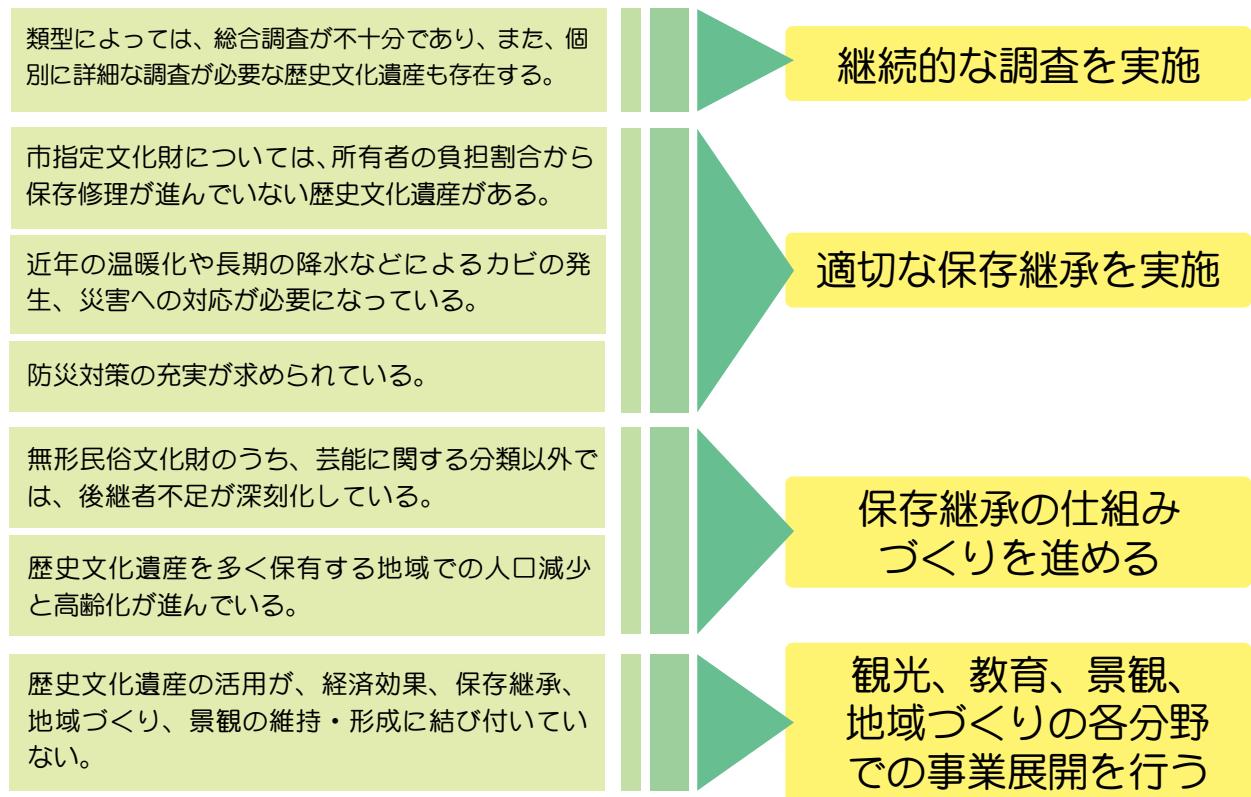


図30 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の課題と方向性

マとした講座の開催（図26）、伝統的技術の体験事業などを行う一方で、市内の児童・生徒を対象とした郷土歴史学習（図25）、これらによる学習成果を活かしたこども文化財解説（第28図）を実施するとともに、市外からも生徒が通学する高等学校にも郷土歴史学習を行い、本市との出会いも大切にしている。活用の効果は、歴史や歴史文化遺産に興味、関心のある市民への学習機会の提供や歴史文化遺産一般に関する愛護推進に留まっており、そこで学んだ人々が個別具体的な歴史文化遺産の保存や継承に参画するまでには至っていない。

景観分野については、本市に寺社や街道（図27）、里山集落（図29）などの文化的景観があり、これらの景観は市民の郷土に対する誇りや愛着を育むとともに、市外から多くの人を引き寄せる魅力のひとつとなっており、良好な景観の保全と形成が求められている。市街地にある高野街道に沿った地区においては、住民による景観保全のための活動が行われているものの、景観の構成要素となっている古い民家の保全が十分にできていない。山間部に関しては、山林の施業や水田の管理などこれまでの景観を維持してきた生業活動が少子高齢化とともにしだいに難しくなってきており、空き家も増加している。

地域づくり分野については、総合計画の地域別計画において、多くの小学校区で「地域づくりの目標」や「主な取組み・活動」に、歴史文化遺産の保存・活用に関する事項が掲げられているが、今後は実施を推進していく必要がある。

今後は、各地域における歴史文化遺産の保存と活用について普及啓発を行い、住民自らがこのような活動に取り組んでいく気運づくりを進めていく必要がある。

### 3 各行政計画における地域計画の位置づけ

ここでは、本市の上位計画や関連する行政計画において歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用がどのように位置づけられているのか明らかにし、本市の行政体系において地域計画が占める役割について整理を行う。

#### (1) 総合計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ

河内長野市総合計画（以下「総合計画」という。）は、平成28年度から令和7年度までの10年間におけるまちづくりの指針となる計画である。まちづくりの基本理念に「歴史・文化」が重要な地域資源と位置づけられ、歴史文化遺産を活用した施策が分野別政策（表6）や地域別計画（表7）に位置づけられている。分野別政策においては、実施を担う部署が示されており、地域計画で示す府内連携体制の在り方の指針となる。

また、分野を横断して戦略性を持って進める政策として包括的政策があり、本市が持つ豊かな自然や歴史・文化、多様な人材などのまちの魅力を発掘・創出し、これらを効果的に発信することが盛り込まれている。この他、まちづくりを支える政策の一つに、協働によるまちづくりがあり、協働によるまちづくりを進めるためのツールとして、本市の歴史文化遺産は有効な地域資源である。

地域別計画においては、13の小学校区のうち、長野小学校区、三日市小学校区、天見小学校区、川上小学校区、楠小学校区、天野小学校区で、歴史文化遺産、伝統文化などの地域資源を活用していくことを地域づくりの目標や主な取組み・活動に掲げている。

表6 総合計画分野別政策に関する歴史文化遺産の役割

関連する分野別政策	関連する施策	歴史文化遺産の役割
分野別政策5 ふるさとへの誇りを高め 未来を拓く教育の推進	施策No.13 学校教育の充実	児童や生徒がふるさとへの誇りを高めるための教材として活用する
分野別政策6 生涯にわたる多様な学びの推進	施策No.15 生涯学習の推進 施策No.16 歴史文化遺産の保存・活用 及び文化芸術の振興	生涯学習の教材として活用するため地域資源としての歴史文化遺産を適切に保存し活用する
分野別政策8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり	施策No.24 魅力的な景観の形成	自然環境と一体をなすものとして保存するため、魅力的な景観形成のための資源とする
分野別政策10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興	施策No.33 観光の振興	交流人口の増加と経済活動の活性化を図るために資源として活用する

表7 総合計画における歴史文化遺産活用に関わる地域別計画

地域別計画（校区）	地域別計画における歴史文化遺産の位置づけ	関連する歴史文化遺産保存活用地区
<b>長野小学校区</b> 上原町 上原西町 河合寺 菊水町 喜多町 寿町 栄町 昭栄町 末広町 長野町 錦町 西代町 西之山町 野作町 原町 古野町 本多町 本町 向野町	地域づくりの目標に「歴史資源や特産品などを活かしたまちづくり」をあげる	高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
<b>三日市小学校区</b> 上田町 小塩町 喜多町 楠ヶ丘 高向 西片添町 中片添町 東片添町 三日市町	主な取組み・活動に「歴史的資源を活用したイベントなどの取組みを行う」、「高野街道の観光振興につながる環境を整備する」、「子どもたちに地域の歴史を伝える取組みを行う」ことをあげる	高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
<b>天見小学校区</b> 天見 岩瀬 清水 流谷	主な取組み・活動に「自然や歴史など、地域資源を活かしたイベントなどを開催する」ことをあげる	流谷の歴史文化遺産保存活用地区 島の谷の歴史文化遺産保存活用地区 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
<b>川上小学校区</b> 石見川 太井 神力丘 河合寺 清見台 小深 末広町 大師町 寺元 日東町 鳩原 三日市町	主な取組み・活動に「自然や文化財など、地域資源の再発見プロジェクトを行う」ことをあげる	観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区
<b>楠小学校区</b> あかしあ台 市町 北貴望ヶ丘 南貴望ヶ丘 小山田町 木戸町 木戸西町 楠町西 楠町東 自由ヶ丘 桐ヶ丘 松ヶ丘東町 松ヶ丘中町 松ヶ丘西町 原町	主な取組み・活動に「歴史的資源の理解を促進する取組みを行う」ことをあげる	高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
<b>天野小学校区</b> 天野町 小山田町 下里町 緑ヶ丘北町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘南町	主な取組み・活動に「金剛寺やレジャー施設、天野街道を活用した賑わいづくりを行う」ことをあげる	天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

## (2) その他 行政計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ

本市の各行政計画に関して歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用は、次のとおり位置づけられる。

## ①河内長野市教育大綱

河内長野市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その基本となる理念や方針について定めたものである。基本方針Ⅱにおいて、本市が有する豊かな自然や貴重な歴史文化遺産、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を子どもたちの教育や生涯学習に活かし、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇り、大切にする態度を育成するとともに、世界へも目を向ける人材を育成することを述べている。

## ②河内長野市文化振興計画

河内長野市文化振興計画は、文化活動の循環（サイクル）を活性化させるための社会的、物的、財政的環境条件の整備について、その方向と考え方を示したものであり、平成27年度に第2期文化振興計画が策定された。ここでは、地域振興の一環として「寺社・史跡・埋蔵文化財・街道などを活かした文化事業」をあげている。

## ③河内長野市総合戦略

河内長野市総合戦略とは、急速な少子高齢化、経済、その他の地域社会の課題に一体的に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国及び大阪府が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら平成28年2月に策定されたものである。アクションプランに、総合戦略の体系に基づく施策として「日本遺産への認定と活用」、「歴史文化遺産の保存・継承と活用」を位置づけている。

## ④河内長野市都市計画マスタープラン

河内長野市都市計画マスタープランは、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画であり、土地利用、施設整備、開発事業などの方針を明らかにしたものである。都市施設の整備方針に「歴史性の高い施設拠点の整備」があり、寺院周辺の公園の保全、整備があげられている。また、都市環境・景観形成の方針に「歴史的・文化的景観資源の保全と活用」があり、史跡などを含む周辺緑地の保全と景観形成、旧街道などの歴史的まちなみの保全整備、里山集落の保全があげられている。なお、地域別構想に歴史文化遺産が集積する谷部が「5つの谷」と位置づけられている。

## ⑤河内長野市景観形成計画

河内長野市景観形成計画は、市域の景観形成のための指針を示し、市が行う施策や事業を景観形成という視点からとりまとめ、市域全体の景観づくりの方向性を示したものである。歴史文化遺産は景観の重要な構成要素であり、景観形成基本目標に「自然・歴史・文化が一体となった美しい景観をうけつぐ」があり、旧街道（高野街道、西高野街道、東高野街道、巡礼街道）沿いの集落、寺社（金剛寺、光満寺、岩湧寺、地蔵寺、観心寺、延命寺、河合寺など）と林地が一体となった歴史的環境の保全が景観形成基本方針に盛り込まれている。

## ⑥河内長野市産業振興ビジョン

既存産業の振興や新規産業の参入、商業や観光サービス産業の充実や都市近郊農林業の活性化など、本市特有の地域資源を活かした河内長野らしい産業の在り方について、具体的に目指すべき方向性が示されている。平成25年度に策定され、この構想では豊かな自然と歴史を有する地域の条件を活かし、観光資源の魅力向上やグリーンツーリズムなどの受け入れ体制の他、地域ぐるみでのおもてなしなど、ソフト・ハード両面の整備を図ることをあげている。

## ⑦河内長野市森林整備計画

河内長野市森林整備計画では森林の整備に関する基本的事項、間伐及び保育に関する標準的な方法や基準、その他森林整備の方針などが記載されている。市域の森林は、境内林、社叢林として古くから守り伝えられ、あるいは里山集落の一部として歴史文化遺産の周辺景観を構成しているので、当計画は、これらの維持管理の指針になる。

## ⑧河内長野市木材利用基本方針

河内長野市木材利用基本方針は、公共建築物などにおける木材の利用の促進の意義、「おおさか河内材」利用の目標、利用を推進すべき公共建築物など、河内材の利用促進に向けた取組みなどを定めたものである。その他、歴史文化遺産の修復資材としての「おおさか河内材」、檜皮などの利用の推進を目標にあげているため、修復資材の調達の指針となる。

## ⑨河内長野市農業振興地域整備計画

河内長野市農業振興地域整備計画は、農林水産省の農業振興地域制度に基づいて、本市の自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るために策定した農用地の利用、保全、農業従事者の育成などに関する計画である。農地は、歴史的に形成された里山集落、あるいは境内地周辺地域の重要な構成要素となるものであり、農業振興は歴史文化遺産の保全に直結しているため、本計画とも整合をはかる必要がある。

## ⑩河内長野市環境基本計画

河内長野市環境基本計画は、環境基本法及び市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創出に関する施策を講じるための基本的な計画であり、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とし、計画の中間年度となる平成27年度において、計画の中間見直しが行われている。環境目標のなかに「歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり」が掲げられ、目標に向かっての施策として旧街道や歴史的まちなみなどの伝統的まちなみ景観の保全、周辺環境も含めた歴史文化遺産の保存と活用、地域の歴史文化を現地で学ぶエコミュージアムの推進などが掲げられている。

## ⑪河内長野市観光振興計画

河内長野市観光振興計画は、本市が有する多様な地域資源を生かしながら、観光振興を図り、関連する産業の振興及び地域経済の活性化をめざし、活力とにぎわいのまちづくりを推進するため、各種観光施策の指針として策定したものである。4つの基本方針と12の戦略をたて、本市がめざす観光の姿「集客と消費を高める観光振興の推進」の実現をめざすものである。基本方針、戦略に基づく施策に、歴史・文化を生かした観光魅力の強化があり、情報提供や観光コンテンツの強化を行っていくとされている。本市において歴史文化遺産は重要な観光資源となるものである。

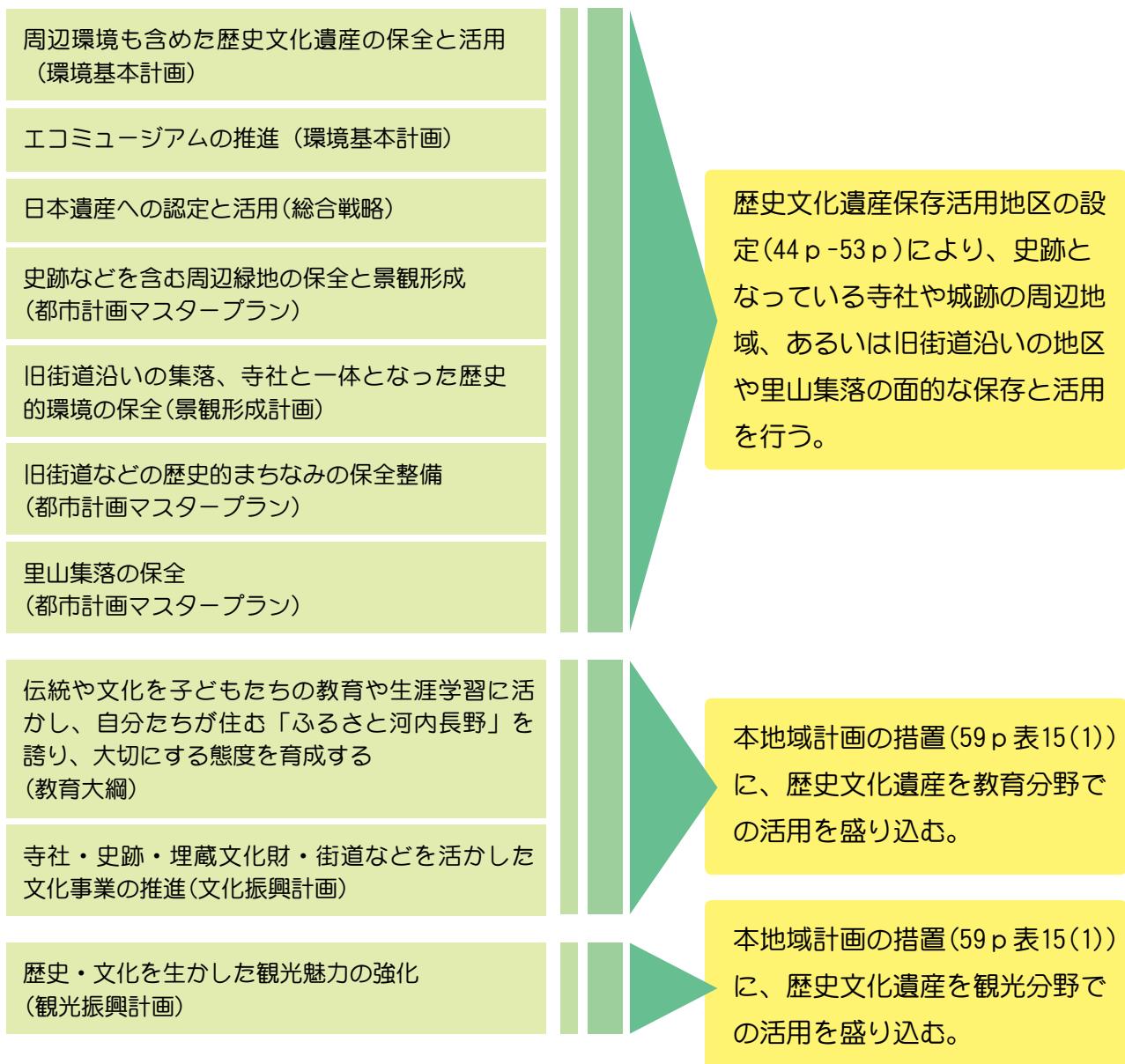
## ⑫河内長野市地域防災計画

河内長野市地域防災計画とは、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、防災関係機関で構成される河内長野市防災会議において、「市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」、「災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画」、「必要な労務、施設、設備などの整備、備蓄、調達などに関する計画などの防災に関する計画」を定めたものであり、「文教対策の実施」の項目に歴史文化遺産の災害応急対策についての記載がある。

## ⑬市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

協働のまちづくりを進めることを目標に、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための考え方や方策などを明らかにしたものである。

表8 河内長野市の行政計画と地域計画の関係



各行政計画では、歴史文化遺産がまちづくりのための重要な資産として位置づけられており、また、これらの歴史文化遺産とその周辺環境が保存・活用すべき景観、自然環境、あるいは伝統文化において、まとまりを持つ範囲として捉えられている。また、具体的な歴史文化遺産として史跡となっている大規模寺社、旧街道、里山集落があげられている。地域計画では、このような単位を歴史文化遺産保存活用地区として設定し、各計画の目標である教育、文化振興、景観形成、環境保全、観光振興のために意義あるものとなるように事業を行う。

また、このような事業を進めていくためには、従来の業務の効率や効果を検証して適切に整理を行うとともに、各部署の施策の中で位置づけられる歴史文化遺産活用のあり方をふまえて、目標を府内関係部局や市民団体と共有して、協働で進めていく。

## 4 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針

### (1) 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用における課題と基本方針の関係

第4章第2節では、歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の現状と課題について指摘したが、課題事項を総括すると、4つの事項に整理することができる。

1つ目は、歴史文化遺産の調査が進んでいるが、類型によっては把握や価値の評価が十分ではないものがあること。2つ目は、今後、適切に保存修理を行っていく必要がある歴史文化遺産が存在し、また災害や気象条件の変化による緊急な対処が必要となる事案に備える必要があること。3つ目は、少子高齢化によって歴史文化遺産を保有する地域のコミュニティ人口が減少し、歴史文化遺産を継承し、また周囲の文化的景観を維持している生業活動が特に山間部で困難になりつつあること。4つ目は市域全体の持続的な活性化のために、歴史文化遺産を観光、教育、景観形成の地域資源としていっそう活用していく必要があることである。

ここでは、これらの課題を踏まえて、本市の歴史文化遺産が適切に活用されることで、これらの価値や魅力が共有されるように、また、これらが今後も持続的に保存継承されることで地域が豊かになるように、5つの基本方針を設定した。

### (2) 基本方針

#### 基本方針1 把握と共有

地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとめりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民・所有者・行政などで共有する。

- ・市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化
- ・関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化
- ・関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化

#### 基本方針2 人づくり

地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う。



- ・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用
- ・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用

### 基本方針3

### 仕組みづくり

地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。

- ・周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用
- ・旧村の住民を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築
- ・指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存・活用に対しての支援に関する仕組みの構築
- ・歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興

### 基本方針4

### 魅力向上

歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる。

- ・把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上
- ・有形・無形の歴史文化遺産の保存継承と活用を通じた地域コミュニティの維持・発展
- ・把握された歴史文化遺産群の観光への活用

### 基本方針5

### 保存継承

長期的視点で効果的・効率的な歴史文化遺産の保存・管理を行う。

- ・持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施
- ・修復資材の地産・地消の推進
- ・歴史文化遺産の防犯・防災体制

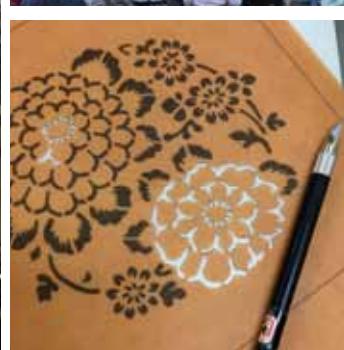


図31 歴史文化遺産の活用

### (3) 基本方針と計画期間に取り組む事業

ここでは、基本方針の基に計画実施期間に取り組むべき事業項目を示す。なお、事業の詳細な内容については、第5章で提示する。

#### ①歴史文化遺産調査研究

歴史文化遺産調査研究（表9）は、基本方針1に掲げる「市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化」のために行うものであり、この実現のために歴史文化遺産総合調査事業を進める。事業の実施にあたって、歴史文化遺産総合調査が完了していない無形民俗文化財、寺社跡、巨木、庭園、景勝地の総合調査を実施する。また、必要に応じて埋蔵文化財の発掘調査を行い、把握できた歴史文化遺産の内、指定などの措置が必要となるものについては歴史文化遺産個別調査事業を実施する。

また、「関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化」のための調査研究、「関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化」のための調査研究も実施する。

調査研究の成果については、歴史文化遺産保存・整備・継承支援や歴史文化遺産活用を行う際の基礎資料とする。



表9 基本方針1に基づいて実施する歴史文化遺産調査研究

基本方針1	地域計画に基づき実施する施策
基本方針1(歴史文化遺産調査研究に関わるもの)	
<b>把握と共有</b>	
地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとまりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民・所有者・行政などで共有する。	<p>市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化</p> <p>歴史文化遺産総合調査事業 ・無形民俗文化財総合調査 ・寺社跡・巨木・景勝地・庭園総合調査</p> <p>歴史文化遺産個別調査事業 ・指定文化財候補の調査 ・埋蔵文化財の発掘調査 ・文化財保護審議会運営</p> <p>歴史文化遺産個別調査事業 ・関連遺産群の調査研究</p> <p>歴史文化遺産個別調査事業 ・歴史文化遺産保存活用地区の調査研究</p>

## ② 歴史文化遺産の保存・整備・継承支援

歴史文化遺産保存・整備・継承支援（表10）は、基本方針3、5を具体的に進めるために実施するものである。

基本方針3に掲げる「周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用」のために未指定文化財もその対象に含めて関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の保全として、当面は構成要素の保全方法を検討する。また「旧村を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築」のために歴史文化遺産保存継承者の育成事業を行う。

また、基本方針5に掲げる「持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施」のために、財源との適正なバランスの基、指定・登録有形文化財の修理・整備事業、指定無形民俗文化財保存継承事業、指定・登録文化財管理事業を行う。この際、所有者が歴史文化遺産保全のための計画を策定する場合にも積極的に指導助言を行い、民間助成の獲得による保存措置も推進する。また、「修復資材の地産・地消の推進」のためにこれらの生育地である選定保存地域の保全事業を行う。さらに、災害などにも備えて「歴史文化遺産の防犯、防災体制」を確立するために、指定・登録有形文化財の修理・整備事業を実施する。

本事業を通じて、適切に保存された歴史文化遺産については、活用を行うとともに、新たに把握した課題については調査研究を行う。

表10 基本方針3、5に基づいて実施する歴史文化遺産保存・整備・継承支援

基本方針3	地域計画に基づき実施する施策
基本方針3(歴史文化遺産保存・整備・継承支援に関わるもの)	
<b>仕組みづくり</b> 地域の歴史文化遺産を継承するため、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。	周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用 旧村を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築
	関連遺産群構成要素の保全 歴史文化遺産保存活用地区の保全 歴史文化遺産保存継承者の育成事業
基本方針5	地域活用計画に基づき実施する施策
基本方針5(歴史文化遺産保存・整備・継承支援に関わるもの)	
<b>保存継承</b> 長期的視点で効果的・効率的な歴史文化遺産の保存・管理を行う。	持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施 修復資材の地産・地消の推進 歴史文化遺産の防犯・防災体制
	指定・登録有形文化財の修理・整備事業 指定無形民俗文化財保存継承事業 指定・登録文化財管理事業 選定保存地域の保全事業 指定・登録有形文化財の修理・整備事業(再掲)

### ③ 歴史文化遺産活用

歴史文化遺産活用（表11）に関しては、基本方針2～4を具体的に進めるために教育、観光、景観、地域づくりの各分野で事業を実施する。この際、調査・研究によって把握することができた個々の歴史文化遺産の持つ価値や魅力に加えて、関連遺産群あるいは歴史文化遺産保存活用地区が総体として持つ価値と魅力を最大限に引き出した形で活用する。

教育分野での活用事業は、基本方針2に掲げる「把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用」のため、市内の学校で行う郷土歴史学習などを実施する。また、「把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用」のため、歴史文化遺産総合情報発信、関連遺産群に関する講演・講座、展示、体験学習、歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館事業）の各事業を推進する。

観光分野での活用事業は、基本方針3に掲げる、「周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用」を進めるために、また基本方針4に掲げる「把握された歴史文化遺産群の観光への活用」を進めるために実施する。このため、日本遺産のまちとして、文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業、日本遺産ガイド人材育成事業、誘導サイン・説明看板整備事業、歴史文化遺産現地公開事業（ぐるっとまちじゅう博物館）の各事業を行う。

景観分野での活用事業は、基本方針3「周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用」、基本方針4「把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上」に沿って実施する。この中で、住民へ歴史的景観の普及啓発を行い、ワークショップを開催するなど、地域景観のイメージの共有をはかっていく。

地域づくり分野での活用事業にあたっては、基本方針3にかかる「歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興」に沿って、住民が行う歴史文化遺産保存活用事業の支援を実施する。また基本方針4に掲げる「有形・無形の歴史文化遺産の保存継承と活用を通じた地域コミュニティの維持・発展」のため、住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援に加えて、これらへの参画を促すために出前講座やテーマ型ボランティアを育成する。また、地域活動全般の支援や指導を担う市職員の研修も行う。

なお、基本方針3に掲げる「指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存・活用に対する支援に関する仕組みの構築」を進めるために、教育、観光、景観、地域づくりの各分野で普及啓発、人材育成、活動支援を行う。



図32 整備された觀心寺多目的広場



図33 景観の普及啓発として実施した棚田ライトアップ

表11 基本方針2～4に基づいて実施する歴史文化遺産活用

基本方針2	地域計画に基づき実施する施策	
基本方針2（歴史文化遺産活用に関わるもの）		
<p><b>人づくり</b></p> <p>地域の歴史文化遺産をもつて郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う。</p>	<p>把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用</p> <p>把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用</p>	<p>教育分野での活用事業 ・郷土歴史学習</p> <p>教育分野での活用事業 ・歴史文化遺産総合情報発信 ・関連遺産群に関する講演・講座 ・関連遺産群に関する展示 ・体験学習事業・歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館事業）</p>
基本方針3	地域計画に基づき実施する施策	
基本方針3（歴史文化遺産活用に関わるもの）		
<p><b>仕組みづくり</b></p> <p>地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。</p>	<p>周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用</p> <p>指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存活用に対しての支援に関する仕組みの構築</p> <p>歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興</p>	<p>観光分野での活用事業 ・歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館事業）</p> <p>景観分野での活用事業 ・歴史的景観の普及啓発 ・ワークショップ</p> <p>教育分野での活用事業 ・郷土歴史学習</p> <p>観光分野での活用事業 ・日本遺産ガイド人材育成事業</p> <p>景観分野での活用事業 ・ワークショップ</p> <p>地域づくり分野での活用事業 ・住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援 ・地域への出前講座 ・テーマ型ボランティアの育成</p> <p>地域づくり分野での活用事業 ・住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援</p>
基本方針4	地域計画に基づき実施する施策	
基本方針4（歴史文化遺産活用に関わるもの）		
<p><b>魅力向上</b></p> <p>歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる</p>	<p>把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上</p> <p>有形・無形の歴史文化遺産の保存継承と活用を通じた地域コミュニティの維持・発展</p> <p>把握された歴史文化遺産群の観光への活用</p>	<p>景観分野での活用事業 ・歴史的景観の普及啓発(再掲) ・ワークショップ(再掲)</p> <p>地域づくり分野での活用事業 ・住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援(再掲) ・地域への出前講座(再掲) ・職員研修 ・テーマ型ボランティアの育成(再掲)</p> <p>観光分野での活用事業 ・歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業 ・日本遺産ガイド人材育成事業(再掲) ・誘導サイン・説明看板整備事業 ・歴史文化遺産現地公開事業(再掲) （ぐるっとまちじゅう博物館） ・その他 魅力発信事業</p>

## 5 関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区の設定

### (1) 関連遺産群と歴史文化遺産保存活用地区の考え方

本市域は、第2章で述べたように、多くの山地・丘陵とこれらに囲まれた段丘や谷部によって形成され、主にこれらの段丘や谷部に古くからの伝統的集落が展開している。各集落は、それぞれ独自の歴史的性格を持ち、地域独自の人の営みを形成し、その営みが歴史文化遺産を生み、これらが祖先から我々の世代へと継承されてきた。この歴史文化遺産が、現在の河内長野らしい環境を形成し、住民相互を結び付け、人と地域を結びつけてきた。

この河内長野らしさを形成する歴史文化遺産は、市域の中で単体として孤立して存在しているのではなく、一定のテーマを持って、複数の歴史文化遺産がまとまり、自然環境とも有機的な関連性を持ちながら存在している。ここでいう関連性とは、歴史的関連性や地理的関連性などであり、相互に関連性のある一定のまとまりとして歴史文化遺産を捉えたものを関連遺産群とする。例えば、中世寺院の伽藍では、堂宇が相互に祭礼的、機能的関連性を持ちながら分布し、そこには信仰の対象である彫刻をはじめとする美術工芸品があり、周囲には子院遺構、境内林が広がり、祭礼・行事が行われている。さらに、周囲には、民家、村堂、棚田などによって構成されるかつての寺辺領が広がり、これらの世界と外部世界をつないでいた古道がある。また、江戸時代の村絵図にも描かれている里山集落は、茅葺民家、鎮守の社、ため池、水路、棚田、墓地などによって構成され、これらは伝統的に受け継がれてきた生業によって維持され、そこで行われている祭礼は、住民相互を結びつけ、伝統文化を継承する主体としている。これらは、相互に密接な関連性を持ち、全体として個々の歴史文化遺産では捉えることのできない、新たな意味と価値を有している。このような価値と意味は、歴史文化遺産をより深く、理解されやすい形で広める際に大きな役割を果たす。そして、市民が地域に愛着を深め、より大きな枠組みで協働し、市外に魅力を発信する上でも重要である。

一方で、歴史文化遺産保存活用地区とは、関連遺産群の趣旨に沿った形で歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能な地域のことで、一定の区域内において、活用が可能な歴史文化遺産のまとまりのことである。建造物など典型的な歴史文化遺産に加えて、塀や石垣或いは水路などこれらと一体的に空間を構成しているものすべてを含める。また、状況に応じて周辺の自然環境が含まれる。本市においては、このような歴史文化遺産が集積する地域は、それぞれの地域が持つ自然や歴史・文化などによる多様性が見られる。

このように歴史文化遺産を単体で捉えるのではなく、歴史的・地理的に意味を持つまとまりとして捉えることによって、単体では十分な価値づけが難しかった歴史文化遺産についても光を当てることができ、新たな魅力を引き出すことができると考える。また、このことによって、歴史文化遺産をより理解しやすい形で活用することができ、総合的な保存の方策を検討することが可能になると考えられる。このような歴史文化遺産のまとまりについての情報を市民、学校、企業、行政などが共有することで、保存の意識を高め、活用の機会の創出を促進する。以下のように5項目の関連遺産群に対して9地区の歴史文化遺産保存活用地区を設定するが、その関連を示すと表12のようになる。

表12 関連遺産群と歴史文化遺産保存活用地区

	中世一山寺院と これに関連する 有形・無形の 歴史文化遺産群	中世城跡・古戦場跡 とこれに 関連する 歴史文化遺産群	高野街道と宿場町 と交通・観光に 関連する 歴史文化遺産群	里山集落の 生業・生活・風習 に関連する 歴史文化遺産群	近世・近代に おける生業・産業 に関連する 歴史文化遺産群
高野街道沿いの 歴史文化遺産保存活用地区	○	○	◎	○	○
島の谷の歴史文化遺産保存活用地区			○	◎	
流谷の歴史文化遺産保存活用地区		○	○	◎	○
觀心寺と旧寺辺領の 歴史文化遺産保存活用地区	◎	○		○	
滝畠の歴史文化遺産保存活用地区				◎	○
岩湧寺を中心とする葛城修験靈場の 歴史文化遺産保存活用地区	○			◎	
寺ヶ池を中心とする 歴史文化遺産保存活用地区				○	◎
天野谷の歴史文化遺産保存活用地区	◎	○		○	
高向地区及び周辺の 歴史文化遺産保存活用地区				○	

凡例

◎ 大きな関連性があるケース
○ 関連性があるケース

## (2) 関連遺産群の設定基準と設定

市域の歴史文化遺産は、歴史的、地理的、類型的にまんべんなく分布しているわけではなく、大きな偏りがみられる。この偏りは、それぞれ時代背景や地理的環境とも一定の関りをもっており河内長野らしさを体現しているものもある。また、これらを群として適切に保存し、活用していくためには、住民との協働が必要である。

のことから、関連遺産群の設定にあたり、以下の4点を設定の際の基準とする。

- ①歴史的に形成された河内長野市域の歴史文化の特徴を踏まえたものとする。
- ②保存・活用が可能な歴史文化遺産群を含むものとする。
- ③歴史的なストーリーをもって相互に関連づけられるものとする。
- ④地域住民の活動と接点を持っているものとする。

このような基準で関連遺産群の設定を行った結果、

- 「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」
  - 「中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群」
  - 「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」
  - 「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」
  - 「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」
- を設定した。

### (3) 関連遺産群

ここでは、設定した関連遺産群の内容を示していくにあたり、個々の関連遺産群の内容、構成要素、これらの相互関連性を示すこととする。

#### ①中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群

宗教勢力が一定の力を持った中世において、本市域は京や高野山に近く、これらの地域と歴史的なつながりを持ち、多くの宗教に関連する歴史文化遺産を産み出した。この状況をよく示すのが、観心寺、金剛寺に代表される大型の一山寺院の存在である。一山寺院とは、地方の有力寺院であり周辺の土地を領主として統治した寺院を指す。これらの寺院では、中心伽藍に多くの堂を持ち、周囲には、鎮守社、僧侶の住まいである子院の坊舎群、門前の集落が自然地形に沿って配置されており、都市的な空間を形成し、市内有数の人口密集地となっていた。また、これらの背後には、寺院に多くの材木などを供給してきた境内林が広がり、さらに外部には、観心寺における観心寺七郷、金剛寺における天野谷などの寺辺領が位置し、街道は、これらを相互につなげるとともに外部世界ともつないでいた。これらの一山寺院の隆盛時期と市域の発展の時期は重なっており、政治、文化、経済の各分野において一山寺院の隆盛が市域の発展へ少なからぬ影響を与えていた。

現在このようなテーマに関する歴史文化遺産としては、中心伽藍や子院の建造物、祭礼の対象や法具などの美術工芸品、境内の地形、周囲の山林、かつての寺辺領にある村落景観、村堂、石造物、古道などがある。



図34 中世一山寺院に関連する歴史文化遺産群



観心寺



金剛寺



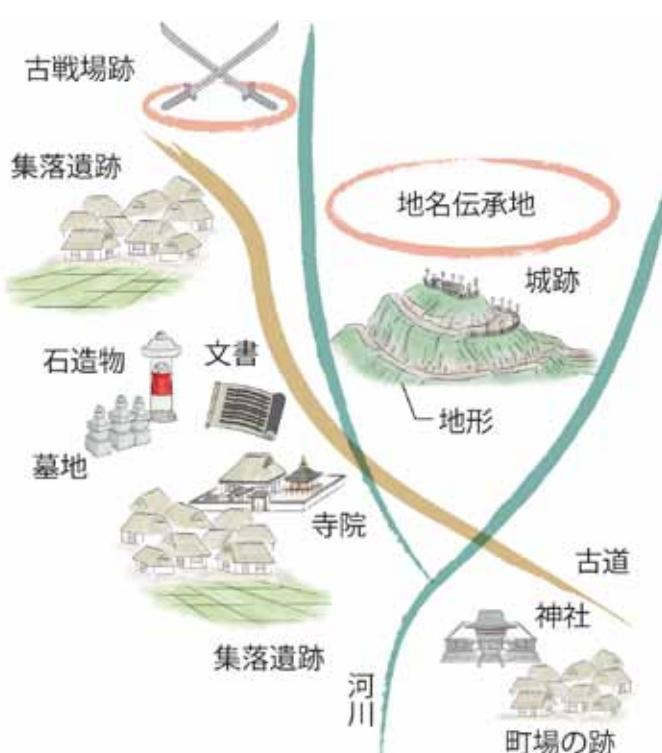
里山集落

## ②中世城跡・古戦場跡とこれに関する歴史文化遺産群

本市域は、中世において大きな経済力を持っていました畿内の外縁部にあたり、南部に広がる和泉山脈は、畿内と畿外を区画する分水嶺となっていました。このため、中世において市域は、河内国の防衛線ともなっていました。また、一山寺院は、大きな経済力を持っていたため政治的な拠点となっていましたこともあり、本市域は、治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期に戦乱の舞台となっていました。例えば、南北朝期前後にあっては、南部にある天見で鎌倉方と楠木方の合戦が行われ、南朝の拠点であった金剛寺が北朝方の攻撃にもあった。戦国期には、多くの山城が築造され、このような山城の一つである烏帽子形城をめぐっては、何度も攻防があり、戦国期を通じて、多くの文書で確認できる。観心寺が畠山氏の陣所にあてられたという記録があり、畿内南部での合戦の推移が金剛寺文書や観心寺文書で確認できる。

現在このようなテーマに関連する歴史文化遺産としては、古戦場跡、山城跡・伝承地、戦乱に関わる町場、街道、寺院、あるいは文書などをあげることができる。

なお、本関連遺産群は認定を受けた日本遺産ストーリーの構成要素の一部となっている。



烏帽子形城跡



烏帽子形城跡 磐石復原

図35 中世城跡と古戦場に関する歴史文化遺産群

### ③高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群

高野街道は市域を南北に縦走しており、中高野街道と西高野街道、西高野街道と東高野街道の合流地点が存在する。弘仁7年（816）に空海が高野山を開創し、平安時代中期以降京の皇族、公家の参詣をはじめ、江戸時代に入ると民衆も盛んに高野山参詣をはじめた。それにともない、高野参詣の道が形成され、宿駅である三日市宿が置かれた。市域も高野街道に沿った人の流れやものの動きとともに栄えてきた経緯がある。このような経緯から近世以来、観光のまちとして栄え、市域各所が『河内名所図会』や近代の鳥瞰図などによって紹介されてきた。現在においても、高野街道に沿って旅籠の趣を残す町屋、石造物（里程石、道標、地蔵、常夜灯）が残っている。また、近代に入ると高野鉄道が長野駅を開設し、長野遊園も整備され、また温泉街としても賑わいを見せた。現在このテーマに関連する歴史文化遺産としては、古道、町屋建築、旧宿場町の景観やこの構成要素、街道に沿って位置する石造物などがある。

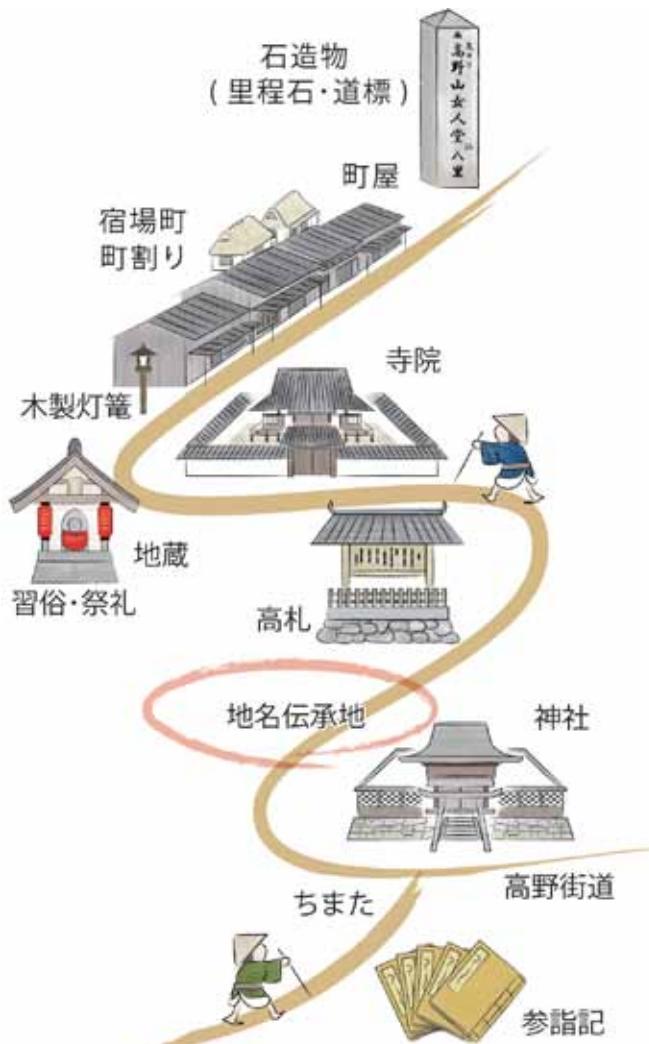


図36 高野街道・宿場町と交通・観光に  
関連する歴史文化遺産群



長野神社 十日戎



九里里程碑と道標

## ④里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群

本市域には、周囲を山地・丘陵に囲まれた地形的に独立性の高い空間に、鎮守、村堂、茅葺民家、山林、棚田、ため池、水路、墓地、茅場、祭礼、生業などを景観構成要素とする里山集落が存在する。これらの里山集落の多くは、中世以降、荘園や国衙領を構成する郷や近世村落として地域的、政治的な単位となり、それぞれが固有の歴史をもっている。また、これらの里山集落は、むらめいさいいちょう しょうほうごうちょううつし しゅうしおあらためちょう 村明細帳、正保郷帳写、宗旨御改帳などの近世文書、村絵図によって歴史的な状況を窺い知ることができる。

現在このようなテーマに関連する歴史文化遺産は、重要文化財の山本家住宅や左近家住宅など指定文化財を含むが、多くが保存の措置がとられていない未指定文化財であるものの、これらが織りなす文化的景観に歴史文化遺産としての価値がある。



図37 里山集落の生業・生活・風習  
に関連する歴史文化遺産群



岩湧山の茅場

## ⑤近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群

本市は、農業に生業の基盤を置いてきたが、先進地である畿内の一隅を占め、また近世以降においては大都市であり、大消費地となってきた大坂周辺の農村であったため、菜種、木綿、南天などの商品作物の活発な栽培や新田開発など独自の特色も持っていた。この他、炭、茶、鋳物業、酒造業も存在していた。また、水利の確保を目的に築造されたため池、水路も存在している。このようなため池は、近世に土木技術が進んだことによる新田開発事業の中で築造され、開発とともに伝承が現在にも伝わっている。特に慶安2年（1649）頃に築造された寺ヶ池と寺ヶ池水路については、新田開発を主導した中村与次兵衛の偉業が小学校の副読本にも登場する。

また、近代以降は、水力を使った製品の加工なども盛んに行われた。このような生業・産業に関連する歴史文化遺産は、本市の立地条件と関係を持っており、河内長野らしさを保存する上で重要な要素となっている。



図38 近世・近代における生業・産業に  
関連する歴史文化遺産群

## (4) 歴史文化遺産保存活用地区設定基準

歴史文化遺産保存活用地区の設定にあたり、その範囲を定める方法として以下の3つの項目の内容を検討することが有効であると考えられる。

### ①地形的まとまり

河岸段丘と丘陵そして山地によって構成される本市の地形の特徴から、自己完結的な地形単位が多く認められ、地域を特色づける景観の構成要素がこのような地形単位の中にコンパクトにおさまっている場合が多い。このような地形の単位として丘陵・山地に囲まれた谷部、河岸段丘面などをあげることができる。

### ②絵図・歴史資料から読み取ることのできるまとまり

本市には、旧村を描いた絵図が多く残っており、これらに描かれた建造物や工作物、道などは、現在も残っている場合が認められる。これらは、同じ時点で機能し、かつて存在した空間のまとまりを示していると考えられる。また、古文書などの史料からは、かつての寺領や荘園としてのまとまりを窺うことができるものも存在する。

### ③歴史的地理的景観としてのまとまり

本市域には関連遺産群のテーマともなっている里山集落、高野街道宿場町、寺院建造物群の景観としてのまとまりが、現在においてもみられる。



図39 歴史文化遺産保存活用地区の分布

## (5) 歴史文化遺産保存活用地区

### ① 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区

高野街道は、市域を南北に縦走し中高野街道、西高野街道、東高野街道が合流し、また大沢街道、和泉道などを派生している。これらの沿道には道標、里程碑、灯籠、高札場跡、旅籠を踏襲した民家などの交通に関する歴史文化遺産が点在するため、これを「高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区」とする。

後に高野街道と呼ばれるようになる道は、弥生時代の土器の移動から、より古い時代から河内と紀伊をつなぐ道として存在していたようであるが、高野参詣の道として河内路がとられるようになった平安末期以降、人の往来が飛躍的に活発化したとみられる。特に、平安末期には、皇族や貴族が高野参詣を行っており、その様子は白河天皇の皇子である覚法法親王の『御室御所高野山御参籠日記』や藤原忠親の『山槐記』によって知ることができる。これらによると市域は、高野参詣の中継地としても利用されたようで、藤原忠親が高野参詣の際に長野で食事や宿泊をしており、覚法法親王も石瀬（岩瀬）で休憩したという記録がある。また、治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期には、軍事的にも使用されたと考えられ、源行家の軍政の拠点であり、石川源氏の居館でもあった長野城も高野街道に沿った場所にあったと想定されている。この他、天見には南北朝期の古戦場跡があり、喜多町には中世山城である烏帽子形城跡がある。東西高野街道の合流地点付近には、『後宇多院御幸記』、『粉河寺文書』、『日野觀音寺大般若經奥書』によると木屋堂とよばれる町場があったとされる。この他に中世には、正平21年（1366）の觀心寺文書によると、高野街道の利用者から関銭（通行税）を徴収するための関所が岩瀬に置かれていた可能性が考えられる。

近世になると脇往還として整備された。三日市町と上田町には三日市宿が置かれ、継ぎ人足25人、馬25疋を常時用意することになっていた。三日市宿の賑わいの様子は、『西国三十三所名所図会』にも描かれており、明和8年（1771）の三日市村明細帳によれば、本陣格の



油屋をはじめとする旅籠屋が少なくとも23軒あったことが分る。また、旅籠の他、医者、大工、左官、畳屋などの商工業者も居住していた。支配した領主には変化があるものの幕府と膳所藩の相給村となった時期もあった。

近代になり高野鉄道の開通とともに、徒步による高野参詣が減少したため、宿場は次第に利用されなくなった。

本地区は、様々な時代の歴史文化遺産が重層し、「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多いが、場所によっては、「中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群」、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」が集中する地区がある。

## ②寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区

おやまだ 小山田丘陵にある寺ヶ池は近世に築造されたため池であり、その周辺には水路や近世の新田開発に関連する歴史文化遺産が点在する。これらが存在する地区を「寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区」とする。小山田丘陵は標高の低い丘陵であり、頂部には高位段丘が形成され住宅地や畠地となっている。丘陵の北部には、人工のため池である寺ヶ池が存在する。地区の大部分は、近世に幕府領（のちに膳所藩）と旗本三好氏の相給入組地あいきゅういりくみちとなっていた。当地は、村の境界をめぐる騒動がしばしば起きたことが知られており、市村新田との境界確定のために作成された元禄3年（1690）の絵図が現存している。地区内に分布する歴史文化遺産は、「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」がこれに加わっている。



寺ヶ池



### ③観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区

石川の支流である石見川に沿って約10kmにわたって続く谷筋を「観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区」とする。本地区には、多くの歴史文化遺産が集中する真言宗寺院である観心寺があり、河合寺地区を除くこの谷筋全体が中世において観心寺の寺領として栄えた場所であり、周辺地域には現在でも豊かな里山集落景観が広がっている。

天長4年（827）に実惠により檜尾山観心寺がこの地に開創されると、承和3年（836）に官符により錦部郡の現在地に寺地として15町余りが寄進された。これにより観心寺による本地区の支配が始まった。観心寺では、その後、南北朝期にかけて現在につながる堂が整備され、全盛期には50坊前後の子院が境内に建ち並ぶ一山寺院としての寺觀を整えた。この様子は、戦国期のものとされる境内図や近世の境内図により窺い知ることができる。また、門前の寺元に加えて観心寺七郷（石見川、小深、太井、鳩原、鬼住（現、神力丘）、下岩瀬、上岩瀬）と呼ばれる寺辺領が成立した。各郷すべての惣田数は、文亀元年（1501）の算用状によれば14町6反余りであったことが知られている。

近世に入ると豊臣秀吉による検地が行われた。観心寺には、広い年貢免除の山林が与えられたが、文禄検地の結果、寄進を受けた寺領は観心寺周辺の25石に留まった。これらは、江戸時代に観心寺村とよばれた。この時期の境内や境内周辺の様子は、『河内名所図会』や境内図によって知ることができ、多くの子院が消滅し、空き地になった状況が描かれている。ただし、開山堂や鎮守社拝殿、山門などの建築物は近世になって建築されている。

この他、かつての観心寺七郷の内、石見川、小深、太井、鳩原が狭山藩領、岩瀬、寺元、鬼住が膳所藩領となった。なお、これらの村々は、岩瀬を除き、明治22年に合併し川上村となった。江戸時代におけるこれらの村々の様子は、村絵図によって知ることができる。

地区内に分布する歴史文化遺産は、観心寺を中心に「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、これを典型的に示している。これに重複する形で「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」が存在している。



観心寺



## ④天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

通称天野谷と呼ばれる西除川（天野川）によって形成された南北約2kmにわたって続く河岸段丘を「天野谷の歴史文化遺産保存活用地区」とする。本地区の南端には、多くの歴史文化遺産が集中する金剛寺が位置し、境内の北方にはかつて寺辺領であった里山集落景観が広がっている。

金剛寺は、草創が行基によるものと伝えられているが、承安2年（1172）に、阿觀によって再興され、金堂・多宝塔・御影堂を中心とする中心伽藍が整備された。治承4年（1180）に在地の有力領主である源（三善）貞弘が天野谷の所領を寄進し、金剛寺の寺辺領が成立した。中世を通じて天野谷は金剛寺の所領であった。その後、南北朝期頃にかけての金剛寺は、内乱の重要局面で戦乱の舞台となり、正平9年（1354）から同14年（1359）まで後村上天皇の行在所となった。その後、戦国期にかけては、全盛期を迎える、100坊前後の子院が中心伽藍の周辺に軒を連ね、境内都市として隆盛し、周辺の豊富な森林資源を利用した天野杣、檜皮、白炭の生産が行われ、僧坊酒の特産化が進んだとみられる。金剛寺には、この頃を描いたとされる境内図が伝わっており、『河内名所図会』や近世になって作成された境内図からは、子院数の減少や境内地の縮小化がみられるものの全盛期の姿を十分に読み取ることができる。

近世に入ると本地区は、羽柴秀吉の天正検地で村切りされ、東半部が下里村、西半部が天野山村となったと考えられる。なお、天野山村は、金剛寺領と膳所藩領に分割され、下里村は膳所藩領となった。金剛寺に安堵された寺領は307石にのぼり、近世にあっては異例である。境内の建造物の修理もこの時代に行われ、慶長10年（1605）に豊臣秀頼によって、元禄13年（1700）に岸和田藩主岡部美濃守長泰によって金堂をはじめとする堂の修理が行われている。また、現存する子院建築物の多くは近世に建築されたものである。

なお、明治22年に天野山村と下里村は合併し天野村となり、昭和15年に長野町と合併した。金剛寺は、かつての子院の多くが滅失するに至った。

地区内に分布する歴史文化遺産は、金剛寺を中心に「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、これを典型的に示している。これに重複した形で「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」が位置している。



金剛寺と天野谷



## ⑤高向地区及び周辺の歴史文化遺産保存活用地区

飛鳥時代の学者・政治家として知られている高向玄理の出身地と推定される「高向地区」及びこの周辺には、里山集落景観が残る他、市内の歴史文化、自然について情報発信する施設や文化施設が複数存在しており、多くの人が訪れる場所となっている。そこで、この地区を「高向地区及び周辺の歴史文化遺産保存活用地区」とし、歴史文化遺産の保存・活用を進め、市内の歴史文化遺産やこの周辺環境についての情報を積極的に発信する地区と位置付ける。なお、当地区にも建造物、遺跡、無形民俗文化財、趣ある旧集落があり、市指定文化財となっている祭礼が伝わるなど幅広い歴史文化遺産が点在している。

地区内にある施設については、東部には市内の歴史と歴史文化遺産について幅広く情報発信する施設である河内長野市立ふるさと歴史学習館があり、南部には植物園である大阪府立花の文化園が、中央には道の駅である「奥河内くろまろの郷」がある。歴史文化遺産については、南部の高向神社周辺の旧集落内に比較的集中している。

また、地区的周辺には東側に中世の山城である史跡烏帽子形城跡があり、戦国期における地域の戦乱の様子を学習することができる史跡として、平成29年度に整備工事が完了した。この史跡烏帽子形城跡を介してさらに東には、歴史文化遺産が集中する「高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区」がある。また西には、史跡金剛寺境内を中心とする「天野谷の歴史文化遺産保存活用地区」がある。このようなことから、市内の各歴史文化遺産保存活用地区をめぐる拠点としての役割を担うことが期待できる。



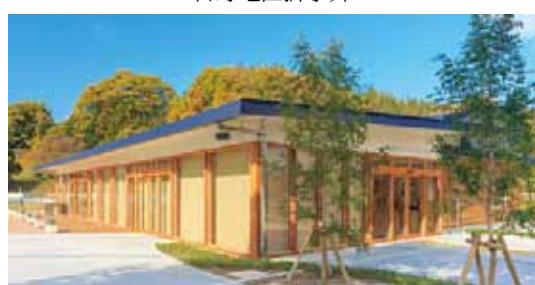
高向神社



ふるさと歴史学習館



日野地区獅子舞



道の駅 くろまろの郷

## ⑥滝畠の歴史文化遺産保存活用地区

市域南西端部の石川最上流域にある滝畠地区は、周囲を山地に囲まれた地形的にまとまりのある里山集落が広がっており、当地域を「滝畠の歴史文化遺産保存活用地区」とする。本地区的歴史は古く、平安時代（天慶6年（943））に不動明王が翁に化現し村人に炭焼きを教えたとする伝説があり、古くから農業以外の生業に従事していたことを今日に伝えている。中世には、清水、堂村、西之村、東之村、中村、横谷が和泉の天台宗寺院である槇尾山施福寺の莊園として、滝尻が金剛寺の莊園として統治されていた。この間、正和2年（1313）に地区内の弥勒堂で法華八講が開かれたとする記録や、興国6年（1345）に天神社が建立されたとする記録などが存在し、古くから栄えていたことが窺える。

その後、太閤検地以降、各村は滝畠村として統合された。江戸時代には狭山藩領となり、明治22年には、高向村と合併した。昭和56年のダム建設によって村の中心部は、水没した。民俗学的調査のフィールドとしても著名であり、宮本常一による研究が知られている。地区内にある滝畠ふるさと文化財の森センターでは、歴史文化遺産修復資財に関する普及啓発活動を行っている他、地域の有形文化財、民俗文化財の展示が行われている。

地区内に分布する歴史文化遺産は、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」がこれに加わっている。



岩湧山 山焼き



天神社



## ⑦流谷の歴史文化遺産保存活用地区

天見川の支流である流谷川の流域に形成された谷部には、かつて石清水八幡神社の荘園である甲斐庄山郷が置かれた場所であり、現在でも八幡神社を中心とし、民家、棚田、小堂、小路、石造物などで構成される里山集落が広がっている。当地域を「<sup>ながれたに</sup>流谷の歴史文化遺産保存活用地区」とする。地区の中心をなす八幡神社は、石清水八幡神社の別宮（本宮に付属する宮）として、平安末期にあたる長暦3年（1039）に勧請されたと伝えられている。文永8年（1271）9月付けの平基重寄進状には「山郷流谷別宮八幡菩薩」と記されており、この頃から山郷と呼ばれていたことが分る。なお大阪府指定文化財となっている鉄製湯釜には「河内国錦部郡甲斐□庄山郡流谷八幡宮」と記載がある。当地区は、近世になると流谷村と呼ばれるようになり、東に接する天見村と一緒に扱われる場合もあったようで、検地帳でも天見村として一本化されている。建武年間に分村したとも言われている。江戸時代には、<sup>おうみばぜはん</sup>近江膳所藩、<sup>かわちにしだいはん</sup>河内西代藩、伊勢神戸藩と支配領主が変遷した。寛永年間には、流谷村のうちで43.17石が下流谷として天見村に編入され、天和2年（1682）より下流谷は、下天見村となったといわれる。村高は124石、家数は20軒を前後し、人口は100人を前後した。また寺が2ヶ寺あったとされる。近代には、南天の産地としても栄えた。

地区内に分布する歴史文化遺産は、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、これを典型的に示している。これに、南天栽培などの「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」が地域の特性を加えている。



流谷



流谷地区の南天



八幡神社 勧請縄かけ

## ⑧島の谷の歴史文化遺産保存活用地区

天見川の支流が形成した谷である島の谷とこの谷の入り口部にあたる集落は上天見と呼ばれ、鎮守、小堂、民家、棚田、小路、石造物などで構成される豊かな里山集落がある。当地区を「島の谷の歴史文化遺産保存活用地区」とする。

地区は旗尾岳や紀見峠などの比較的高い山地に囲まれている。当地区は、中世に石清水八幡宮の所領である甲斐庄山郷の一部となった。付近は、南北朝期の内乱で、しばしば戦場（元弘3年（1333））となっている。近世は、天見村の一部となり、支配領主が近江膳所藩、河内西代藩、伊勢神戸藩と変遷した。天見村は山高が市域で最も多く65.68石であり、炭、柿、柴などを産出していた。明治期には天見村となり、明治22年には岩瀬村と合併した。

地区内に分布する歴史文化遺産は、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」に含まれ、典型的な形でこれを示している。



安明寺



蟹井神社



## ⑨岩湧寺を中心とする葛城修験靈場の歴史文化遺産保存活用地区

古くから修験道の行場として開かれた市域南部に広がる金剛・和泉山地は古来、葛城山と呼ばれ、修験道の行場があった。これらの場所に「岩湧寺を中心とする葛城修験靈場の歴史文化遺産保存活用地区」を設定する。本地区には、岩湧寺、光滝寺の寺院の他、経塚、行場、伝承地が残されており、現在でもこれらを巡拝する修行が行われている。

本地区の中心にある岩湧山（標高897.3m）は、大峯山よりも早く開かれたことから元山上と呼ばれた。涌出山岩湧寺は、寺伝によれば大宝年間（701～704頃）に文武天皇勅願によって役小角が開いたとされる。また光滝寺は、欽明天皇の勅願で行満上人が創建し、役小角が、葛城修験の行場としたとされる。両寺院に深く関係する役小角は、葛城山を中心に活躍した呪術者で、修験道の開祖とされる人物である。また、葛城の峰々を仏法世界に見立て法華經八卷二十八品のそれぞれを経筒に入れ、埋納したと伝えられ、以来、葛城山は修験

道行場となつた。その後、これらの伝説を基に、修行者によって山中各所に経塚がつくられ、葛城二十八宿と呼ばれる葛城修験の道場となつた。この二十八宿の内、五宿が本地区に位置し、祠堂が現存し、信仰の対象となつてゐる。

江戸時代になると岩湧寺、光滝寺ともに天台寺門宗総本山園城寺を頂点に組織された本山派修験において修験を統括していた聖護院の筆頭院家である若王寺の末寺となつた。天台宗系の修験道の大寺院であった槇尾山施福寺の影響によるものと考えられる。両寺院とも現在では融通念佛宗に改宗している。

地区内に分布する歴史文化遺産は、「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」から派生する内容を示すものが多い。



岩湧寺本堂



光滌寺本堂



西ノ行者

## ⑩その他の地域

これまでにあげた9地域以外にも、歴史文化遺産が散在している地域がある。このような地域としては、西代町、原町、楠町西、楠町東の西高野街道や巡礼道沿いの地域、向野町、汐の宮町、清水、唐久谷、惣代の東高野街道沿いの地域がある。

## ⑪各地区の歴史文化的な景観

各歴史文化遺産保存活用地区の特徴を良く示している文化的な景観については、9地区の内、7地区で良好な視点場を見出すことができる。

# 第5章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する措置

## 1 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用について

ここでは、前章で示した基本方針に従い地域計画期間である令和元年から令和7年度までに行う調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業の具体的な内容と実施年次を示す。この中でも、基本方針2（人づくり）に基づいて行う歴史文化遺産の保存、継承を担う人材育成は、保存、継承や活用の根幹となるものであり積極的な事業展開をはかり、もって総合計画や河内長野市教育大綱で掲げるふるさとを誇り、大切にする態度を育む。

### （1）歴史文化遺産調査研究（表13参照）

当事業は、基礎的情報の把握のために実施するものである。事業の効果としては、総合計画に掲げる歴史文化遺産の保存及び活用に関わる事業を今後に展開する上で必要となる資料を整備できることが挙げられる。

#### ①歴史文化遺産総合調査事業

市域の歴史文化遺産を総合的かつ効果的に保存し、活用していくためには、これらの総合調査を行い、保存の状況や環境を適切に把握しておく必要がある。本市では、昭和49年度以降、市域の歴史文化遺産の調査を行い把握に努めてきたが、第4章第1節（4）で指摘したように、十分に把握ができていない種別の歴史文化遺産も存在する。そこで、これらについて、総合調査を進める。

#### ②歴史文化遺産個別調査事業

総合調査で把握できた歴史文化遺産の中には、その価値や保存の環境を鑑みてなんらかの保護の措置が必要になる物件も存在すると考えられる。これらの歴史文化遺産について指定や記録保存、効果的な活用などを行うために必要な調査を進める。また、埋蔵文化財の調査についても記録保存や保存状況を確認するために進める。この他、関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の調査研究は、個々の地区や関連遺産群ごとに進める。実施年次や事業の内容については、次節で示すこととする。

#### ③その他事業

その他、文化財保護審議会を、毎年、2回程度開催する。審議会では、今後実施する予定の事業についての助言を受け、実施した事業についての評価を受ける。また、新規に指定すべき歴史文化遺産に関して、教育長が諮問を行い、答申を受ける。

表13 歴史文化遺産調査研究実施計画

	事業名	財源	取組主体	R 元 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①歴史文化遺産総合調査	(1)無形民俗文化財総合調査 全市域を対象として、祭礼をはじめとする伝統行事や習俗の実施状況調査として、実施状況の写真を撮影し、実施主体、実施状況の所見をまとめた調査票の作成を行う。	市費	河内長野市教育委員会 体現者・団体	●	●	●	●	●	●
	(2)寺社跡、巨木、景勝地、庭園総合調査 寺社跡、巨木、景勝地、庭園の写真撮影を行い、所在地、現状での所見などをまとめた調査票を作成する。R5年度からR7年度にかけて実施を予定する。	市費	河内長野市教育委員会 所有者 自治会など	●	●	●	●	●	●
②歴史文化遺産個別調査事業	(1)指定文化財候補の調査 総合調査によって把握できた歴史文化遺産の内、必要性、価値、所有者の同意などの予備的評価が定まった事案について、河内長野市文化財保護審議会の担当委員の指導の基に、詳細な内容調査を進め、指定や指定に向けての意見具申など保存のための措置を行う。	市費	河内長野市教育委員会 所有者 自治会など	●	●	●	●	●	●
	(2)埋蔵文化財の発掘調査 開発行為に伴う事前確認調査、記録保存を目的とした調査を実施する。この他、大規模な開発が予想される場合や史跡の保全措置を検討する必要性が生じた場合、重要遺跡の範囲確認調査を実施する。	国宝 重要文化財等 保存・活用 事業費補助金	河内長野市教育委員会 所有者 自治会など	●	●	●	●	●	●
③その他事業	(3)関連遺産群の調査研究 関連遺産群の構成要素となっている歴史文化遺産の調査研究、構成要素の相互関連性についての調査研究を進める。この際に、選択した関連遺産群構成要素について、これまでに市で行ってきた調査、大学や研究機関などを行ってきた調査・研究成果の分析を行う。この分析によって構成要素となっている歴史文化遺産を再評価し、新たに価値づけを行う。このような調査研究の成果によって総合調査データベースにおける個別歴史文化遺産の説明を充実させ、更新を行う。	市費	河内長野市教育委員会 所有者 自治会など	●	●	●	●	●	●
	(4)歴史文化遺産保存活用地区の調査研究 地域固有の歴史的景観や空間構成要素、景観を維持する仕組みの調査研究を実施する。この際に、歴史資料として残っている歴史文化遺産保存活用地区に関する絵図、史料にみえる景観の描写などを分析し、分析結果に基づき歴史的景観を構成している歴史文化遺産を選定し、総合調査データベースの説明欄に説明を加える。 これらの調査成果については、歴史文化遺産現地公開事業で活用するとともに、市内歴史文化遺産の基礎資料としても保存し、将来にわたって資料の蓄積を行う。	市費	河内長野市教育委員会 所有者 自治会など	●	●	●	●	●	●
③その他事業	(1)文化財保護審議会運営 毎年度に2回ほど、文化財保護審議会を開催し、事業評価などを行うとともに指定文化財候補の選定を行う。	市費	河内長野市教育委員会 所有者 自治会など	●	●	●	●	●	●

※破線は条件が整った場合に実施する事業。

## (2) 歴史文化遺産保存・整備・継承支援（表14参照）

当事業は、観光や教育などの資源となる歴史文化遺産を適切に保存、継承するために実施するものである。この事業によって、総合計画分野別政策10「にぎわいと活力を創造する地域産業の振興」、分野別政策5「ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進」を実現するために必要となる地域資源を適切に保全することができる。

### ①指定・登録有形文化財の修理・整備事業

指定・登録有形文化財を構成する材料の基本は、比較的の耐久性の弱い素材の木、紙、絹などであり、長い年月の間に自然劣化していく。この対策として、将来にわたって確実に維持し、継承していくために定期的な修理が必要である。現在、保存修理事業の見込み件数は、表14(1)のとおりである。今後、市及び所有者を取り巻く社会経済の状況などにより事業の組替の可能性がある。

表14(1) 歴史文化遺産保存・整備・継承支援実施計画

	事業名	財源	取組主体	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①指定・登録有形文化財の修理・整備事業	(1)国宝観心寺金堂内陣板壁絵四天王像 保存修理 壁画の剥落止めとクリーニングを行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(2)重要文化財遊仙窟保存修理 保存修復を行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(3)重要文化財金剛寺御影堂保存修理 平成30年度に発生した台風被害により破損した檜皮葺屋根の復旧を行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(4)重要文化財摩尼院書院保存修理 書院内部で使われている畳について、経年劣化したものを取り替えを行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(5)重要文化財左近家住宅保存修理 経年劣化した、茅葺屋根の葺き替えなどをを行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(6)重要文化財河合寺木造千手観音立像 他2躯保存修理 カビの除去を中心としたクリーニングなどを行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(7)国府指定文化財観心寺建造物 防犯防災設備整備 史跡観心寺境内にある国・府指定建造物などに防犯・防災設備を設置する。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔	↔				
	(8)重要文化財観心寺恩賜講堂保存修理 建造物の解体修理を行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(9)重要文化財長野神社本殿保存修理 経年劣化した檜皮葺屋根について葺き替えを行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(10)重要文化財岩湧寺多宝塔保存修理 建造物の解体修理を行う。	国宝重要文化財等保存・ 活用など事業費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(11)重要文化財金剛寺金堂、金剛寺楼門、 観心寺書院・観心寺収蔵庫の保存 修理・整備 老朽化が進んだ場合に修理を行う。	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(12)国登録文化財 金剛寺無量寿院 保存修理 屋根及び木部の修理を行う。	国宝重要文化財等 保存・活用など事業 費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔	↔				
	(13)国史跡 災害復旧 (金剛寺法面・大玄関など)、その他史跡整備	国宝重要文化財等保存・ 活用など事業費補助金 市費・所有者負担金など	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	
	(14)興禅寺阿弥陀如来など保存修理 経年劣化により保存修理を行う。	国宝重要文化財等保存・ 活用など事業費補助金 市費・所有者負担金など	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔	↔				
	(15)府指定文化財 金剛寺築地塀保存修理 経年劣化により表面の漆喰が剥がれ落ちた築地塀について左官工事などを行う。	国宝重要文化財等保存・ 活用など事業費補助金 地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会			↔	↔			
	(16)府指定文化財 観心寺持仏堂保存修理 経年劣化によって破損した柿葺屋根修理を行う。	地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	
	(17)府指定文化財 金剛寺総門、宝蔵、 観心寺本願堂、大師堂などの保存修理 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(18)市指定文化財 高向神社本殿保存修理 平成30年度に発生した台風により被害を受けた檜皮葺屋根について保存修理を行う。	市費・所有者負担金 など	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(19)市指定文化財延命寺 薬師如来保存修理 解体修理を行う。	市費・所有者負担金 など	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔					
	(20)市指定文化財加賀田神社村絵図 保存修理 剥落止めなどの修理を行う。	市費・所有者負担金 など	文化財所有者 河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	
	(21)岩湧寺本堂 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(22)加賀田神社本殿 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	
	(23)高向神社本殿 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 市費・所有者負担金	文化財所有者 河内長野市教育委員会				↔	↔	↔	

※破線は条件が整った場合に実施する事業。

表14(2) 歴史文化遺産保存・整備・継承支援実施計画

	事業名	財源	取組主体	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
化②指 定無形 民俗文 化財 保存繼 承事業	(1)指定無形民俗文化財保存継承 無形民俗文化財の技能について、次世代の構成員へ技術伝承などを行い、祭礼用具の修理や祭礼の円滑な実施のため補助を行う。また、未指定の案件についても祭礼用具の修理や祭礼 자체を円滑に進めることができるように調整を行う。	文化芸術振興費補助金・市費・所有者負担金・地方創生交付金	文化財所有者 河内長野市教育委員会							
③指 定・登 録文化 財管理 事業	(1)指定文化財民家管理 民家の点検・日常管理を行う。  (2)防犯防災設備保守点検 文化財建造物に設置されている防犯・防災設備の点検や日常管理を行う。  (3)史跡等施設管理 史跡・名勝の日常的な維持管理を行い、小規模な修繕などを行う。また、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。	市費・所有者負担金・地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金・地方創生交付金 市費・所有者負担金・地方創生交付金	文化財所有者 河内長野市教育委員会 文化財所有者 河内長野市教育委員会 文化財所有者 河内長野市教育委員会							
④選 定保 全事 業	(1)選定保存地域保全 歴史文化遺産修復に用いる植物性資材が生育する選定保存地域について、資材及び人材の育成補助、研修の場の提供を行う。	市費・所有者負担金・地方創生交付金	文化財所有者 河内長野市教育委員会							
⑤歴 史文化 遺産保 全事業	(1)歴史文化遺産継承者育成 氏子、檀家、講など歴史文化遺産を継承する団体の次世代の人材を育成することを目的として、地域住民に対する講座やワーキングショップを行なうなど、啓発活動を行い、次世代を担う人材獲得に関する活動の支援を行う。	地方創生交付金 市費	文化財所有者 河内長野市教育委員会							
⑥その 他事 業	(1)関連遺産群構成要素の保全 主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存・継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の検討を行う。	地方創生交付金 市費	河内長野市教育委員会 文化財所有者 自治会など							
	(2)歴史文化遺産保存活用地区の保全 主に未指定の物件を対象として、歴史文化遺産保存活用地区にある歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存・継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の検討を行う。	地方創生交付金 市費	河内長野市教育委員会 文化財所有者 自治会など							

## ②指定無形民俗文化財保存継承事業

無形民俗文化財は、人々が日常生活の中で創造し、地域に根差したものであり、人が体現するものである。このような歴史文化遺産としての性質から、今日の地域コミュニティの変容及び少子高齢化社会の中で継承が難しくなってきており、事業ではこれらを継承していく上での課題解決に向けて、先進事例を研究するとともに広報紙などで普及啓発を行う。また、未指定の歴史文化遺産についても祭礼用具の修理や祭礼 자체を円滑に進めくことができるよう随時助言的支援に応じる。

## ③指定・登録文化財管理事業

文化財建造物や史跡・名勝・天然記念物については、日常からの維持・管理が必要である。このことから、より適正な管理が行われるよう、これらの事業に対し補助を行うとともに、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行うとともに、早期における小規模な修理を推進する。

#### ④選定保存地域の保全事業

歴史文化遺産を補修し後世に伝えていくためには、木材、檜皮、茅などの資材の確保と、これらの資材に関する技能者を育成することが必要である。このことから、資材及び人材の育成に対し補助を行うとともに、このような地域を原皮師（檜皮採取者）などの研修の場として提供を行う。

#### ⑤歴史文化遺産保存継承者の育成事業

少子高齢化や都市への人口の集中により、次世代の文化財の保存、継承や活用を担う地域の人口が減少している。このため、新たに氏子、檀家、講など歴史文化遺産を継承する団体の次世代の活動を担う人材を確保し、育成する必要が生じている。本事業では、講座やワークショップを行うなど、啓発活動を行うことで人材の確保と育成の支援を行う。

#### ⑥その他事業

「関連遺産群構成要素の保全」、「歴史文化遺産保存活用地区の保全」は、主に未指定の物件を対象として、関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存、継承されることを目的に実施するものである。ただし、当事業を実施するためには、保存対象の明確化、効果的な保存方法の検討、必要な財源の確保、住民の合意形成など検討すべき課題が多く、地域計画対象年次のみで完結できるものではない。このようなことから、地域計画対象年次においては、保存対象とする歴史文化遺産を明確化し、これらを円滑に継承していく上で、必要な措置についての検討を行うこととする。検討結果については、各年度で資料を蓄積し、次期地域計画を策定する際の基礎資料として活用する。個々の歴史文化遺産保存活用地区や関連遺産群で行う事業は、実施年次や事業の内容を次節で示すこととする。

なお、災害対応は災害の発生に応じて実施し、この事業によって他の事業の実施にも影響を与える場合は全体計画の変更を行う。

### （3）歴史文化遺産活用（表15参照）

歴史文化遺産を活用することは、地域の魅力を高め、地域経済を活性化させる上で大きな効果がある。また、このことが、歴史文化遺産を未来に継承していくことにもつながる。

平成28年3月に観光庁で「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、「文化財の観光資源としての開花」が目標の1つに掲げられた。このように歴史文化遺産を観光資源として活用を促進するとともに、グローバル社会が進展する中で自己のアイデンティの確立、郷土愛の醸成などが求められており、教育、地域づくりのための資源としての活用も求められている。以下に示す歴史文化遺産を活用した観光、教育、景観、地域づくり分野での取組みは、日本遺産のまちとしての魅力向上に直結するものである。

#### ①観光分野での活用事業

市域内の国指定有形文化財数（平成31年4月現在）は、国宝8件、重要文化財76件であり、全国他市町村と比べてもトップレベルの所在数である。しかしながら、本市は高度経済成長期以降ベッドタウンとして発展したため、豊富な歴史文化遺産をまちの活性化に充分、活かしきれていな

表15 歴史文化遺産活用実施計画（1）

	事業名	財源	取組主体	R 元 2 3 4 5 6 7						
				R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①観光分野での活用事業	(1)歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業  関西圏主要駅で、本市の歴史文化遺産をPRするデジタルサイネージなどを実施する。	文化芸術振興費補助金(地域計画等)・市費	河内長野市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり協議会 河内長野市日本遺産推進協議会など			↔	↔	↔	↔	↔
	(2)日本遺産ガイド人材育成事業  情報発信事業によって増加する訪問者に備えるために、市広報紙などで、観光ボランティアを募集し、研修を行う。この際、初心者と経験者とのガイド内容を出来る限り均一化するため、ガイドマニュアルをより充実したものとするため令和元年度に改訂を行う。 また、インバウンド対策としてネイティブを講師とした語学研修を行う。	文化芸術振興費補助金(地域計画等、地域文化財総合活用推進事業)・市費	河内長野市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり協議会 河内長野市日本遺産推進協議会		↔	↔				
	(3)誘導サイン・説明看板整備事業  来訪者の便を図るため、情報が古くなっている案内看板を新しくし、併せてインバウンドを意識し、案内看板の多言語化(英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語)を行う。	・文化芸術振興費補助金(地域計画等)・地域文化財総合推進事業・市費・地方創生交付金	河内長野市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり協議会 河内長野市日本遺産推進協議会		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	(4)その他、魅力発信事業  日本遺産の魅力を発信するために講演会を実施し、パンフレット、映像記録の作成を行いPRを行う。	文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)・市費	河内長野市日本遺産推進協議会		↔	↔				
	(5)歴史文化遺産現地公開(ぐるっとまちじゅう博物館)  交流人口を拡大し、市域の魅力を発信するために、歴史文化遺産保存活用地区の中から、バランスよくテーマを選択して、各地区内に所在する近世文書、寺社跡、巨木、景勝地、庭園などの調査を踏まえて、普段公開されていない歴史文化遺産、あるいはあまり知られていない歴史文化遺産を現地公開する。	地方創生交付金・市費	河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	↔
②教育分野での活用事業	(1)歴史文化遺産総合情報発信  市域の魅力発信のため、歴史文化遺産総合調査データについて地理情報システムを用いてHPで公開を行う。データの整理、所有者からの公開の承諾などの準備を令和元年度と令和2年度で進め、令和3年度より公開を行う。	市費	河内長野市教育委員会		↔	↔	准备作業	公开作業		
	(2)郷土歴史学習  郷土愛の醸成や多文化への关心を育むため、関連遺産群及び歴史文化遺産保存活用地区をコンテンツとした児童・生徒用の教材を令和元年度に開発するとともに日本遺産についても教材を作成し、専門職員による出前授業を行う。関連遺産群をテーマとし市域全体の歴史文化遺産の学習を進めると同時に、歴史文化遺産保存活用地区を対象に各校区ごとにより地域に密接した教材を開発することで、児童・生徒の興味、関心を高め、郷土愛の醸成を図る。また、学んだことを発表できる場の機会を設ける。	市費	河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	(3)関連遺産群に関する講演・講座  郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し、各自治会などで出前講座を実施することで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのバックボーンとなるように、まちづくりの推進につなげていく。 なお、令和元年度は、日本遺産認定記念として、本市の歴史的特徴である中世にスポットを当て「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」を積極的にPRしていく。	市費	河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	(4)関連遺産群に関する展示  市民が郷土の歴史文化遺産について理解を深めるために、毎年、歴史文化基本構想で定めた関連遺産群からテーマを決め、ふるさと歴史学習館などで特別展示を行うとともに、公民館8館、コミュニティーセンター3館での巡回展示を行う。 なお、講演・講座などと同じく、令和元年度は日本遺産認定記念展示を行う。	市費	河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	(5)体験学習事業  本市には様々な空海伝説が残るが、伝説に因み体験できることを地域住民の協力を得るなどし、学校で体験学習を行う。 また、本市では近世において、河内木綿の栽培が盛んであったことから、綿の栽培を市民などに応援してもらうなどし、その綿を使っての綿繰り体験や藍染体験などをを行う。	市費	河内長野市教育委員会		↔	↔	↔	↔	↔	↔

※破線は条件が整った場合に実施する事業。

表15 歴史文化遺産活用実施計画（2）

	事業名		取組主体	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
③景観分野での活用事業	(1)歴史的景観の普及啓発とワークショップ 景観形成の重要性を認識し、地域らしい景観のイメージの共有をはかるため、各年度で重点的に事業を行う地域を歴史文化遺産保存活用地区の中から1つ程度を選択して、「歴史的景観の普及啓発」、「ワークショップ」を行う。選択は、当年度に行う、関連する歴史文化遺産調査研究や歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業と合わせて行う。	地方創生交付金 市費	河内長野市教育委員会 地域まちづくり協議会 自治会							
④地域づくり分野での活用事業	(1)地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援 地域コミュニティーを活性化し、地域の歴史文化遺産の魅力を発見できるように、主に小学校区ごとに設置する地域まちづくり協議会などが行う歴史文化遺産の保存や活用に関わる事業について、人材の派遣、あるいはアドバイスを行うなどして支援を行う。 (2)地域への出前講座 地域の歴史文化遺産の魅力を発見できるように、自治会、公民館などが主催する地域の歴史文化遺産を対象とした講座に対して、講師の派遣を行う。 (3)職員研修 まちづくりを担う市の職員が、地域資源としての歴史文化遺産の価値を認識するために、市域の歴史文化遺産に関する研修を行う。 (4)テーマ型ボランティアの育成 特定の目的をもって活動するボランティアへ市域の歴史文化遺産の保全や活用への参画を促す。	市費	河内長野市教育委員会 地域まちづくり協議会 自治会							
⑤その他事業	(1)市が管理する施設の維持管理と運営 ふるさと歴史学習館の維持管理と運営。 滝畠ふるさと文化財の森センターの維持管理と運営 市指定文化財旧三日市交番の維持管理と運営	市費	河内長野市教育委員会							

いのが現状である。

このことから、交流人口拡大のために、先ずは「日本遺産のまち」としての認知度を高めることが必要であり、積極的に観光プロモーションのために魅力発信を行う。このような情報発信を、大阪の都心部、京阪神地域、更には東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、東京で行う。

また、ガイドのための人材育成や文化財周辺地域の整備を適切に行い、周遊の確保が可能な面としての活用ができる環境を整えていく。このような事業の成果をもって各年で対象地域を選び、歴史文化遺産保存活用地区内全体の歴史文化遺産を一斉公開する歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）を実施し、市域の魅力を市内外へ発信する。

これらの事業を進めることで、総合計画分野別政策10「にぎわいと活力を創造する地域産業の振興」の実現を目指す。

## ②教育分野での活用事業

総合計画の分野別政策5「ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進」や、分野別政策6「生涯にわたる多様な学びの推進」を行うために教育資源として歴史文化遺産を活用する。またこのことによって、河内長野市教育大綱で定める「本市が有する豊かな自然や貴重な文化財、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を子どもたちの教育や生涯学習に活かし、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇り、大切にする態度を育成するとともに、世界へも目を向ける人材を育成する」ことの実現を目指す。このために情報発信、講演・講座、展示、体験、現地公開など様々な手法を組み合わせて事業を推進する。特に市内小中学校で行う郷土歴史学習では校区にある身近な歴史文化遺産の魅力を伝えることで、地域に伝わる祭礼、有形文化財、史跡の保全活用の担い手として次

世代を育成する。

また、観光分野での活用事業としても実施する歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）では歴史文化遺産所有者や地域住民が一体となって、訪れた人々へ地域の魅力を語ることで、地域への誇りと愛着を深めることも目的とする。

### ③景観分野での活用事業

歴史文化遺産をその周辺環境も含めて面として保存し、河内長野らしい魅力的な景観を維持し、その価値を分かりやすい形で顕在化していくことは、これらに魅力を感じた交流人口、関係人口を増やし、また定住を促していく上でも効果的である。このことは、総合計画分野別政策8「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」を進めることにもつながる。このため、当面は「歴史的景観の普及啓発」と「ワークショップ」を実施し景観形成の重要性について認識を深め、地域らしい景観のイメージの共有を図っていく。

これらの取組みは、個々の歴史文化遺産保存活用地区や関連遺産群ごとに進めることとし、実施年次や事業の内容は次節で示すこととする。

### ④地域づくり分野での活用事業

全国的な傾向として地域住民の連帯感や地域への関心が希薄化し、また大規模災害が起こるなかで、総合計画においても「ぬくもりのある地域社会の構築」や「市民主体の地域づくり」が課題となっている。そこで地域に根差し、地域住民によって共同で継承してきた歴史文化遺産について、それが担ってきた人々の絆や、人と地域のつながりを深める役割に注目する。この上で、地域住民が、歴史文化遺産の保存、継承や活用を通じて、地域住民の絆を深め、市民主体の活動につなげるための支援を行う。この際「地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用の支援」をはじめ、「地域への出前講座」、「職員研修」、「テーマ型のボランティアの育成」の事業について、講師やアドバイス、コーディネイトを行う人材を派遣する。このことによって、総合計画基本政策1「協働によるまちづくり」を進めることができる。

### ⑤その他事業

市が管理する「ふるさと歴史学習館」、「滝畠ふるさと文化財の森センター」、「河内長野市指定文化財旧三日市交番」の施設の維持管理と運営については、各年度で実施する。

## 2 歴史文化遺産保存活用地区・関連遺産群について

### (1) 歴史文化遺産保存活用地区的調査研究、保存・整備・継承支援、活用事業

ここでは、前節において調査研究、保存・整備・継承支援、活用の目的別に提示した事業のうち、第4章5節で設定した歴史文化遺産保存活用地区ごとに、相互に関連させながら実施すべき事業について提示する。なお、地域の歴史文化遺産保存活用地区的コンテンツを活用した郷土歴史学習などの推進、地域住民が行う歴史文化遺産を活用した事業に関する保存・活用の人的支援、未指定の歴史文化遺産の保全措置の検討などは各地区で共通に行っていく。財源は、市費や国文化財補助金、地方創生交付金などをあてる。目的別に年次計画を示した表13から表15の事業は、文化財保存活用地区ごとにまとめた以下の表16から表24で掲げた事業と重複しているため、事業名に共通の番号を付している。

#### 1. 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区対象事業

##### 【現状】

当地区は、高野街道や旧宿場町の景観の趣が残っており、本市の中心市街地の大部分と重複している。ミニ開発によって比較的若い世代の居住もみられ、まち歩きを目的としたハイカーも訪れている。地域まちづくり協議会や自治会の活動も活発な地域であり、住民活動の拠点となる公民館や

表16 歴史文化遺産保存活用地区1 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表に対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(1) 無形民俗文化財総合調査	・地区内で継承されている講や寺社で行われている祭礼の総合調査。			↔				
	②(4) 歴史文化遺産保存活用地区的調査研究	・高野街道沿いの地区（長野町、三日市町、岩瀬、天見）において、民家・道標、石灯籠などどのように旧街道や旧宿場町の景観的まとまりを生み出しているのかについての調査研究を行う。							○
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑤(1) 歴史文化遺産継承者育成	・楠小学校、長野小学校、三日市小学校、天見小学校で史跡鳥帽子形城跡や祭礼などの地域で伝わる歴史文化遺産の保存活用を担う人材の育成を行う。 ・地域まちづくり協議会の場を活用し、史跡鳥帽子形城跡や祭礼などの地域で伝わる歴史文化遺産の保存活用を担う人材の育成を行う。	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	①(9) 重要文化財長野神社本殿保存修理	・重要文化財長野神社本殿保存修理					↔	↔	
	⑥(2) 歴史文化遺産保存活用地区的保全	・地域住民参画の基に行う、民家・道標、石灯籠などの地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	⑦(5) 歴史文化遺産現地公開（ぐるつどまちじゅう博物館）	・高野街道沿いにある町屋建築、寺社が保有する文化財、地域内の旧家で保有されている歴史文化遺産の現地公開					次期計画期間に実施		
歴史文化遺産活用	⑧(3) 誘導サイン・説明看板整備事業	・高野街道へのサイン・説明板の設置	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	⑨(2) 日本遺産ガイド人材育成事業	・日本遺産としての高野街道を案内する人材育成	↔	↔					
	⑩(2) 郷土歴史学習	・楠小学校、長野小学校、三日市小学校、天見小学校で実施する郷土歴史学習の推進	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	⑪(1) 歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・旧宿場町の景観に関する普及啓発 ・旧宿場町の景観の保全・活用に関するワークショップの開催							○
	⑫(1) 地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用の支援	・地域まちづくり協議会などが実施する事業の人材的支援	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	⑬(2) 地域への出前講座	・自治会や地域まちづくり協議会が主催する事業への講師の派遣	↔	↔	↔	↔	↔	↔	

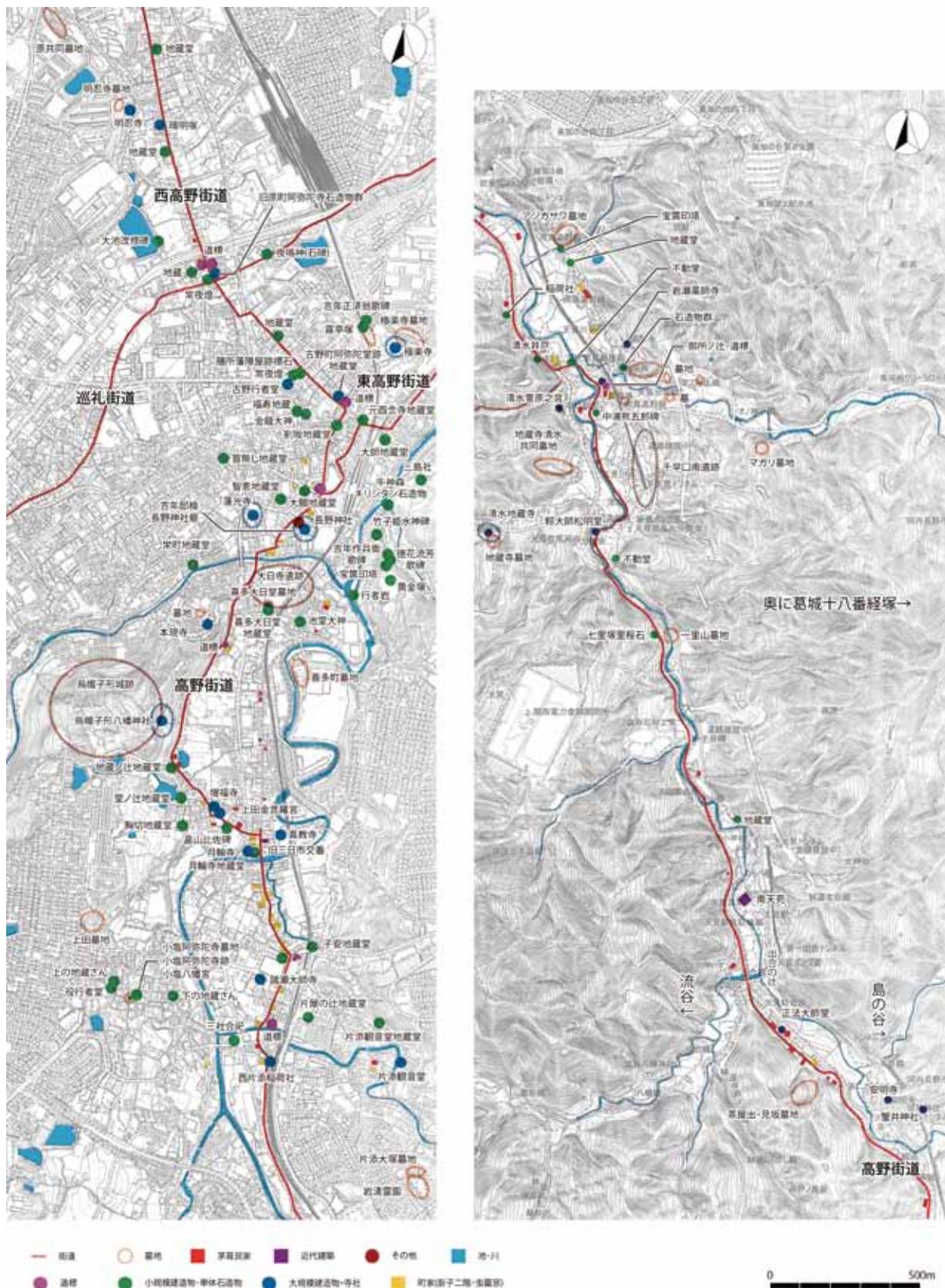


図 40 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区の歴史文化遺産の分布

ホールなどの施設も充実している。

一方で、歴史文化遺産を多く所有し、祭礼なども行われている寺社には、大規模なものがなく、地元の檀家・氏子によって支えられている場合が多い。これらの団体は、高齢化が進んでいる。地区的祭礼を継承している講の担い手も減少しており、解散したものも多い。また、古民家の空き家化、空き地化も徐々に進んでおり、将来において人の往来の減少による治安の悪化も懸念される。

#### 【方針】

このような状況を受けて、歴史的景観が残る中心市街地として地区全体をさらに磨き上げ、多くの人が地域の魅力を感じて訪れる場所として地区が活性化するような取組みを進める。また、これらの取組みに幅広い人材が参画できるようにすることを当地区の方針とする。

#### 【取組み】

この方針に基づき、把握ができていない歴史文化遺産について総合調査を進め、高野街道や宿場町としての景観的まとまりについて調査研究を行う。また、新しく転入してきた住民を中心として歴史文化遺産保存・活用の担い手の育成を行う。この他、長野神社本殿などの指定文化財の修理を進め、宿場町の景観を構成している歴史文化遺産を中心として地域住民参画の基に、未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討を行う。

活用については、次期地域計画期間内に地域の歴史文化遺産の現地公開を行うことを目標に、地区内の看板やサインの設置などの地区整備やボランティアガイドの養成を行い、地域景観の普及啓発やワークショップを実施する。また、住民活動の支援も行う。

## 2. 寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区対象事業

#### 【現状】

当地区は、江戸時代に築造されたため池である寺ヶ池を中心に神社や寺院などが点在する。当地区の大部分はすでに新しく開発され、市街地化が一定進んでいる。一方で、歴史文化遺産は公園や境内地の中で保存されている場合が大部分である。このため、歴史文化遺産については今後も比較的管理がなされる見込みがあるが、地区内は旧村部と新興住宅地に分かれており、歴史文化遺産を多く保有する旧村部は少子高齢化が進んでいる。このため、祭礼や寺社を支える人口が不足しあげていている。

#### 【方針】

このような状況を受けて、地域の歴史文化遺産の保存継承と活用を軸に地域住民が連携し、活動が活性化されるのを推進することを当地区の方針とする。

#### 【取組み】

この方針に基づき、住吉神社などで行われている祭礼など、把握ができていない祭礼について総合調査を進めるとともに、地域に残る小山田村絵図を活用した地区の景観的まとまりについて調査研究を行うことで、地区全体の歴史文化遺産を価値づける。この上で、新興住宅地の住民も地域の祭礼や歴史文化遺産の保存・活用に参画できるように育成を行っていくとともに、未指定の歴史文化遺産の保存についても検討を行う。

活用については、地域計画期間の後半に地域の歴史文化遺産の現地公開を行うことを目標に、地域景観の普及啓発やワークショップなどを実施する。

表17 歴史文化遺産保存活用地区2 寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表に対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(1) 無形民俗文化財総合調査	・住吉神社などで行われている祭礼の調査		↔					
	②(4) 歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・小山田村絵図による歴史的景観の調査研究					↔		
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑤(1) 歴史文化遺産継承者育成	・小山田小学校で実施する郷土歴史学習を活用した祭礼などの地域で伝わる歴史文化遺産の保存活用を担う次世代の人材育成		↔					
		・地域まちづくり協議会などの場を活用した祭礼などの地域で伝わる歴史文化遺産の保存、活用を担う次世代の人材育成		↔					
	⑥(2) 歴史文化遺産保存活用地区的保全	・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討		↔					
歴史文化遺産活用	①(5) 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）	・地区で伝わる絵図、寺ヶ池関連の資料、寺社が保有する文化財の現地公開					↔		
	②(2) 郷土歴史学習	・小山田小学校で実施する郷土歴史学習の推進		↔					
	③(1) 歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・地区景観に関する普及啓発					↔		
		・地区的景観の保全・活用に関するワークショップの開催					↔		
	④(1) 地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援	・地域まちづくり協議会が実施する事業の人材的支援		↔					
	④(2) 地域への出前講座	・自治会や地域まちづくり協議会が主催する事業への講師の派遣	↔	↔					



図41 寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区の歴史文化遺産の分布

### 3. 観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

### 4. 天野谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

両地区は、歴史文化遺産の在り方、住民活動の在り方が比較的類似するため、ここで一括して記載する。

#### 【現状】

当地区の一部は、史跡となっており、多くの歴史文化遺産を所有する観心寺や金剛寺を中心として、その周辺にあるかつて寺領であった地区に里山集落景観が残っている。歴史文化遺産総合調査によって里山集落内にある堂や社にも、両寺院に関連する貴重な仏教彫刻、建造物などが存在することが明らかになっている。指定・未指定をあわせ数多くの歴史文化遺産が集中する地域であり、日本遺産ストーリーの重要な構成要素ともなっている。このため、本市において最も観光客が訪れる地域となっている。地域まちづくり協議会や自治会、観光ボランティアなどの活動も盛んな地区である。

一方で、地区内への団体観光は広域での観光パッケージに組み込まれているため、観心寺境内や金剛寺境内のみを対象とした点としての観光に留まっており、周辺の旧寺領は訪れる人も少ない。このことから、団体観光客の滞在時間は大変短くなってしまっており、経済効果も限定されたものとなっている。また旧寺領の里山集落にある堂や社は、地元の檀家・氏子によって支えられている場合が多く、構成員の高齢化が進んでいる。

#### 【方針】

このような状況を受けて、地域全体の歴史文化遺産を日本遺産ストーリーに沿って活用することで、両寺院に訪れた観光客を旧寺辺領へも誘導し、地域全体を活性化することを当地区の方針とする。

#### 【取組み】

この方針に基づいて、地区内の歴史文化遺産の魅力を高め、情報発信するため、これまで調査ができていなかった近世文書や旧寺辺領地区の歴史文化遺産については調査を行うとともに、観心寺と金剛寺の両寺院については史跡保存管理計画に基づく管理を行い、適切に保存のための措置や修理を行う。また、令和3年度に地区全体の歴史文化遺産を現地公開することを目標に、日本遺産のストーリーに沿った形で看板やサインの設置などの地区整備やガイドの養成を行う。この他、地域景観の普及啓発などを実施する。

また、将来にわたって地域の歴史文化遺産を保存、継承していくために、地域まちづくり協議会や小学校区が旧村部と隣接する開発団地にまたがって設置されていることに着目し、歴史文化遺産の保存、継承や活用にあまり関わってこなかった住民を新たな担い手として人材育成をする。

表18 歴史文化遺産保存活用地区3 観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表に対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(1)無形民俗文化財総合調査	・地区で行われている祭礼に関する調査		↔	↔				
	①(2)寺社跡、巨木、景勝地、庭園総合調査	・寺社跡の調査					↔	↔	↔
	②(4)歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・観心寺境内や旧寺辺領にある歴史文化遺産の相互関連性についての調査研究 ・観心寺の近世文書の調査		↔	↔				
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	①(1)(7) (8)(11) (16)指定・登録有形文化財の修理	・観心寺内の指定文化財の修理を継続して実施する。 国宝となっている金堂、重要文化財の建掛塔などの建造物はすでに修理済であることから、金堂内陣板壁絵、新規に重要文化財となった恩賜講堂、府指定文化財持仏堂などの保存修理・史跡全体の整備を行い、防犯・防災事業なども行っていく(詳細は表14参照)。						↔	↔
	③(3)史跡等施設管理	・史跡観心寺内の維持管理を保存管理計画に基づいて行い、小規模な修繕などを行う。また、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。						↔	↔
	⑤(1)歴史文化遺産継承者育成	・川上小学校で実施する郷土歴史学習を活用した旧寺辺領が保有する歴史文化遺産(堂・彫刻・文書・祭礼など)の保存活用を担う次世代の人材育成						↔	↔
歴史文化遺産活用	⑥(2)歴史文化遺産保存活用地区的保全	・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討						↔	↔
	①(5)歴史文化遺産現地公開(ぐるっとまちじゅう博物館)	・川上地区的普段は公開されていない歴史文化遺産などの現地公開			○				
	①(3)誘導サイン・説明看板整備事業	・地区内へのサイン・説明板の設置		↔	↔				
歴史文化遺産活用	①(2)日本遺産ガイド人材育成事業	・日本遺産のストーリーにのった川上地区的歴史文化遺産ガイドの養成		↔					
	②(2)郷土歴史学習	・川上小学校で実施する郷土歴史学習の推進。			↔	↔			
	③(1)歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・地区的里山景観に関する普及啓発 ・地区的里山景観に関する保全・活用に関するワークショップの開催		↔	↔				
④(1)地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用の支援	・地域まちづくり協議会が実施する事業の人材的支援		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
	④(2)地域への出前講座	・自治会や地域まちづくり協議会が主催する事業への講師の派遣。		↔	↔	↔	↔	↔	↔

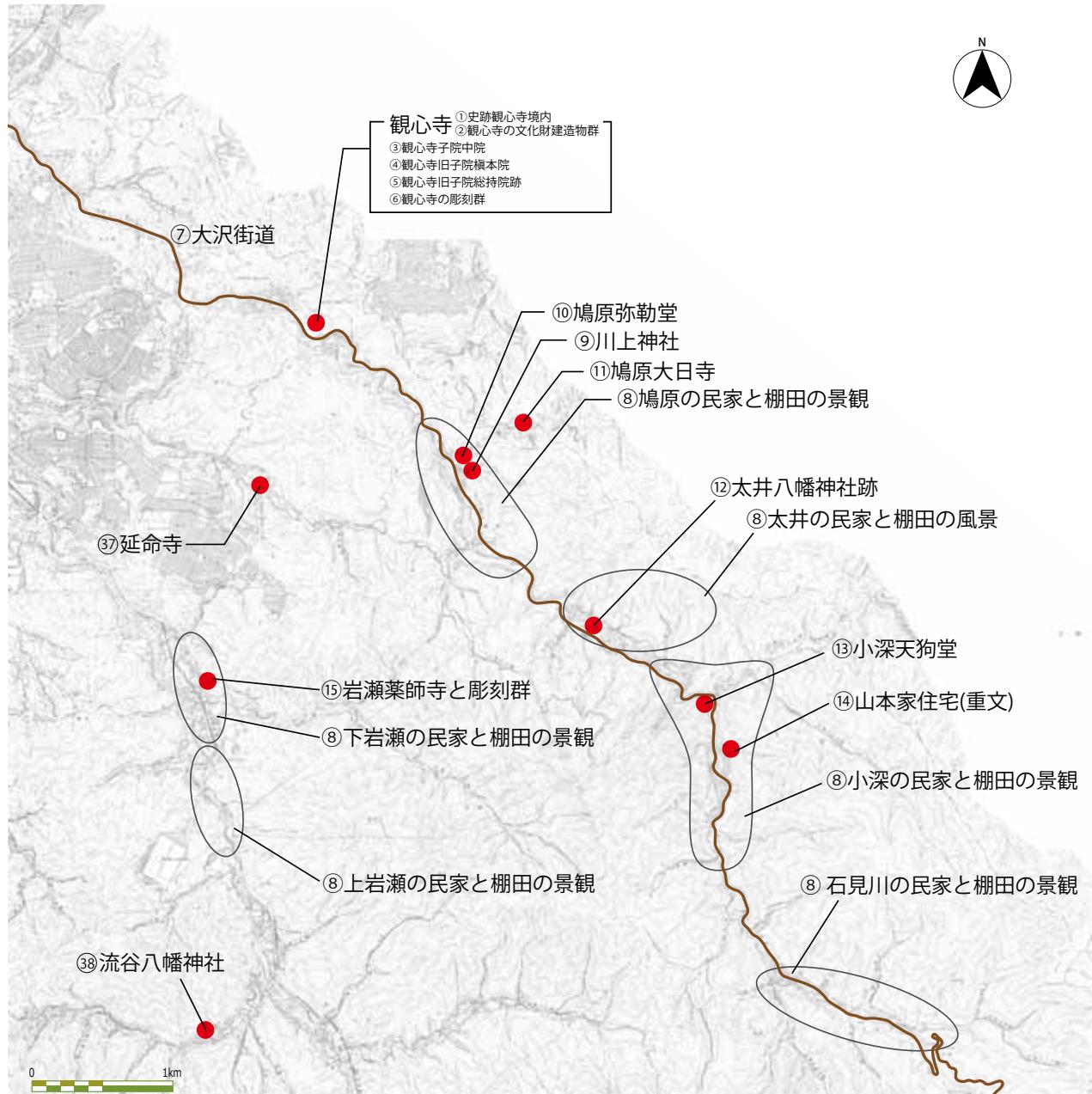


図4.2 観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区

表19 歴史文化遺産保存活用地区4 天野谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表に対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(1)無形民俗文化財総合調査	・地区で行われている祭礼に関する調査		↔	↔				
	①(2)寺社跡、巨木、景勝地、庭園総合調査	・寺社跡の調査					↔	↔	
	②(4)歴史文化遺産保存活用地区的調査研究	・金剛寺境内や旧寺辺領にある歴史文化遺産の相互関連性についての調査研究 ・金剛寺の近世文書の調査		↔	↔				
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	①(4)(11) (12)(13)(15) (17)指定・登録有形文化財の修理	・金剛寺境内の指定文化財の修理について、金堂や多宝塔、鐘楼などが修理を終えたところであり、今後は楼門、土壠、縁門などの保存修理や史跡全体の整備を行う（詳細は第14表参照）。		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	②(1)指定無形民俗文化財保存継承	金剛寺正御影供の保存継承の支援		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	③(3)史跡等施設管理	史跡金剛寺境内の維持管理を行い、小規模な修繕などをを行う。また、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	⑤(1)歴史文化遺産継承者育成	・天野小学校で実施する郷土歴史学習を活用した旧寺辺領が保有する歴史文化遺産（堂・彫刻・文書・祭礼など）の保存活用を担う次世代の人材育成 ・自治会の場を活用した旧寺辺領が保有する歴史文化遺産（堂・彫刻・文書・祭礼など）の保存活用を担う次世代の人材育成		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	⑥(2)歴史文化遺産保存活用地区的保全	・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	①(5)歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）	・天野地区の普段は公開されていない歴史文化遺産の現地公開			○				
歴史文化遺産活用	①(3)誘導サイン・説明看板整備事業	・地区内へのサイン・説明板の設置		↔	↔				
	①(2)日本遺産ガイド人材育成	・日本遺産のストーリーにのっとった天野地区の歴史文化遺産ガイドの養成		↔	↔				
	②(2)郷土歴史学習	・天野小学校で実施する郷土歴史学習の推進		↔	↔	↔	↔	↔	↔
	③(1)歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・地区的里山景観に関する普及啓発 ・地区的里山景観に関する保全・活用に関するワークショップの開催		↔	↔				
	④(1)地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援	・自治会が実施する事業の人材的支援	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
	④(2)地域への出前講座	・自治会が主催する事業への講師の派遣	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔

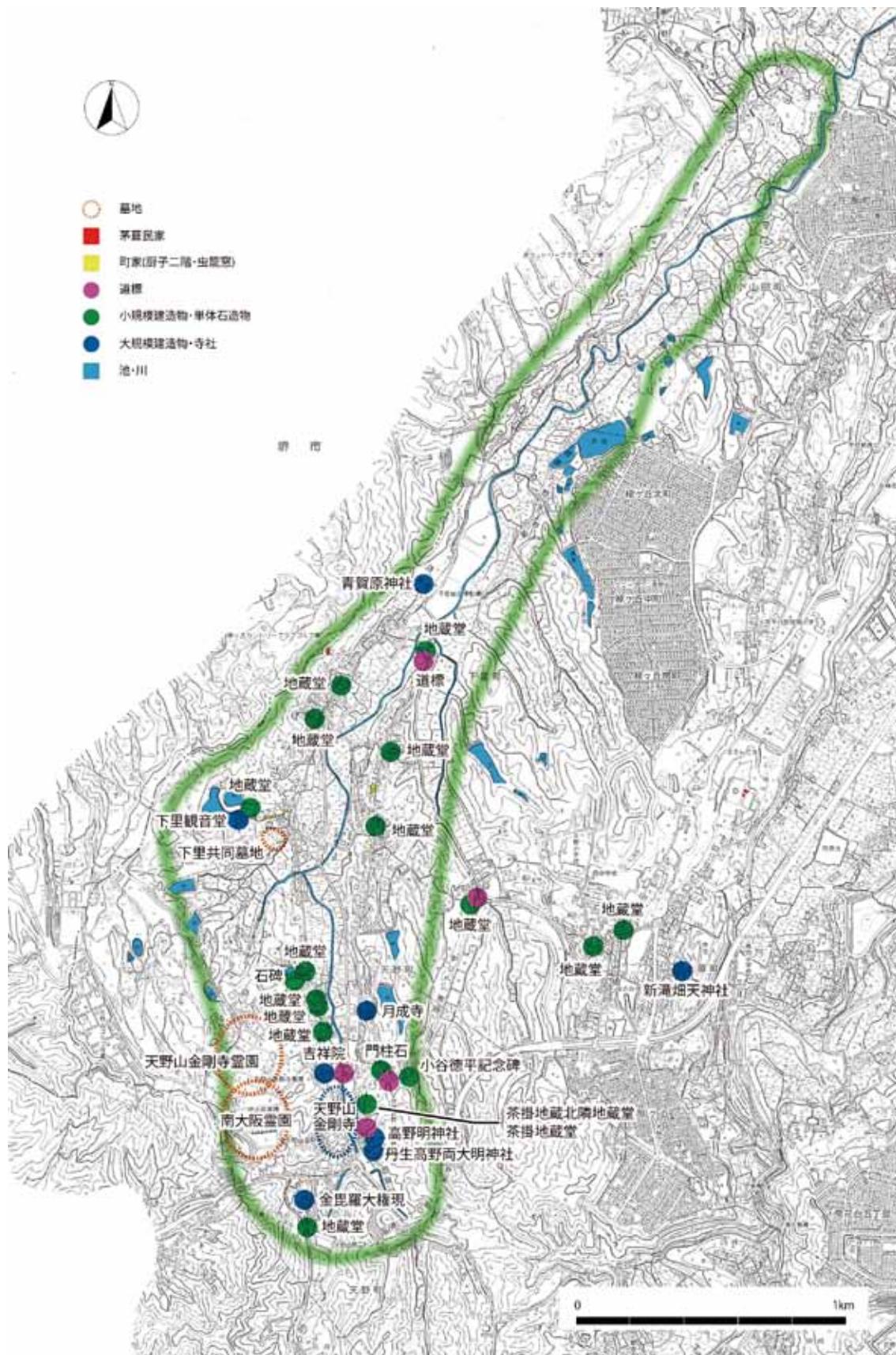


図4.3 天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

## 5. 高向地区及び周辺の歴史文化遺産保存活用地区

### 【現状】

当地区は、小規模な堂や社が点在している。その他の歴史文化遺産もこのような堂や社に保管されている場合が多い。中でも高向神社は、指定文化財を保有し、祭礼が継承される舞台となっている。地区内には道の駅、府立花の文化園などの観光施設があるため、交流人口が多い地域の一つともなっている。また、地域まちづくり協議会や自治会の活動も盛んである。歴史文化遺産の学習施設である市立ふるさと歴史学習館も存在している。現状では、観光施設に訪れた人々が周囲の歴史文化遺産を散策する状況ではなく、また、歴史文化遺産の保存、継承の担い手である地元の檀家・氏子の高齢化が進んでいる。なお、当地区は、国道170号線沿いが産業基盤整備事業にともない大規模に開発される計画がある。

### 【方針】

このような状況を受けて、地区内の歴史文化遺産の調査研究を行いつつ、地域が保有する歴史文化遺産を適切に保存し、その魅力を高める。また、これまで歴史文化遺産の保存、継承や活用にあまり関わってこなかった住民を新たな担い手として人材育成していくことも方針とする。

### 【取組み】

この方針に基づいて、高向神社本殿など指定文化財の修理や地区で継承されている祭礼の継承支援を行いつつ、令和2年度に歴史文化遺産の現地公開を地域住民と協働で行うことにもなって、地域景観の普及啓発やワークショップなども実施する。

表20 歴史文化遺産保存活用地区5 高向地区及び周辺の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表に対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(1) 無形民俗文化財総合調査	・高向神社の絵馬や祭礼に関する調査		○					
	②(4) 歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・地区的近世文書の調査研究		○					
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑤(1) 歴史文化遺産継承者育成	・高向小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の歴史文化遺産の保存活用を担う人材の育成							
		・地域まちづくり協議会の場を活用した歴史文化遺産の保存活用を担う人材の育成							
	①(23) 指定・登録有形文化財の修理	・高向神社本殿の修理					●	···	●
	②(1) 指定無形民俗文化財保存継承	・日野獅子舞の継承支援							
歴史文化遺産活用	⑥(2) 歴史文化遺産保存活用地区の保全	・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討							
	①(5) 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）	・高向地区的普段、公開されていない歴史文化遺産（堂・彫刻・文書）の現地公開		○					
		・高向小学校で実施する郷土歴史学習の推進							
	③(2) 郷土歴史学習	・地区的里山景観に関する普及啓発		○					
		・地区的里山景観に関する保全・活用に関するワークショップの開催		○					
	④(1) 地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用の支援	・地域まちづくり協議会が実施する事業の人材的支援	◀	···	···	···	···	···	▶
	④(2) 地域への出前講座	・自治会や地域まちづくり協議会が主催する事業への講師の派遣	◀	···	···	···	···	···	▶

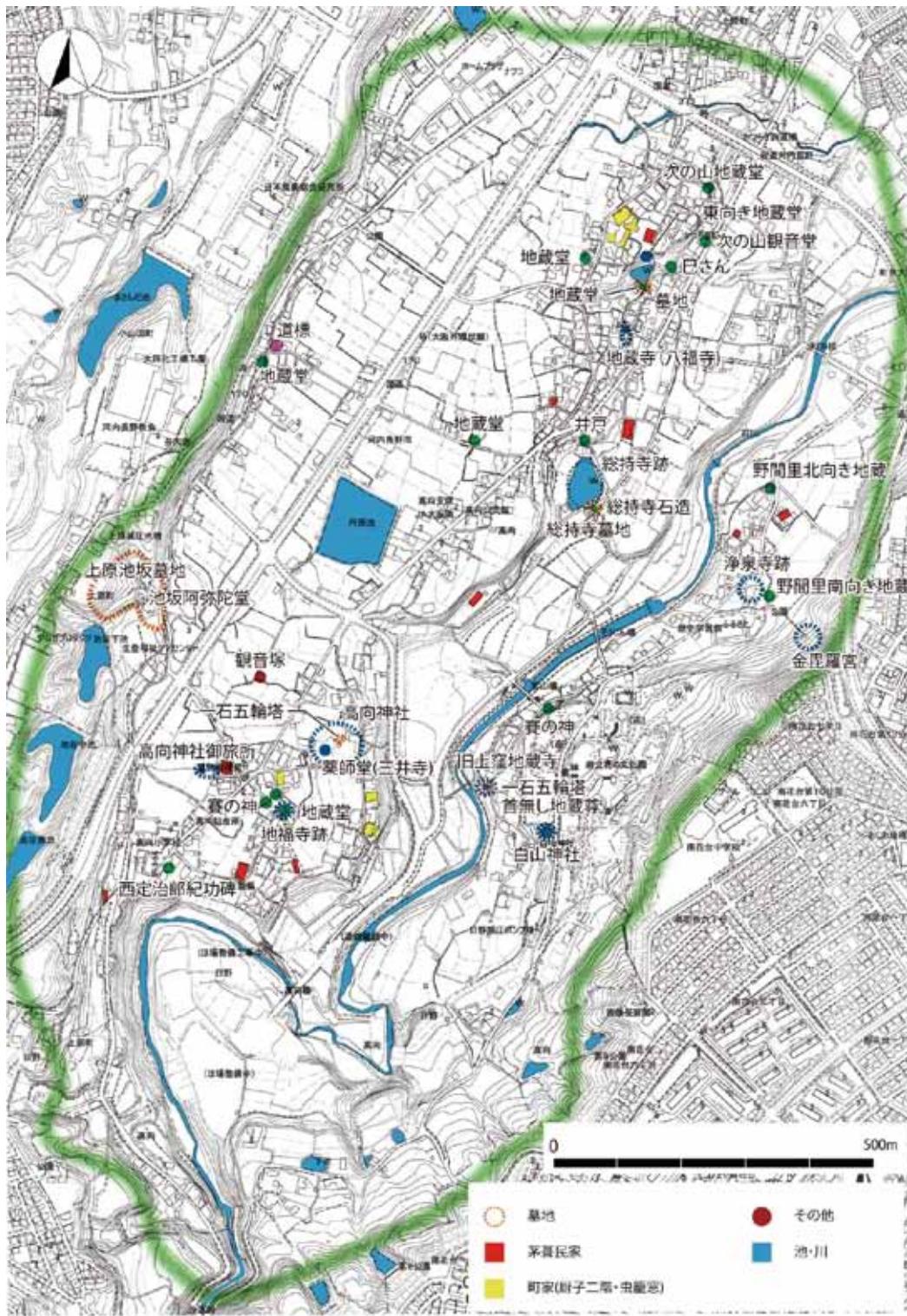


図4-4 高向地区及び周辺の歴史文化遺産保存活用地区

## 6. 滝畠の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

### 【現状】

当地区は、滝畠ダムの周囲に寺社や多くの古民家が残り、耕作地の少ない独特的里山集落の景観を持つ。多くの茅葺民家や中世から近世にかけての絵図・文書や典籍が伝わっており、これらについては過去の調査で把握が済んでいる。ダムに隣接してキャンプ場があり、またススキの草原である茅山があるため、一定の交流人口があるが当地区は少子高齢化、人口減少が進んでいる。全国的にも著名な民俗学のフィールドともなっており、調査・研究の蓄積もある。

### 【方針】

このような状況を受けて、地域全体の魅力を適切に情報発信することで、地域の歴史文化遺産の保存、継承が円滑に行われることを支援することを本地区の方針とする。

### 【取組み】

この方針に基づいて、過去の調査記録の分析・検討を進め、国指定重要文化財左近家住宅などの指定文化財の保存修理、選定保存地域となっている茅場の保全などを進める。

また、地区の高齢化が進んでいる中で、地域で伝わる歴史文化遺産の継承の担い手不足が課題となることが予想されるため、地区外の住民が地区の歴史文化遺産の保存・活用に参画する仕組みづくりが可能であるのかどうかを検討する。

活用については、次期地域計画期間に地区の歴史文化遺産の現地公開やサインなどの整備を行うことを目標として、景観に関する普及啓発やワークショップの開催などを行う。

表2.1 歴史文化遺産保存活用地区 6 滝畠の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第1.3～1.5表に対応	内容	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歴史文化遺産調査研究	①(1) 無形民俗文化財総合調査 ②(4) 歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・光滝寺や天神社に関する祭礼の調査 ・茅葺民家の調査成果の分析・検討 ・絵図・文書や典籍の調査成果の分析・検討 ・民俗学的調査研究成果の分析・検討	←	→					
	⑤(1) 歴史文化遺産継承者育成	・地区的歴史文化遺産の保存・活用の仕組みづくりの検討							
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	④(1) 選定保存地域保全	・茅場の保全	←	→					
	①(5) 重要文化財左近家住宅保存修理	・左近家住宅の屋根修理	←	→					
歴史文化遺産活用	①(5) 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）	・地区内にある歴史文化遺産の現地公開							
	①(3) 誘導サイン・説明看板整備事業	・サイン・説明板の設置							
	②(2) 郷土歴史学習	・高向小学校で実施する郷土歴史学習の推進	←	→					
	③(1) 歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・地区的里山景観に関する普及啓発	←	→					
	④(1) 地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用の支援	・地区的里山景観に関する保全・活用に関するワークショップの開催	←	→					
	④(2) 地域への出前講座	・地域まちづくり協議会や自治会などが実施する事業の人材的支援 ・地域まちづくり協議会や自治会などが主催する事業への講師の派遣	←	→					

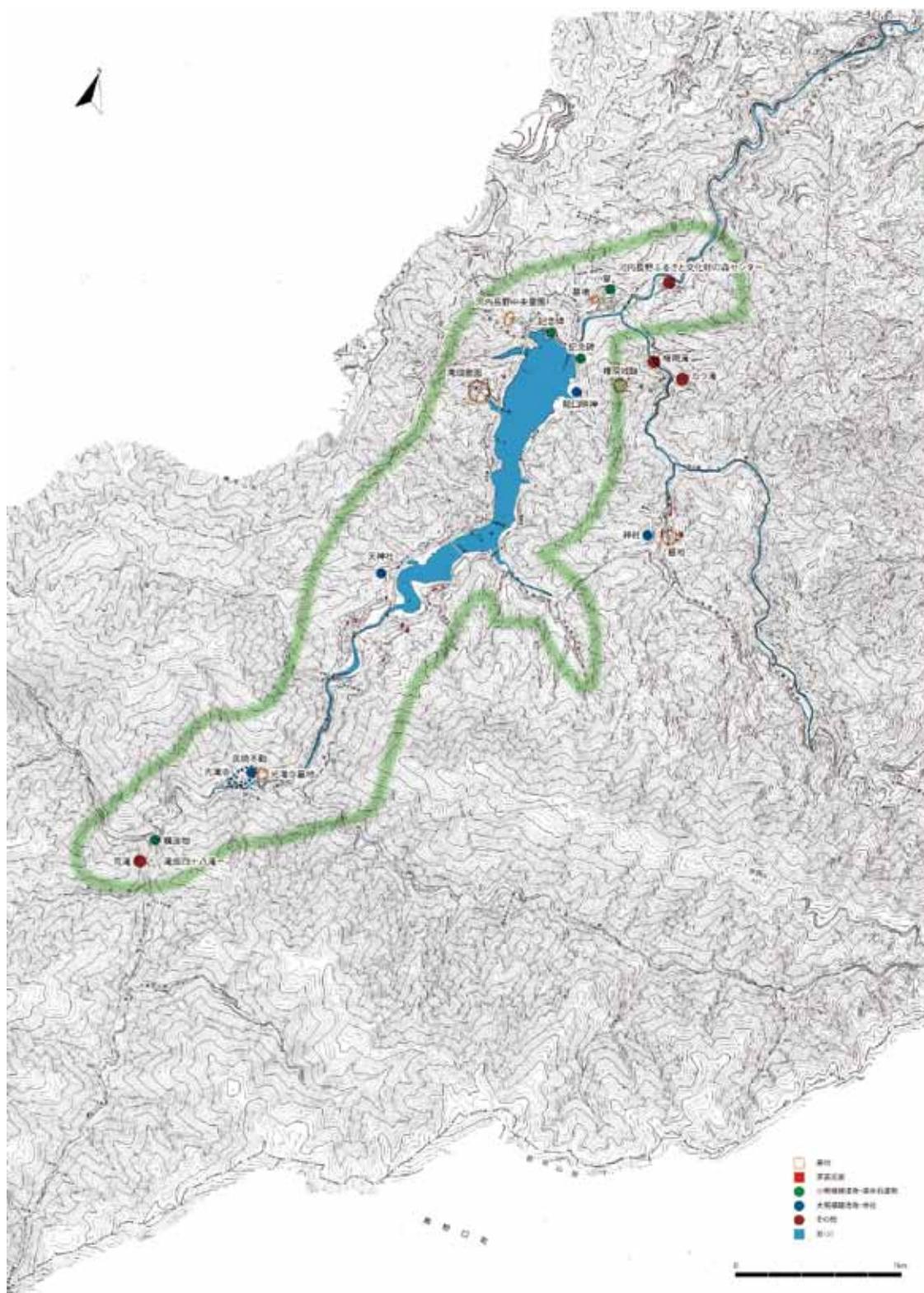


図4.5 滝畠の歴史文化遺産保存活用地区の歴史文化遺産の分布

## 7. 流谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

## 8. 島の谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

両地区は、歴史文化遺産の在り方、住民活動の在り方が比較的類似するため、ここで一括して記載する。

### 【現状】

両地区とも村の鎮守としての神社があり、1年を通じて祭礼が行われ、地区住民が絆を深める場ともなっている。また、棚田、民家、小路、水路などで構成される中世荘園として成立した里山集落の文化的景観が良好に残っている。比較的近い場所に温泉旅館があるため、宿泊客が散策で訪れる場合もある。また、地区に近接して小規模特認校である天見小学校があり、校区外部からも児童を受け入れているため、地域住民と外部住民の交流の場ともなっている。

一方で、歴史文化遺産を保有する寺社、その周囲の景観は住民によって維持管理がなされているが、地区の少子高齢化、人口減少が進んでおり、将来にわたって地区の景観を維持していくことが大きな課題となっている。

### 【方針】

このような状況を受けて、地区の歴史的景観の調査研究を行うことで地域独自の景観の特色を明らかにし、地域外部の住民が当地区に関心を持ち、地域住民と交流を深めて、歴史文化遺産の保存・活用の新たな担い手として取組みに参画し、もって地区の生業、祭礼、構造物など、地区の文化的景観の構成要素の保全を推進することを当地区の方針とする。

### 【取組み】

この方針に基づいて、祭礼の調査や絵図・古文書などを活用した地域の景観的特徴について調査研究を進め、魅力を発信する。また、小規模特認校である天見小学校を地域住民と地域外部の住民の交流の場とし、広い枠組みで地域の歴史文化遺産の明確化や保存措置の検討を行い、地域外部の住民が歴史文化遺産の新たな担い手として地区の行事へ参画することを促す。この他、八幡神社で行われている祭礼などの保存、継承を支援する。また、里山集落の景観に関する普及啓発やワークショップの開催なども行う。

活用にあたっては、次世代や地区外の住民がその地区の魅力を感じて、地区内の住民がその価値を再発見できることを目的として、地域計画期間の後半に歴史文化遺産の現地公開を行う。このことを目標として、サイン設置などの地区整備を行い、地区内の祭礼、生業、建造物、構造物などの歴史文化遺産の情報発信を行う。

表22 歴史文化遺産保存活用地区7 流谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第1 3 ~ 1 5表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①（1）無形民俗文化財総合調査	・神社や講で実施している祭礼の調査		↔					
	②（4）歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・流谷村絵図の分析 ・歴史的な里山集落の景観の特徴についての把握と評価					↔		
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑤（1）歴史文化遺産継承者育成	・小規模特認校である天見小学校を拠点とした天見地区外の住民に対して地区内の祭礼や生業活動への参画を促す活動の実施 ・天見小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成		↔					
	⑥（2）歴史文化遺産保存活用地区の保全	・八幡神社の祭礼の包括的な保存措置の検討					↔		
	②（1）指定無形民俗文化財保存継承	・八幡神社で行われている勧請縄掛神事の保存、継承の支援		↔					
	⑥（2）歴史文化遺産保存活用地区の保全	・自治会や総代会などの場を活用した、地域住民参画の基で行う未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討		↔					
	①（5）歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）	・民家建築、寺社が保有する文化財、地域内の旧家で保存されている歴史文化遺産の現地公開					↔		
歴史文化遺産活用	①（3）誘導サイゾー・説明看板整備事業	・地区へのサイン・説明板の設置					↔		
	②（2）郷土歴史学習	・天見小学校で実施する郷土歴史学習の推進 ・天見小学校で実施する児童による地域の歴史文化遺産活用事業の推進		↔					
	③（1）歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・里山景観に関する普及啓発					↔		
		・里山景観の保全・活用に関するワークショップの開催					↔		
	④（1）地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援	・地域まちづくり協議会や自治会などが実施する事業の人材的支援	↔						
歴史文化遺産活用	④（2）地域への出前講座	・自治会や地域まちづくり協議会や自治会などが主催する事業への講師の派遣	↔						

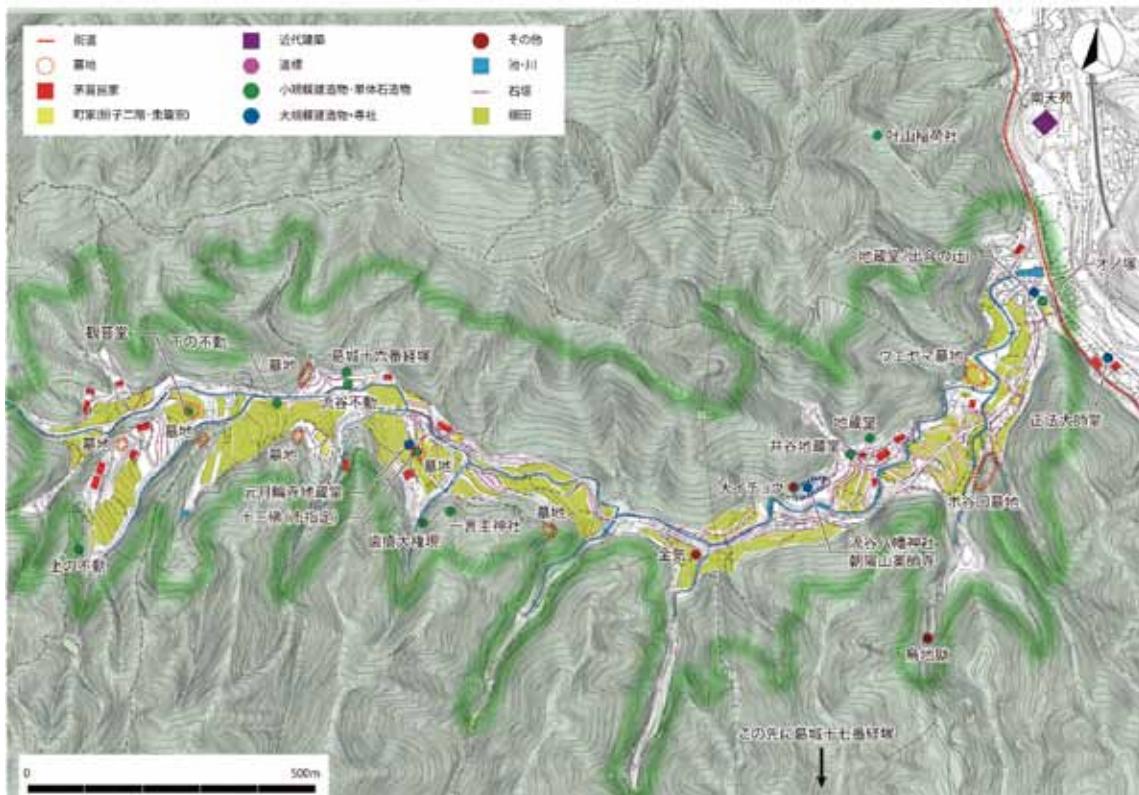


図4.6 流谷の歴史文化遺産保存活用地区の歴史文化遺産の分布

表23 歴史文化遺産保存活用地区8 島の谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歴史文化遺産調査研究	①(1)無形民俗文化財総合調査	・神社や講で実施している祭礼の調査		↔					
	②(4)歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・歴史的な里山集落の景観の特徴についての把握と評価				↔			
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑤(1)歴史文化遺産継承者育成	・小規模特認校である天見小学校を拠点とした天見地区外の住民に対して地区内の祭礼や生業活動への参画を促す活動の実施。 ・天見小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成		↔					
	⑥(2)歴史文化遺産保存活用地区の保全	・自治会や総代会などの場を活用した、地域住民参画の基で行う未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討		↔					
歴史文化遺産活用	①(5)歴史文化遺産現地公開(ぐるっとまちじゅう博物館)	・民家建築、寺社が保有する文化財、地域内の旧家で保有されている歴史文化遺産の現地公開			↔				
	①(3)誘導サイクル・説明看板整備事業	・地区へのサイン・説明板の設置			↔				
	②(2)郷土歴史学習	・天見小学校で実施する郷土歴史学習の推進 ・天見小学校で実施する児童による地域の歴史文化遺産活用事業の推進		↔					
	③(1)歴史的景観の普及啓発とワークショップ	・里山景観に関する普及啓発 ・里山景観の保全・活用に関するワークショップの開催			↔				
	④(1)地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援	・地域まちづくり協議会などが実施する事業の人材の支援		↔					
	④(2)地域への出前講座	・自治会や地域まちづくり協議会などが主催する事業への講師の派遣		↔					

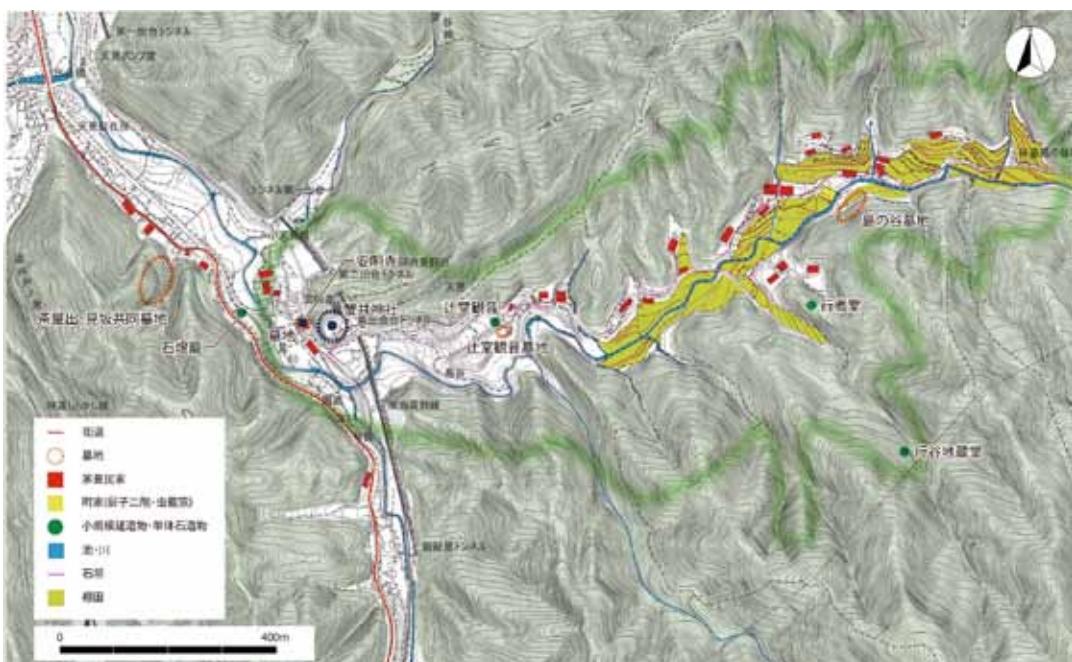


図47 島の谷の歴史文化遺産保存活用地区の歴史文化遺産の分布

## 9 岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

### 【現状】

当地区には、登山道ともなっている岩湧山の稜線に沿って、葛城修験と何らかの関係を持つ歴史文化遺産が点在している。また、現在でも修験道の巡拝も続いている。他の地区と異なり、地区は住宅地とはなっていない区域である。

### 【方針】

このような状況を受けて、葛城修験に関する調査研究を行うことで情報発信に備え、地区の歴史文化遺産の価値づけを行い、地区の歴史文化遺産やこれらを結んでいる登山道や林道が適切に維持管理されるように取組むことを当地区の方針とする。

### 【取組み】

この方針に基づいて、当地区の歴史文化遺産の保全と活用のあり方を検討するために、調査研究を行う。また、地区の歴史文化遺産を包括する山林、歴史文化遺産を相互につないでいる林道が現状のまま維持され、森林の施業が適切に行われることは、本地区の歴史文化遺産の保全のために重要である。このため林政所管課との連携の基、森林の保全を推進する。この他、地元の加賀田小学校や寺院の総代会などと連携して、次世代の保存・活用を担う人材の育成、未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。また国指定重要文化財岩湧寺多宝塔の保存修理を進める。

活用については、次期計画期間に地区の歴史文化遺産の現地公開を行うことを目標として、サイン設置などの地区の整備などを行う。

表2 4 歴史文化遺産保存活用地区 9 岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(1) 無形民俗文化財総合調査	・葛城修験に関する祭礼の調査		↔					
	②(4) 歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・地区内の修験道に関する建造物や構造物についての調査研究							○
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑤(1) 歴史文化遺産継承者育成	・加賀田小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成		↔	↔	↔	↔	↔	
		・自治会、氏子、檀家と協働による保存活用を担う人材の育成	↔		↔	↔	↔	↔	
	①(10) 指定登録有形文化財の保存	・重要文化財岩湧寺多宝塔の修理			↔	↔	↔	↔	
	⑥(2) 歴史文化遺産保存活用地区の保全	・地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
歴史文化遺産活用	①(5) 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）	・修験道関係の歴史文化遺産の現地公開							次期計画期間に実施
		・林道などの維持管理	↔						↔
	①(3) 誘導サイクル説明看板整備事業	・地域内へのサイン・説明板の設置		↔	↔	↔	↔	↔	
	②(2) 郷土歴史学習	・加賀田小学校で実施する郷土歴史学習の推進	↔						↔
	④(1) 地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援	・自治会などが実施する事業の人材的支援		↔	↔	↔	↔	↔	
	④(2) 地域への出前講座	・自治会などが主催する事業への講師の派遣	↔						↔

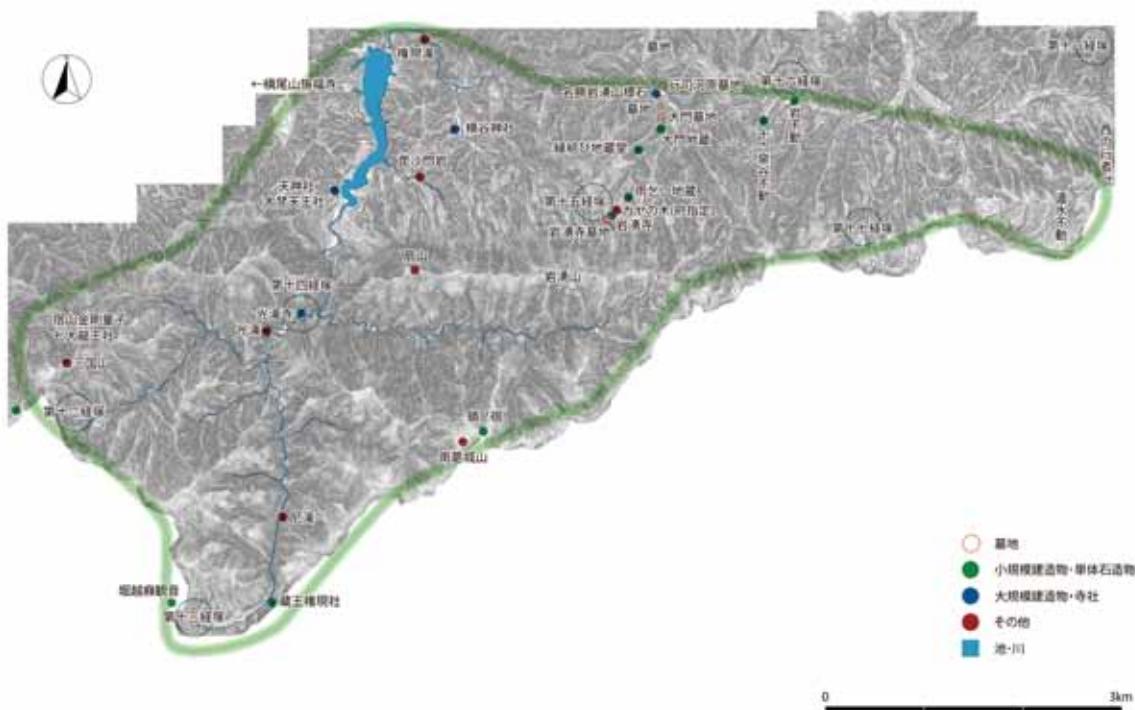


図48 岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区の歴史文化遺産の分布

## (2) 各関連遺産群の調査研究、保存・整備・継承支援、活用事業

前項では、歴史文化遺産保存活用地区を単位として、調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業の提示を行った。これに対して関連遺産群は、複数の地域を統合した形で、あるいは複数の地域にわたって相互に関連している歴史文化遺産のまとまりである。ここでは、個別の関連遺産群の特性に応じて実施していく事業について提示を行う。財源は、市費、国文化財補助金、地方創生交付金などをあてる。なお、目的別に年次計画を示した表13から表15で示した事業は、関連遺産群ごとにまとめた以下の第25表から第29表で掲げた事業と重複しているため、事業名に共通の番号を付している。

### ①中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群

当関連遺産群は、日本遺産のストーリーを構成する重要な要素となっていることから、関連遺産群の調査研究、未指定文化財の保全に関する検討を行い、観光拠点整備事業や地域文化財総合活用推進事業の実施期間内に重点的に情報発信などの事業を行う。

### ②中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群

当関連遺産群は、日本遺産のストーリーを構成する重要な要素となっていることから、調査研究を踏まえて、観光拠点整備事業や地域文化財総合活用推進事業の実施期間内に活用を重点的に行い、主

要な関連遺産である烏帽子形城跡の管理を継続して実施する。また、未指定文化財の保全に関する検討、情報発信などの事業を行う。

### ③高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群

当関連遺産群は、次期地域計画期間に展示などの活用事業を行うことを予定し、これに向けての調査研究、構成要素の保全の検討などを進める。

### ④里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群

当関連遺産群は、計画期間の後半に里山集落の景観が残る流谷の歴史文化遺産保存活用地区、島の谷の歴史文化遺産保存活用地区を対象とする事業を行うことから、これらにあわせて、当関連遺産群の構成要素の保全、展示、情報発信などの活用事業を進める。

### ⑤近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群

当関連遺産群は、計画期間の前半に本市でかつて行われていた水力発電に関する調査研究、構成要素の保全、展示などの活用事業を進める。また、これらの成果に関しては、講座などで計画期間を通じて活用する。

表25 関連遺産群1 中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	②(3) 関連遺産群の調査研究	総合調査成果や既往の研究成果を活用し、日本遺産のストーリーを構成する主要な要素である中世一山寺院に関わる歴史文化遺産の調査研究を総合的に進め、情報発信に備える。この際に、有識者の指導の基に本市の中世一山寺院である觀心寺と金剛寺に伝わる文献史料やこれらの寺院に関わる既往の研究成果、建築物や構造物に関する既往の調査成果を分析する。また、寺院に関する調査研究のみを対象とするのではなく、かつての寺辺領であった地域や、これらの地域と各一山寺院との関係についても調査・研究を進め、寺院とこれらとの地域との歴史的なつながりの解明をめざし、これまで評価が進んでいなかった歴史文化遺産についても価値づけを行なう。							
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑥(1) 関連遺産群構成要素の保全	主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存、継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査や検討を行う。							
歴史文化遺産活用	歴史文化基本 ①(1) 構想を活用した観光拠点づくり事業	日本遺産のPRのため、関西圏主要駅などで、当関連遺産群をPRするデジタルサイネージなどを実施する。							
	②(3) 関連遺産群に関する講演・講座	郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し、各自治会などで出前講座を実施する。このことで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのパッケージとなるように、まちづくりの推進につなげていく。この際に、伽藍、子院、境内、寺辺領と同心円状にひろがっていく関連遺産群構成要素の関係性と、絵図や古文書から復元される往時の姿を活用していく。							
	②(4) 関連遺産群に関する展示	日本遺産のストーリーについて市民が理解を深めるために、中世一山寺院をテーマとした展示をふるさと歴史学習館などで特別展示を行うとともに、公民館8館、コミュニティーセンター3館での巡回展示を行う。							

表26 関連遺産群2 中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	②(3)関連遺産群の調査研究	『河内長野市城館分布調査報告書』、『鳥帽子形城跡総合調査報告書』で集成した史料の分析を行い、あわせて、城郭史、内乱史に関する研究成果の収集と分析を行い、情報発信に備える。			↔				
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	③(3)史跡等施設管理	保存管理計画に基づき、史跡鳥帽子形城跡の維持管理を行い、また、小規模な修繕などをを行う。		↔					↔
	⑥(1)関連遺産群構成要素の保全	主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存、継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査や検討を行う。		↔				↔	
歴史文化遺産活用	歴史文化基本 ①(1)構想を活用した観光拠点づくり事業	日本遺産のPRのため、関西圏主要駅などで、当関連遺産群をPRするデジタルサイネージを実施する。		↔					
	②(3)関連遺産群に関する講演・講座	郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し、各自治会などで出前講座を実施することで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのバックボーンとなるように、まちづくりの推進につなげていく。		↔					
	②(4)関連遺産群に関する展示	日本遺産のストーリーについて市民が理解を深めるために、中世城郭をテーマとした展示をふるさと歴史学習館などで特別展示として行うとともに、公民館8館、コミュニティーセンター3館などでの展示を行う。		↔					

表27 関連遺産群3 高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	②(3)関連遺産群の調査研究	中心市街地に分布が集中する当関連遺産群に関して調査研究を進めることで、将来にわたる保全や整備に備える。この際、高野詣に関する道中記、三日市宿に関する村方文書やこれらの研究成果、町屋建築物や石造物の調査成果の分析を行い、情報発信に備える。					↔		
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑥(1)関連遺産群構成要素の保全	主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存、継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査、検討を行う。この際に構成要素となつている歴史文化遺産は、現役の生活のための施設であるものが多いため、住民の理解を得つつ保存措置を検討する。		↔					
	②(3)関連遺産群に関する講演・講座	郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し、各自治会などで出前講座を実施することで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのバックボーンとなるように、まちづくりの推進につなげていく。		↔					
歴史文化遺産活用	②(4)関連遺産群に関する展示	市民が郷土の歴史文化遺産について理解を深めるために、毎年、歴史文化基本構想で定めた関連遺産群からテーマを決め、ふるさと歴史学習館などで特別展示として行うとともに、公民館8館、コミュニティーセンター3館などでの展示を行う。							次期計画期間に実施

表28 関連遺産群4 里山集落の生業・生活・風習に関する歴史文化遺産群

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	①(2)寺社跡、巨木、景勝地、庭園総合調査	里山集落の景観的特徴が残る地区を対象に寺社跡の調査を行う。					←→		
	②(3)関連遺産群の調査研究	近世村方文書や絵図などの歴史史料と民家の調査成果の分析を進めることで、近世村落景観や習俗・生業についての研究と分析を行う。				←→			
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑥(1)関連遺産群構成要素の保全	主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存、継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査や検討を行う。	←→						
歴史文化遺産活用	②(3)関連遺産群に関する講演・講座	郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し各自治会などで出前講座を実施することで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのバックボーンとなるように、まちづくりの推進につなげていく。	←→						
	②(4)関連遺産群に関する展示	市民が市域に残る里山集落について理解を深め、これらの保全活動への参画につながるように、ふるさと歴史学習館など特別展示を行うとともに公民館8館、コミュニティーセンター3館での巡回展示を行う。		←→					

表29 関連遺産群5 近世・近代における生業・産業に関する歴史文化遺産群

事業区分	事業名 ※番号は第13～15表と対応	内容	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
歴史文化遺産調査研究	②(3)関連遺産群の調査研究	近世・近代における生業・産業に関する歴史文化遺産群について、水力発電事業を対象に調査研究を進める。	←→						
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	⑥(1)関連遺産群構成要素の保全	主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存、継承されることを目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査や検討を行う。	←→						
歴史文化遺産活用	②(3)関連遺産群に関する講演・講座	郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し、各自治会などで出前講座を実施することで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのバックボーンとなるように、まちづくりの推進につなげていく。		←→					
	②(4)関連遺産群に関する展示	②(3)関連遺産群の調査研究の成果をふるさと歴史学習館などで展示で活用する。	←→						

## 3 防犯・防災及び災害時の対応

### (1) 防犯・防災

近年、地震、台風、集中豪雨による大きな自然災害が増え、歴史文化遺産にも多大な被害が生じている。このような事態に備えるため、本市では「河内長野市地域防災計画」を策定している。

この中の第2編「予防対策」、第2章「災害に強いまちづくり」で、「文化財を災害から保護する」との項目を立て、「かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備などを図る」とし、市民に対する文化財防災意識の普及と啓発、所有者に対する意識の徹底、消防用設備などの充実を明記している。また、第3編「災害応急対策編」、第16章「文教対策の実施」で、「文化財の災害応急対策を行う」との項目を立て、「災害により文化財が被害を受けた場合、所有者は、被害状況を調査し、生涯学習部に報告するとともに、市教育委員会並びに府教育委員会と協議のうえ応急措置を講ずる」とし、市は被害調査を行い、所有者に適切な措置を指示し、被害の拡大防止と保護に努めるとしている。

指定文化財の防犯・防災、消防設備に対しては、補助金を交付し整備を進めるとともに、保守点検業務について法令を順守して進める。また、対処方針の策定・整備を進め、火災時、震災時を想定した消防や避難の訓練を行う。また、消防署と連携して、所有者に対する意識の啓発と支援を実施する。

なお、未指定文化財（美術工芸品）についても、写真、実測などの記録を台帳に留め、防犯対策を行う。

### (2) 災害時の対応

災害時の対応として、市内において被害が軽微な場合は、前述したように、所有者からの報告、市教育委員会の被害調査、府教育委員会への報告と協議という手順になるが、被害が甚大な場合、本市では事業継続計画（BCP）を定めており、発災後6時間以内は所属職員の安否確認・収集、避難所の開設、12時間以内は避難所開設当初の必要物品の調達、24時間以内は避難所運営に係る地域住民との調整、そして48時間以内で初めて文化財の被害情報の収集、府教育委員会への報告を行う。

また、火災時の対応として、所有者やヘリティジマネージャーと連携して被災状況の把握に努め、焼失を免れた部位の保全を行うとともに、大阪府・国への報告を適切に進める。

# 第6章 歴史文化遺産の調査研究、 保存・整備・継承支援、活用の推進体制

## 1 歴史文化遺産所管課の体制

### (1) 歴史文化遺産所管課の現状

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づいて、歴史文化遺産の保護に関する業務を、文化庁、大阪府教育委員会の助言・指導の基、所管してきた。

しかし、近年の状況として地域資源としての歴史文化遺産の価値が注目され、特に観光分野での活用が求められるようになっており、文化庁でも新しい施策を打ち出している。このような社会情勢は地域計画の方針とも整合するものであるが、活用は適切な保護を基にして行われるべきものであり、引き続き、従来実施してきた歴史文化遺産の保護や教育分野での活用についても取り組んでいく必要がある。これらのことから、今後は限られた人員と予算で効果的、効率的に幅広い事業を実施することが求められる。

### (2) 歴史文化遺産所管課職員の配置状況

現在、歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業は、教育委員会歴史文化遺産所管課で担当しており、観光振興を目的とした歴史文化遺産の活用に関しては、観光所管課が事業を担当している。この他、古文書などの保存・整備・活用に関しては、図書館も関わっている。なお歴史文化遺産所管課では、本庁と施設に職員を配置している。配置状況は第30表のとおりである。

### (3) 河内長野市文化財保護審議会の体制

本市では、河内長野市付属機関設置条例に基づき、文化財保護法第190条の第1項に規定する地方文化財保護審議会にあたる河内長野市文化財保護審議会を設置している。審議会委員については、市域の歴史や歴史文化遺産の特徴に応じて建築史（寺社建築）1名、考古1名、建築史（民家建築）1名、中近世史2名、自然史1名、城郭史1名、美術工芸1名、民俗1名を委嘱している。同審議会では教育長の諮問を受け答申を行うなど文化財行政の推進に深く関わっている。

### (4) 庁内連携などの体制

従来、歴史文化遺産所管課で担ってきた歴史文化遺産の保護や教育分野での活用を継続しつつ、新たに観光、景観、地域づくりの各分野へ活用の幅を広げていくためには、これらを所管する部署と目標を共有し、府内連携を強めることが重要である。

特に近年、観光資源としての歴史文化遺産の価値が注目され、国も歴史文化遺産を活用することを支援する施策を打ち出している。このような情勢を受けて、地域計画の実現のため、次のように生涯学習、学校教育、観光、シティープロモーション、景観を所管する府内部署と連携していく。

表30 河内長野市教育委員会 歴史文化遺産担当職員の配置状況（令和元年10月現在）

本庁	
歴史文化遺産所管課 ・歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する業務 ・職員8名（埋蔵文化財の専門職員3名（内1名嘱託）、文献史学の専門職員1名（嘱託）、民俗文化財の専門職1名（嘱託）、事務職員3名）	
施設	
市立ふるさと歴史学習館 ・歴史文化遺産の展示、講座、体験学習 ・職員4名（うち専門職員2名（嘱託）、再任用2名） 市立滝畠ふるさと文化財の森センター ・植物性屋根材の普及啓発、研修など 民俗文化財の普及啓発 ・職員7名（内6名嘱託）	図書館 ・郷土資料の整理・保存 ・郷土資料を活用した講座の開催や展示など ・専門職員1名（嘱託）
地方文化財保護審議会	
河内長野市文化財保護審議会 ・河内長野市文化財保護審議会委員9名	

## ① 観光分野での活用を目的とした庁内連携

総合計画では、観光施策として「地域資源を活かした観光事業の推進」を定めている。本市においては、歴史文化遺産の多くが観光資源ともなっていることから、観光所管課と連携を行い、本地域計画の基本方針4「歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる」を通じて、観光事業を推進する。

この際に観光所管課では、河内長野市日本遺産推進協議会が行う日本遺産ガイド人材育成事業（59 p表15①（2））や誘導サイン・説明板整備事業（59 p表15①（3））を担う。一方で歴史文化遺産所管課では観光所管課で十分な把握が難しい歴史文化遺産に関する情報の提供を行う。この他、歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業（59 p表15①（1））に関してはシティープロモーション所管課とも連携しつつ実施していく。

## ② 教育分野での活用を目的とした庁内連携

河内長野市教育大綱では、歴史文化遺産を活かした教育施策として、「ふるさと河内長野」を誇り、大切にする態度を育成するとともに、世界へも目を向ける人材を育成することを定めている。このため、学校教育所管課と連携し、本地域計画の基本方針2「地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う」ことを目標に、教育分野での歴史文化遺産の活用を推進する。

この際に学校教育所管課では、市内小中学校との郷土歴史学習（59 p表15②（2））の調整を担い、一方で歴史文化遺産管課では各学校への講師の派遣を行う。また、教材や学習プログラムの開発にあたっては、対象とする学年の基礎的学力や児童・生徒の地域に関する一般的な知識に沿って行う必要がある。このため、必要に応じて、市内学校と連携し教員を交えたプロジェクトを開催するなどして、市内小中学校と連携する。

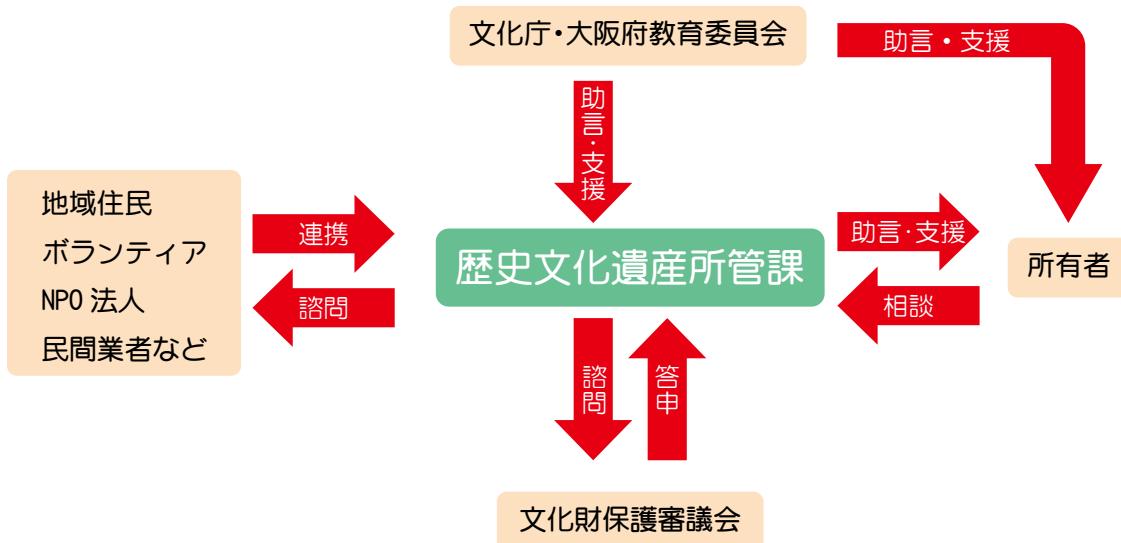


図49 歴史文化遺産保存・整備・継承支援の実施体制

### ③ 景観分野での活用を目的とした府内連携

都市計画マスターplanでは、「歴史的・文化的景観資源の保全と活用」を進めることを定めている。この実現のために、景観所管課と連携し、地域計画の基本方針4にある「把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上」を目標に、景観分野での活用事業(60 p表15③(1))を推進する。また、このような取組みによって、平成12年度に市独自の取組みとして策定した景観形成計画の基本目標である「自然・歴史・文化が一体になった美しい景観をうけつぐ」ことの実現を目指す。なお、文化的景観については、里山景観であればその地域の農業や林業などの生業や祭礼などの住民活動によって維持され、また、市街地であれば住宅や埠や生垣、樹木などが主な構成要素となっており、住民の生活と密接に結び付きながら維持されている。このため、景観所管課のみではなく、市民協働所管課とも連携をとる。

### ④ 地域づくり分野での活用を目的とした府内連携

総合計画では、各地域の特性や課題に応じて、市民が行う主体的な取組み、市民と行政が協働して行う取組みの方針として地域別計画が小学校区単位で策定されている。また、平成28年度からは、地域住民が自ら企画した地域活性化事業を市が支援する「市民公益活動支援補助金(地域まちづくり型)」の運用がはじまっている。地域別計画の達成や事業の推進のため、市民協働所管課と連携し、地域計画の基本方針3「地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する」ことを目標に、地域づくり分野での活用事業(60 p表15④)を推進する。

### ⑤ 防災に関する連携

自然災害や火災に備えるため、平時には、大阪府教育委員会、消防署と連携の基、普及啓発などを行う。また、所有者と連携をして、消防訓練や対処方針の整備を進める。被害が発生した場合は、文化財ドクター派遣事業、文化財レスキュー事業など、災害に応じて実施される事業を活用しつつ、所有者やヘリティジマネージャーと連携して被害状況の把握に努め、焼失を免れた部位の保全を行う。

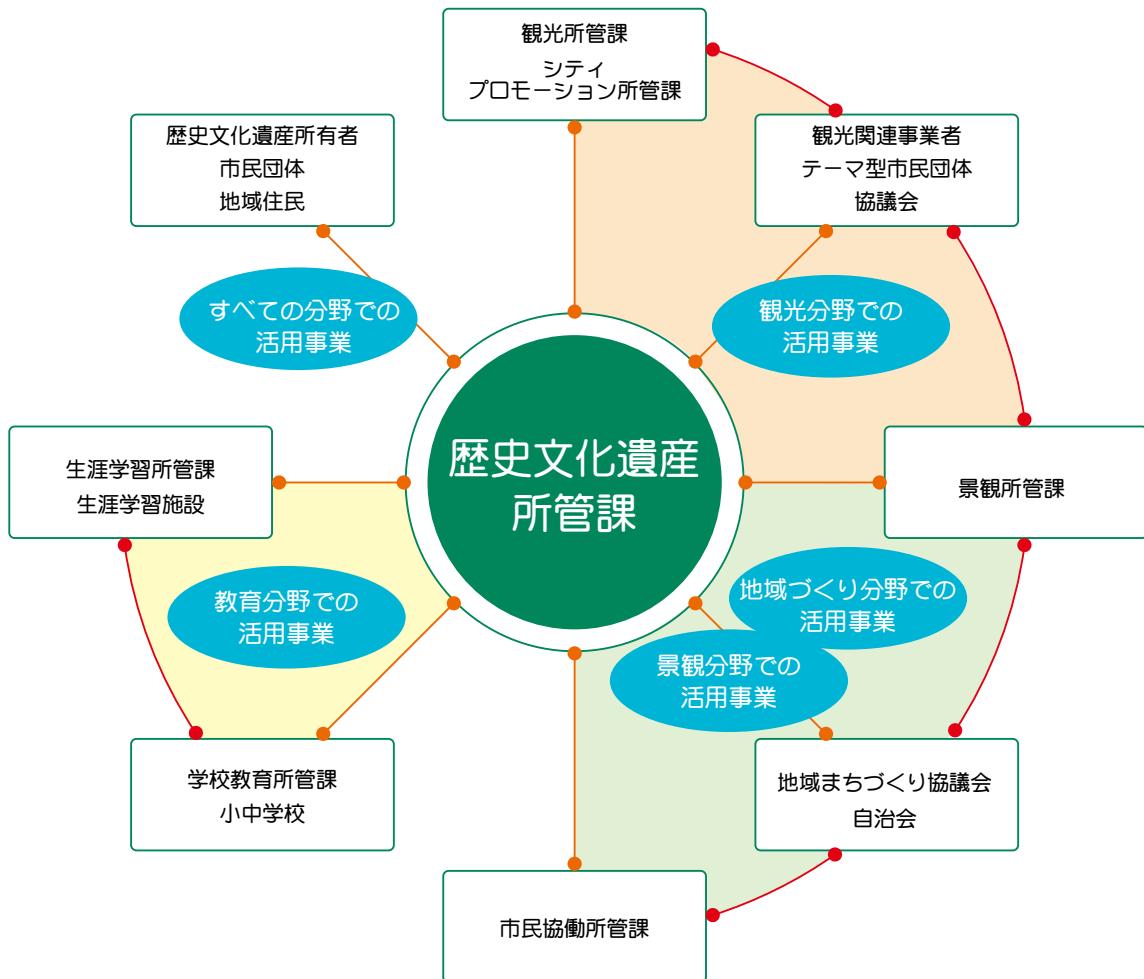


図50 歴史文化遺産活用に関する府内・関係団体との連携

### (5) 歴史文化遺産所有者・歴史文化遺産保存活用地区住民・市民団体との連携

地域計画実現のため事業を推進するには、歴史文化遺産の所有者はもちろんのこと、歴史文化遺産保存活用地区の住民・団体との連携も必要になる。特に、近年、歴史文化遺産を活用して実施する様々な事業に関して、行政ではなく、歴史文化遺産所有者や地域住民、事業者などで組織する実行委員会が補助金の交付を受け、事業の実施主体となるものが増加している。このような事業を推進していくためにも、府外の団体や個人との連携が強く求められる。

#### ① 歴史文化遺産所有者との連携

市域の歴史文化遺産の大部分は、個人あるいは団体が所有している。このため、多くの場合、保存措置は所有者が行い、市は指導・助言や財政的支援を行ってきた。また、活用に関しては、様々な形が想定できる中で、市が実施の主体となることもある。今後、これらの事業を適切に進めるためには、所有者と市のいっそうの連携が必要となる。

歴史文化遺産の保存修理に関しては、従来どおり日常的に管理を行っており、歴史文化遺産の状態について熟知している所有者からの相談や連絡を受け、必要に応じて文化庁、大阪府教育委員会、河内長野市文化財保護審

議会の指導の基に保存修理のための会議あるいは、有識者も加えた修理工事委員会を発足して対応する。

活用事業に関しては、市が実施する場合、出来るかぎり所有者や地域住民との共同開催という方法をとり、歴史文化遺産の活用が所有者や地域社会へ有意なものとなるように調整する。

## ② 地域住民との連携

市内の歴史文化遺産は、氏子、檀家、祭礼の保存会など地域に根ざす団体が実質的に保存や継承の担い手となっている場合も見られる。また、地域に根ざす歴史文化遺産が継承され、活用される場合は、地域住民が地域への愛着や誇りを醸成する場ともなっており、地域社会の絆を保つ上でも重要な役割を果たしてきたものである。このために、歴史文化遺産の継承の側面においても、住民の郷土愛を育むという側面においても、また、各地域において人とひととの絆、人と地域のつながりを保っていくうえでも、地域住民と連携し、歴史文化遺産を保存継承し活用を行っていく必要がある。

これらの団体が抱える共通の課題として、人口減少や少子高齢化にともなう団体構成員の減少や高齢化、次世代を担う後継者の育成が困難となっていることがあげられる。

今後は、地域に根ざした歴史文化遺産の保存と活用を進めるにあたって、自治会、檀家、氏子など地域住民に働きかけを行うことにより、住民連携による効果的なものとして行うとともに、これが新たに保存継承を担う団体の構成員の獲得の場ともなるように事業展開していく。

## ③ テーマ型の市民団体との連携

本市ではボランティア活動が盛んであり、歴史文化遺産活用に関するボランティアはもとより、観光、森林保全、自然環境保全、景観保全、地域活性化など様々な目的をもったテーマ型の市民団体が活動している。これまでは、主に市が主体となって実施してきた歴史文化遺産の活用事業を展開する中で、文化財ボランティアの参画を得、あるいは観光ボランティアの協力の基に事業の実施を行ってきた。

今後は、民間の多くの団体が効果的に連携し、歴史文化遺産の保全・活用をそれぞれの活動の趣旨に沿った形で進めることを目標とする。このために、市域の歴史文化遺産の価値や魅力について一定の共通理解を促し、必要に応じて、市民協働所管課との連携の基に、テーマ型の市民団体による歴史文化遺産のより直接的な保存継承の担い手となる地域型の市民団体への支援や協働が進むように調整を行っていく。

## ④ 住民連携体制の構築

以上、整理を行ってきたように、従来は保存を重視して歴史文化遺産所有者が実施主体となって行う保存事業を国や市が補助する形で事業を進める側面が強かった。今後は、このような保存の取組みも継続していく一方で、歴史文化遺産を市民協働によって効果的に保存活用していくことが求められている。

なお、活用の在り方として、歴史文化遺産所有者、地域住民、有識者、行政によって構成する実行委員会を実施主体として文化遺産総合活用推進事業などを実施し、有形・無形の様々な歴史文化遺産を総合的に活用する取組みを進めていく必要がある。

## ⑤ 広域連携

地域に人を呼び込み、新しい人の流れを作るためには、市域を越えた広域での連携が必要になる。歴史的コンテンツや歴史文化遺産には、広域にわたって共通のテーマ・ストーリーで情報発信し、あるいは共通の枠組みで活用していくことが可能なものが存在している。また、各地域で所在する歴史文化遺産の年代の相違などによる

相互補完性などがある場合もある。今後は、幅広く連携することで、関係人口、交流人口の拡大を効果的に行っていく必要がある。この際、自治体間で提供するサービスや整備の在り方の差が生じないように調整を行う必要がある。

## 2 事業推進の進行管理など

### (1) P D C Aサイクルによる進行管理

地域計画に基づいて毎年実施する事業については、河内長野市文化財保護審議会において目的、手法、効果の観点から評価を行い、課題点を整理し、翌年度の事業実施に活かしていくためにP D C Aサイクルによる進行管理を行う。この際に、単に事業実施の状況のみの評価を行うのではなく、その手法において市民との効果的な連携ができたのかどうかについても評価していく。また、これらの評価に関しては、令和8年度以降に新たな次期地域計画を策定する際の基礎資料とする。

### (2) 協働・連携による事業の推進

事業の実施にあたって、文化財保護審議会委員をはじめとする有識者、国・府の指導を受け、歴史文化遺産所有者はもちろんのこと、市民、関連団体の積極的な参加・参画を得ながら協働・連携により事業を推進していく。

### (3) 柔軟な計画の見直し

めまぐるしく変化する社会環境に対応し、歴史文化遺産の保存に関する突発的な事案にも対応していくために、地域計画を柔軟に見直していくことも重要である。このため、令和4年度において令和元年度から令和3年度にかけての事業を総括して評価し、令和5年度以降の事業の見直しを行い、あるいは詳細内容を定めていくこととする。

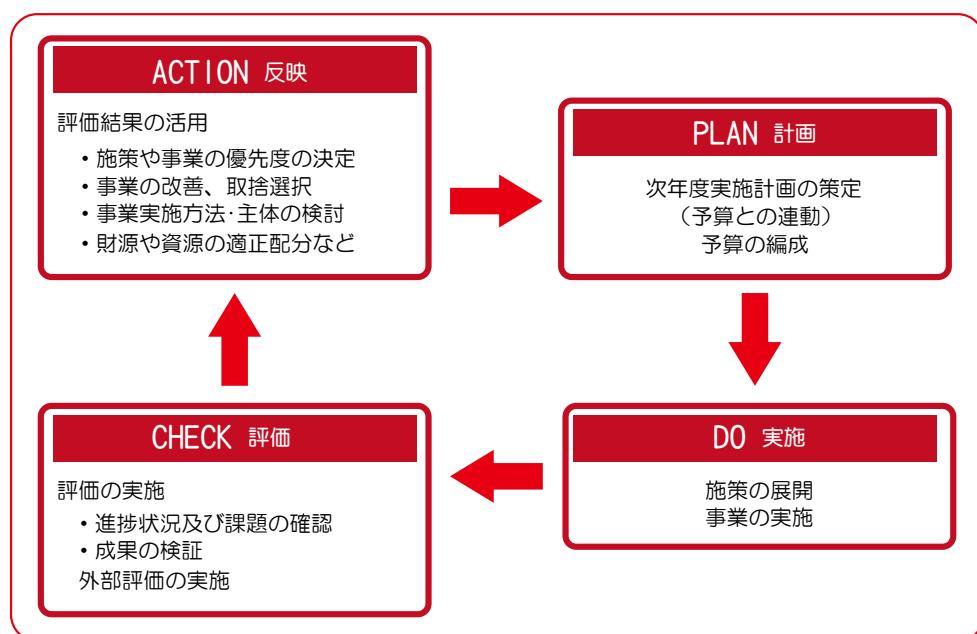


図51 P D C Aサイクル

## 第7章 地域計画策定の体制と経過

地域計画の策定にあたっては、河内長野市歴史文化基本構想を策定する際に設置した河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会に対して平成28年2月9日に開催された第6回委員会の場で諮問を行い、令和元年11月6日に開催された第12回委員会において答申を受けた内容を基本とした。同委員会は、学識経験者・文化財所有者・地域住民・行政関係者から構成されるものであり、河内長野市教育委員会生涯学習部文化財保護課を事務局とした。

また、令和元年11月13日に開催された河内長野市文化財保護審議会の審議を経て、令和元年12月25日に開催された河内長野市教育委員会会議で議決を行い策定したものである。

河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会名簿

区分	氏名	所属	専門分野
委員長	櫻井 敏雄 (平成25年度～)	河内長野市文化財保護審議会会长 和歌山県文化財センター理事長	建築（社寺など）
副委員長	樽野 博幸 (平成25年度～)	大阪市立自然史博物館外来研究員	天然記念物
委員	長田 寛康 (平成25年度～平成30年度)	大阪経済大学人間科学部教授	美術工芸
委員	小栗栖 健治 (平成27年度～)	神戸女子大学古典芸能研究センター客員研究員	民俗
委員	橋寺 知子 (平成25年度～)	関西大学環境都市工学部准教授	近代建築史
委員	佐久間 康富 (平成25年度～)	和歌山大学システム工学部准教授	景観
委員	上田 露宣 (平成25年度～)	宗教法人延命寺代表役員	市民委員
委員	鵜飼 武 (平成27年度～)	下岩瀬薬師寺保存会	市民委員
委員	星住 哲二 (平成27年度～)	大阪府教育庁文化財保護課長	行政委員
	森屋 直樹 (平成29年度～)		
	大野 広 (平成31年度～)		
委員	田中 伸之 (平成27年度～)	大阪府富田林土木事務所地域支援・企画課長	行政委員
	白井 康之 (平成29年度～)		
	西端 薫 (平成31年度～)		
委員	松浦 隆 (平成27年度～)	河内長野市市民協働課長	行政委員
	緒方 博 (平成28年度～)	河内長野市市民生活部自治協働課長	
委員	中村 美実 (平成26年度～)	河内長野市産業経済部観光政策課長	行政委員
	太口 智裕 (平成28年度～)	河内長野市環境経済部産業観光課長	
	尾西 健一 (平成29年度～)	河内長野市環境経済部産業観光課長	
委員	深海 秀友 (平成25年度～)	河内長野市都市づくり部副理事兼都市創生課長	行政委員
	山田 耕司 (平成28年度～)	河内長野市都市づくり部都市創生課長	
	田中 博行 (平成30年度～)	河内長野市都市づくり部都市創生課長	
	廣瀬 真一 (平成31年度～)	河内長野市都市づくり部都市計画課長	
委員	小林 章良 (平成25年度～)	河内長野市総合政策部政策企画課長	行政委員
	島田 俊彦 (平成28年度～)	河内長野市総合政策部政策企画課長	
	小川 祥 (平成29年度～)	河内長野市総合政策部政策企画課長	
	谷ノ上 浩久 (平成31年度～)	河内長野市総合政策部政策企画課長	

### 第6回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：平成28年2月9日（火）午後2時から

場所：河内長野市役所7階 行政委員会室

案件

- ・諮問「河内長野市文化財保存活用計画の策定について」

## 第7回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：平成28年11月18日（金）午後2時から

場所：河内長野市役所7階 行政委員会室

案件

- ・本市の歴史文化遺産保存活用の現状と課題
- ・歴史文化遺産保存活用の事業概要

## 第8回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：平成29年2月27日（月）午後2時から

場所：河内長野市役所5階 501会議室

案件

- ・第7回委員会での議事について
- ・連携と体制整備の方針について（案）
- ・事業計画について（案）

## 第9回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：平成29年10月3日（火）午後2時から

場所：河内長野市役所7階 行政委員会室

案件

- ・河内長野市文化財保存活用計画（素案）について

## 第10回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：平成30年8月20日（月）午後2時から

場所：河内長野市役所7階 行政委員会室

案件

- ・第9回河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会の議事事項について
- ・今後のスケジュールについて
- ・河内長野市文化財保存活用計画（素案）について

## 第11回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：令和元年7月8日（月）午前10時から

場所：河内長野市役所3階 301会議室

案件

- ・河内長野市文化財保存活用計画策定事業の経過について
- ・河内長野市文化財保存活用計画（素案）の構成と修正の要点について
- ・歴史文化遺産の調査・研究、保存、活用の方針について
- ・歴史文化遺産の保存・活用の推進体制について
- ・今後のスケジュールと市民意見の公募について

## 第12回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会

日時：令和元年11月6日（水）午後2時から

会場：河内長野市役所7階 行政委員会室

案件：

- ・報告「パブリックコメントの結果について」
- ・答申「河内長野市文化財保存活用計画について」



# 河内長野市文化財保存活用地域計画

---

令和元年12月

編集・発行 河内長野市教育委員会

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

T E L 0721-53-1111

